

令和4年度

—公共測量— 作業規程の準則の改正

付録7 公共測量標準図式（追加・修正部分のみ）

新旧対照表

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント
<p data-bbox="1210 163 1371 210">付録 7</p> <p data-bbox="489 840 943 886">公共測量標準図式</p>	<p data-bbox="2558 163 2718 210">付録 7</p> <p data-bbox="1834 840 2288 886">公共測量標準図式</p>	

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>公共測量標準図式</p> <p>第1章 総 則</p> <p> 第1節 総 則</p> <p> 第2節 表示の原則</p> <p>第2章 地図記号</p> <p> 第1節 通 則</p> <p> 第2節 境界等</p> <p> 第3節 交通施設</p> <p> 第4節 建物等</p> <p> 第5節 小物体</p> <p> 第6節 水部等</p> <p> 第7節 土地利用等</p> <p> 第8節 地形等</p> <p> 第9節 地図記号の様式</p> <p>第3章 取得分類基準</p> <p> 第1節 通 則</p> <p> 第2節 取得分類基準</p> <p>第4章 注 記</p> <p> 第1節 通 則</p> <p> 第2節 細 則</p> <p>第5章 整 飾</p> <p> 第1節 通 則</p> <p>数値地形図データファイル仕様</p> <p>第1章 総 則</p> <p> 第1節 総 則</p> <p>第2章 数値地形図データファイル仕様</p> <p> 第1節 通 則</p> <p>第3章 写真地図データファイル仕様</p> <p> 第1節 通 則</p> <p> 第2節 写真地図データファイル</p> <p> 第3節 位置情報ファイル</p> <p>第4章 数値地形図データファイル説明書</p> <p>第5章 三次元点群データ説明書</p> <p><u>附属資料</u></p> <p>公共測量図式 数値地形図データ取得分類基準表</p> <p>公共測量図式 数値地形図データ取得分類基準表 応用測量</p> <p>公共測量図式 数値地形図データ取得分類基準表 測量記録</p> <p>公共測量図式 数値地形図データ取得分類コード表</p> <p>公共測量図式 数値地形図データファイル仕様</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>公共測量標準図式</p> <p>第1章 総 則</p> <p> 第1節 総 則</p> <p> 第2節 表示の原則</p> <p>第2章 地図記号</p> <p> 第1節 通 則</p> <p> 第2節 境界等</p> <p> 第3節 交通施設</p> <p> 第4節 建物等</p> <p> 第5節 小物体</p> <p> 第6節 水部等</p> <p> 第7節 土地利用等</p> <p> 第8節 地形等</p> <p> 第9節 地図記号の様式</p> <p>第3章 取得分類基準</p> <p> 第1節 通 則</p> <p> 第2節 取得分類基準</p> <p>第4章 注 記</p> <p> 第1節 通 則</p> <p> 第2節 細 則</p> <p>第5章 整 飾</p> <p> 第1節 通 則</p> <p>数値地形図データファイル仕様</p> <p>第1章 総 則</p> <p> 第1節 総 則</p> <p>第2章 数値地形図データファイル仕様</p> <p> 第1節 通 則</p> <p>第3章 写真地図データファイル仕様</p> <p> 第1節 通 則</p> <p> 第2節 写真地図データファイル</p> <p> 第3節 位置情報ファイル</p> <p>第4章 数値地形図データファイル説明書</p> <p>第5章 三次元点群データ説明書</p> <p><u>付属資料</u></p> <p>公共測量図式 数値地形図データ取得分類基準表</p> <p>公共測量図式 数値地形図データ取得分類基準表 応用測量</p> <p>公共測量図式 数値地形図データ取得分類基準表 測量記録</p> <p>公共測量図式 数値地形図データ取得分類コード表</p> <p>公共測量図式 数値地形図データファイル仕様</p>	<p>表現の適正化</p>

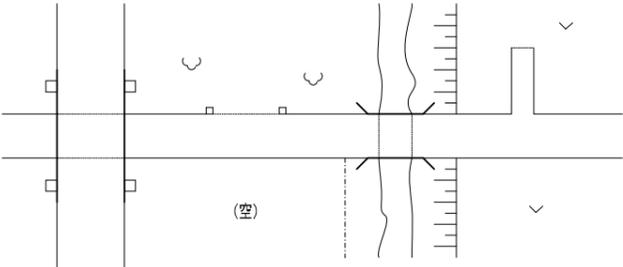
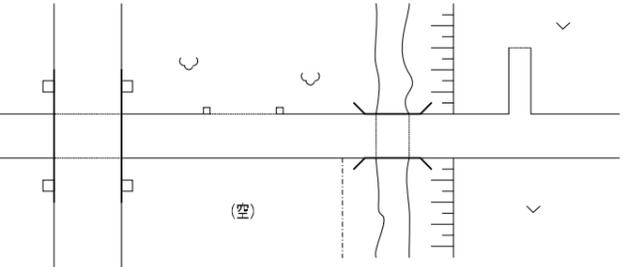
改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント																																												
第1章 総則	第1章 総則																																													
第1節 総則	第1節 総則																																													
（目的）	（目的）																																													
第1条 この図式は、作業規程の準則第108条の規定に基づき、地図情報レベル5000以下の数値地形図の調製について、その取得する事項及び地形、地物等の取得方法、その他記号の適用等の基準を定め規格の統一を図ることを目的とする。	第1条 この図式は、作業規程の準則第108条に基づき、地図情報レベル5000以下の数値地形図の調製について、その取得する事項及び地形、地物等の取得方法、その他記号の適用等の基準を定め規格の統一を図ることを目的とする。	表現の適正化																																												
（数値地形図の性格）	（数値地形図の性格）																																													
第2条 数値地形図とは、都市、河川、道路、ダム等の計画及び管理並びに土木工事のために使用できる位置精度を有した地理空間情報及び数値地形図をいう。	第2条 数値地形図とは、都市、河川、道路、ダム等の計画、管理及び土木工事のために使用できる位置精度を有した地理空間情報及び数値地形図をいう。																																													
第2節 表示の原則	第2節 表示の原則																																													
（表示の対象）	（表示の対象）																																													
第3条 数値地形図に表示する対象は、測量作業時に現存し、永続性のあるものとする。ただし、次に掲げる事項は、表示することができる。 <ul style="list-style-type: none"> 一 建設中のもので、おおむね1年以内に完成する見込のもの。 二 永続性のないもので、特に必要と認められるもの。 	第3条 数値地形図に表示する対象は、測量作業時に現存し、永続性のあるものとする。ただし、次に掲げる事項は、表示することができる。 <ul style="list-style-type: none"> 一 建設中のもので、おおむね1年以内に完成する見込のもの。 二 永続性のないもので、特に必要と認められるもの。 																																													
（表示の方法）	（表示の方法）																																													
第4条 数値地形図への表現は、地表面の状況を地図情報レベルに応じて正確詳細に表示する。 <ul style="list-style-type: none"> 2 表示する対象は、それぞれの上方からの正射影（以下「正射影」という。）で、その形状を表示する。ただし、正射影で表示することが困難なものについては、正射影の位置に定められた記号で表示する。 3 特定の記号のないもので、特に表示する必要がある対象は、その位置を指示する点（以下「指示点」という。）を表示し、名称、種類等を文字により表示する。 	第4条 数値地形図への表現は、地表面の状況を地図情報レベルに応じて正確詳細に表示する。 <ul style="list-style-type: none"> 2 表示する対象は、それぞれの上方からの正射影（以下「正射影」という。）で、その形状を表示する。ただし、正射影で表示することが困難なものについては、正射影の位置に定められた記号で表示する。 3 特定の記号のないもので、特に表示する必要がある対象は、その位置を指示する点（以下「指示点」という。）を表示し、名称、種類等を文字により表示する。 																																													
（表示事項の転位）	（表示事項の転位）																																													
第5条 数値地形図に表示する地物の水平位置の転位は、原則として行わない。 <ul style="list-style-type: none"> 2 地図情報レベル2500以上に表示する地物の水平位置は、やむを得ない場合には地図情報レベルに対応する相当縮尺の出力図に限り、図上0.7mmまで転位させることができる。 	第5条 数値地形図に表示する地物の水平位置の転位は、原則として行わない。 <ul style="list-style-type: none"> 2 地図情報レベル2500以上に表示する地物の水平位置は、やむを得ない場合には地図情報レベルに対応する相当縮尺の出力図に限り、図上0.7mmまで転位させることができる。 																																													
（地図記号及び文字の大きさの許容誤差）	（地図記号及び文字の大きさの許容誤差）																																													
第6条 数値地形図に表示する記号及び文字の大きさの許容誤差は、表現上やむを得ないものに限り定められた大きさに対して図上±0.2mm以内とする。	第6条 数値地形図に表示する記号及び文字の大きさの許容誤差は、表現上やむを得ないものに限り定められた大きさに対して図上±0.2mm以内とする。																																													
（線の区分）	（線の区分）																																													
第7条 数値地形図に表示する線の区分は、次の表に定めるとおりとする。 <table border="1" data-bbox="311 1365 1127 1753" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>線号</th> <th>線の太さ</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1号</td><td>0.05mm</td><td rowspan="10">線の太さの許容誤差は、各線号を通じて±0.025mmとする。</td></tr> <tr><td>2号</td><td>0.10mm</td></tr> <tr><td>3号</td><td>0.15mm</td></tr> <tr><td>4号</td><td>0.20mm</td></tr> <tr><td>5号</td><td>0.25mm</td></tr> <tr><td>6号</td><td>0.30mm</td></tr> <tr><td>7号</td><td>0.35mm</td></tr> <tr><td>8号</td><td>0.40mm</td></tr> <tr><td>10号</td><td>0.50mm</td></tr> </tbody> </table>	線号	線の太さ	備考	1号	0.05mm	線の太さの許容誤差は、各線号を通じて±0.025mmとする。	2号	0.10mm	3号	0.15mm	4号	0.20mm	5号	0.25mm	6号	0.30mm	7号	0.35mm	8号	0.40mm	10号	0.50mm	第7条 数値地形図に表示する線の区分は、次の表に定めるとおりとする。 <table border="1" data-bbox="1647 1365 2463 1753" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>線号</th> <th>線の太さ</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1号</td><td>0.05mm</td><td rowspan="10">線の太さの許容誤差は、各線号を通じて±0.025mmとする。</td></tr> <tr><td>2号</td><td>0.10mm</td></tr> <tr><td>3号</td><td>0.15mm</td></tr> <tr><td>4号</td><td>0.20mm</td></tr> <tr><td>5号</td><td>0.25mm</td></tr> <tr><td>6号</td><td>0.30mm</td></tr> <tr><td>7号</td><td>0.35mm</td></tr> <tr><td>8号</td><td>0.40mm</td></tr> <tr><td>10号</td><td>0.50mm</td></tr> </tbody> </table>	線号	線の太さ	備考	1号	0.05mm	線の太さの許容誤差は、各線号を通じて±0.025mmとする。	2号	0.10mm	3号	0.15mm	4号	0.20mm	5号	0.25mm	6号	0.30mm	7号	0.35mm	8号	0.40mm	10号	0.50mm	
線号	線の太さ	備考																																												
1号	0.05mm	線の太さの許容誤差は、各線号を通じて±0.025mmとする。																																												
2号	0.10mm																																													
3号	0.15mm																																													
4号	0.20mm																																													
5号	0.25mm																																													
6号	0.30mm																																													
7号	0.35mm																																													
8号	0.40mm																																													
10号	0.50mm																																													
線号	線の太さ		備考																																											
1号	0.05mm	線の太さの許容誤差は、各線号を通じて±0.025mmとする。																																												
2号	0.10mm																																													
3号	0.15mm																																													
4号	0.20mm																																													
5号	0.25mm																																													
6号	0.30mm																																													
7号	0.35mm																																													
8号	0.40mm																																													
10号	0.50mm																																													
第2章 地図記号	第2章 地図記号																																													
第1節 通則	第1節 通則																																													
（地図記号）	（地図記号）																																													
第8条 地図記号とは、対象物を数値地形図上に表現するために規定した記号をいい、境界等、交通施設、建物	第8条 地図記号とは、対象物を数値地形図上に表現するために規定した記号をいい、境界等、交通施設、建物																																													

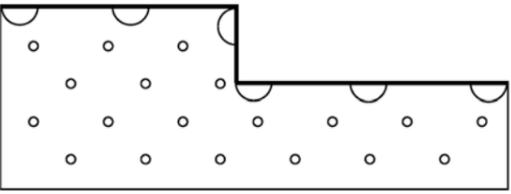
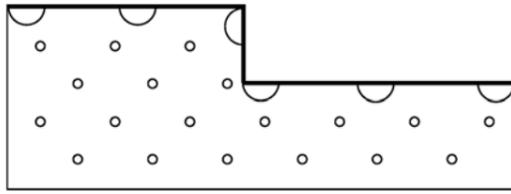
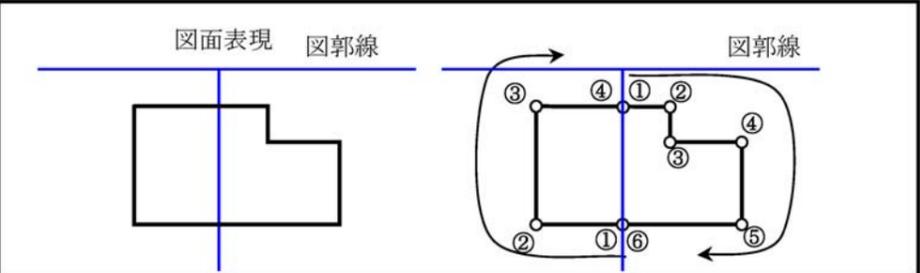
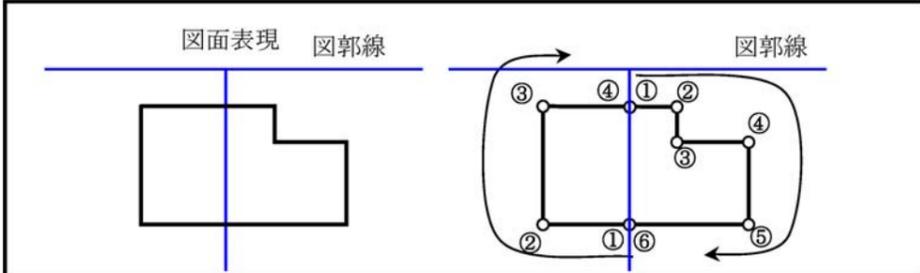
改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント
等、小物体、水部等、土地利用等及び地形等に区分する。	等、小物体、水部等、土地利用等及び地形等に区分する。	
第2節 境界等	第2節 境界等	
（境界等） 第9条 境界等は、境界及び所属界に区分する。	（境界等） 第9条 境界等は、境界及び所属界に区分する。	
（境界） 第10条 境界とは、行政区画の境をいい、都府県界、北海道の支庁界、郡市・東京都の区界、町村・指定都市の区界、大字・町界・丁目界及び小字界に区分して表示する。	（境界） 第10条 境界とは、行政区画の境をいい、都府県界、北海道の支庁界、郡市・東京都の区界、町村・指定都市の区界、大字・町界・丁目界及び小字界に区分して表示する。	
（所属界） 第11条 所属界とは、島等の所属を示す線をいい、用図上必要がある場合に表示する。	（所属界） 第11条 所属界とは、島等の所属を示す線をいい、用図上必要がある場合に表示する。	
（未定境界） 第12条 未定境界とは、第10条に規定するもののうち、都府県界、北海道の支庁界、郡市・東京都の区界及び町村・指定都市の区界で未定であることが明らかな境界をいい、関係市町村間で意見の相違がある境界を含む。 2 未定境界は、間断区分を設定する。 3 未定境界は、数値地形図データでは表示しない。	（未定境界） 第12条 未定境界とは、第10条に規定するもののうち、都府県界、北海道の支庁界、郡市・東京都の区界及び町村・指定都市の区界で未定であることが明らかな境界をいい、関係市町村間で意見の相違がある境界を含む。 2 未定境界は、間断区分を設定する。 3 未定境界は、数値地形図データでは表示しない。	
第3節 交通施設	第3節 交通施設	
（交通施設） 第13条 交通施設は、道路、道路施設、鉄道及び鉄道施設に区分する。	（交通施設） 第13条 交通施設は、道路、道路施設、鉄道及び鉄道施設に区分する。	
（道路） 第14条 道路とは、一般交通の用に供する道路及び私有道路をいい、真幅道路、徒歩道、庭園路等、トンネル内の道路及び建設中の道路に区分して表示する。 2 真幅道路、庭園路等、トンネル内の道路及び建設中の道路は、その正射影を表示し、徒歩道は、 <u>正射影の中心線及び記号の中心線</u> を一致させて表示する。	（道路） 第14条 道路とは、一般交通の用に供する道路及び私有道路をいい、真幅道路、徒歩道、庭園路等、トンネル内の道路及び建設中の道路に区分して表示する。 2 真幅道路、庭園路等、トンネル内の道路及び建設中の道路は、その正射影を表示し、徒歩道は、 <u>正射影の中心線と記号の中心線</u> を一致させて表示する。	表現の適正化
（道路施設） 第15条 道路施設とは、道路と一体となってその効用を全うする施設をいう。	（道路施設） 第15条 道路施設とは、道路と一体となってその効用を全うする施設をいう。	
（鉄道） 第16条 鉄道とは、鉄道事業法及び軌道法に基づいて敷設された軌道等をいう。 2 鉄道は、 <u>軌道又は軌道間の</u> 正射影の中心線と記号の中心線を一致させて表示する。	（鉄道） 第16条 鉄道とは、鉄道事業法及び軌道法に基づいて敷設された軌道等をいう。 2 鉄道は、 <u>軌道、又は軌道間の</u> 正射影の中心線と記号の中心線を一致させて表示する。	表現の適正化
（鉄道施設） 第17条 鉄道施設とは、鉄道と一体となってその効用を全うする施設をいう。	（鉄道施設） 第17条 鉄道施設とは、鉄道と一体となってその効用を全うする施設をいう。	
第4節 建物等	第4節 建物等	
（建物等） 第18条 建物等は、建物、建物に <u>附属</u> する構造物及び建物記号に区分する。	（建物等） 第18条 建物等は、建物、建物に <u>付属</u> する構造物及び建物記号に区分する。	表現の適正化
（建物） 第19条 建物とは、居住その他の目的をもって構築された建築物をいい、普通建物、堅ろう建物、普通無壁舎及び堅ろう無壁舎に区分して表示する。 2 建物は、射影の短辺が実長1m以上のものについて、その外周の正射影を表示することを原則とする。	（建物） 第19条 建物とは、居住その他の目的をもって構築された建築物をいい、普通建物、堅ろう建物、普通無壁舎及び堅ろう無壁舎に区分して表示する。 2 建物は、射影の短辺が実長1m以上のものについて、その外周の正射影を表示することを原則とする。	
（建物の <u>附属物</u> ） 第20条 建物の <u>附属物</u> とは、門、屋門、たたき及びプールをいう。	（建物の <u>付属物</u> ） 第20条 建物の <u>付属物</u> とは、門、屋門、たたき及びプールをいう。	表現の適正化
（建物記号） 第21条 建物記号とは、建物の機能を明らかにするために定めた記号をいう。 2 特定の用途あるいは、機能を明らかにする必要のある建物には、注記することを原則とする。 3 建物規模が小さいもの及び市街地等の建物の錯雑する地域において、注記により重要な地物と重複するおそれのある場合には、定められた記号によって表示する。 4 大きな建物の一部にある郵便局、銀行等のうち、好目標となるもので必要と認められるものは、指示点を付して表示する。	（建物記号） 第21条 建物記号とは、建物の機能を明らかにするために定めた記号をいう。 2 特定の用途あるいは、機能を明らかにする必要のある建物には、注記することを原則とする。 3 建物規模が小さいもの及び市街地等の建物の錯雑する地域において、注記により重要な地物と重複するおそれのある場合には、定められた記号によって表示する。 4 大きな建物の一部にある郵便局、銀行等のうち、好目標となるもので必要と認められるものは、指示点を付して表示する。	

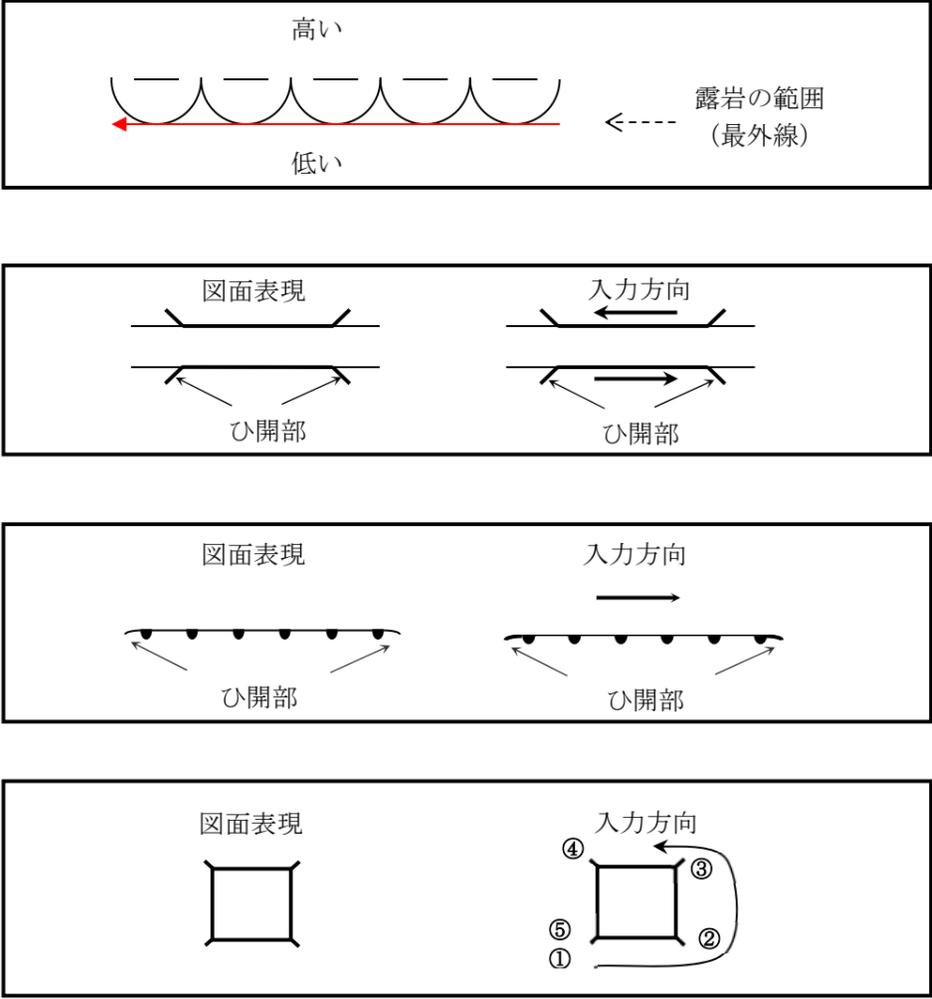
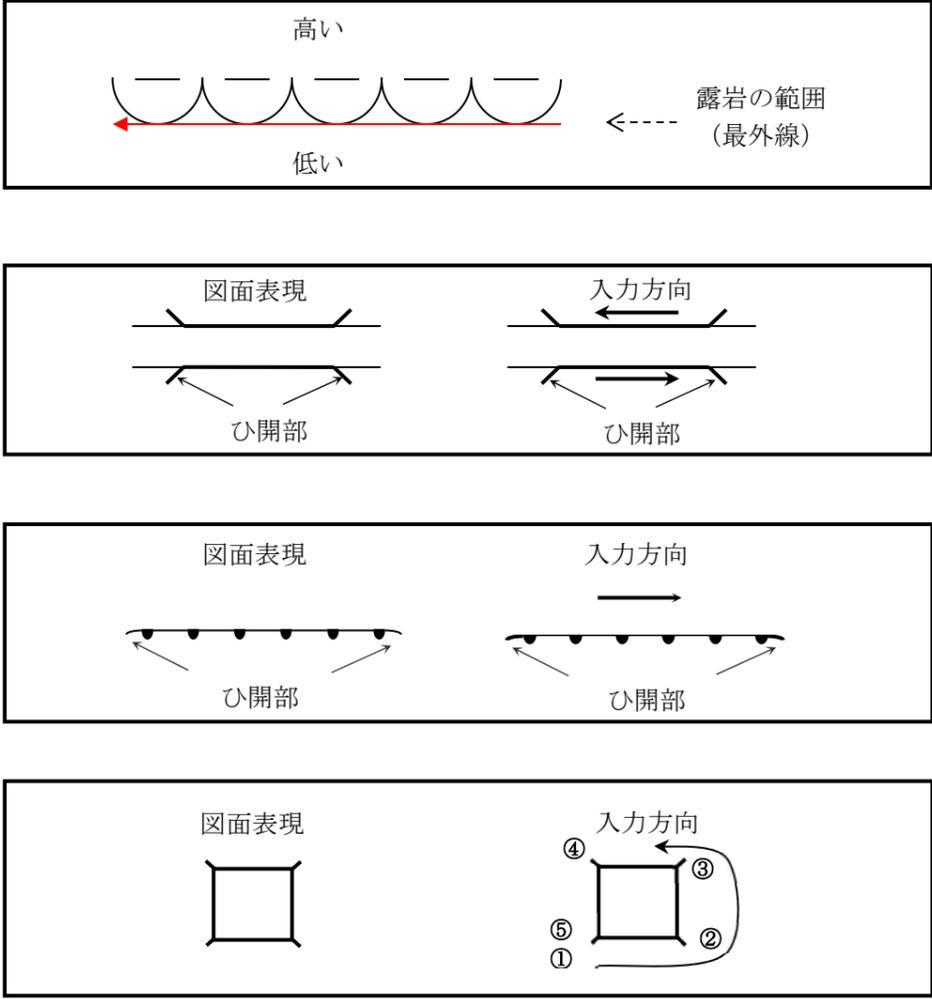
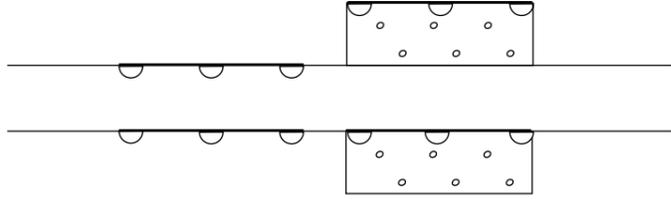
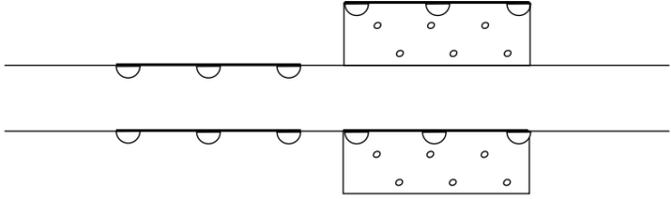
改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント
<p>5 建物記号の表示位置等は、次による。</p> <p>一 建物の内部に表示できる場合は、中央に表示する。</p> <p>二 建物の内部に表示できない場合は、指示点を付しその上方に表示することを原則とし、表示位置の記号を間断することが適当でない場合は、その景況に従い適宜の位置に表示することができる。</p>	<p>5 建物記号の表示位置等は、次による。</p> <p>一 建物の内部に表示できる場合は、中央に表示する。</p> <p>二 建物の内部に表示できない場合は、指示点を付しその上方に表示することを原則とし、表示位置の記号を間断することが適当でない場合は、その景況に従い適宜の位置に表示することができる。</p>	
<p>第5節 小物体</p>	<p>第5節 小物体</p>	
<p>（小物体）</p> <p>第22条 小物体は、公共施設及びその他の小物体に区分する。</p>	<p>（小物体）</p> <p>第22条 小物体は、公共施設及びその他の小物体に区分する。</p>	
<p>（公共施設）</p> <p>第23条 公共施設とは、電柱及びマンホールをいう。</p> <p>2 電柱は、その支柱中心を記号中心と一致させて表示し、有線方向を1.0mm表示する。このとき、有線方向は、架設されているもの全てについて表示する。</p> <p>3 支線及び枝線は、原則として表示しない。</p> <p>4 マンホールは、共同溝、ガス、電話、電力、下水及び上水は規模等を考慮し、それぞれの記号で表示する。それ以外のものについては、公共性、規模等を考慮して、未分類を用いて表示する。</p>	<p>（公共施設）</p> <p>第23条 公共施設とは、電柱及びマンホールをいう。</p> <p>2 電柱は、その支柱中心を記号中心と一致させて表示し、有線方向を1.0mm表示する。このとき、有線方向は、架設されているもの全てについて表示する。</p> <p>3 支線及び枝線は、原則として表示しない。</p> <p>4 マンホールは、共同溝、ガス、電話、電力、下水及び上水は規模等を考慮し、それぞれの記号で表示する。それ以外のものについては、公共性、規模等を考慮して、未分類を用いて表示する。</p>	
<p>（その他の小物体）</p> <p>第24条 その他の小物体とは、形状が一般に小さく、定められた記号によらなければ表示できない工作物をいう。</p> <p>2 その他の小物体は、原則として好目標となるもので、地点の識別と指示のために必要なもの及び歴史的・学術的に著名なものを表示する。</p> <p>3 その他の小物体の記号は、特に指定するものを除き、その記号の中心点又は中心線が当該小物体の真位置にあるように表示する。</p> <p>4 定められた記号のない小物体は、その位置に指示点を付し、これにその名称又は種類を示す注記を添えて表示する。</p>	<p>（その他の小物体）</p> <p>第24条 その他の小物体とは、形状が一般に小さく、定められた記号によらなければ表示できない工作物をいう。</p> <p>2 その他の小物体は、原則として好目標となるもので、地点の識別と指示のために必要なもの及び歴史的・学術的に著名なものを表示する。</p> <p>3 その他の小物体の記号は、特に指定するものを除き、その記号の中心点又は中心線が当該小物体の真位置にあるように表示する。</p> <p>4 定められた記号のない小物体は、その位置に指示点を付し、これにその名称又は種類を示す注記を添えて表示する。</p>	
<p>第6節 水部等</p>	<p>第6節 水部等</p>	
<p>（水部等）</p> <p>第25条 水部等は、水部及び水部に関する構造物等に区分する。</p>	<p>（水部等）</p> <p>第25条 水部等は、水部及び水部に関する構造物等に区分する。</p>	
<p>（水部）</p> <p>第26条 水部は、河川、細流、かれ川、用水路、湖池、海岸線、地下水路及び低位水涯線に区分する。</p>	<p>（水部）</p> <p>第26条 水部は、河川、細流、かれ川、用水路、湖池、海岸線、地下水路及び低位水涯線に区分する。</p>	
<p>（水部に関する構造物等）</p> <p>第27条 水部に関する構造物等とは、水涯線に附属するダム、せき、水門、防波堤等の構造物をいい、渡船発着所、滝、流水方向を含む。</p>	<p>（水部に関する構造物等）</p> <p>第27条 水部に関する構造物等とは、水涯線に付属するダム、せき、水門、防波堤等の構造物をいい、渡船発着所、滝、流水方向を含む。</p>	<p>表現の適正化</p>
<p>第7節 土地利用等</p>	<p>第7節 土地利用等</p>	
<p>（土地利用等）</p> <p>第28条 土地利用等は、法面、構囲、諸地、場地及び植生に区分する。</p>	<p>（土地利用等）</p> <p>第28条 土地利用等は、法面、構囲、諸地、場地及び植生に区分する。</p>	
<p>（法面）</p> <p>第29条 法面とは、切土あるいは盛土によって人工的に作られた斜面の部分をいう。</p>	<p>（法面）</p> <p>第29条 法面とは、切土あるいは盛土によって人工的に作られた斜面の部分をいう。</p>	
<p>（構囲）</p> <p>第30条 構囲とは、建物及び敷地等の周辺を区画する囲壁の類をいう。</p>	<p>（構囲）</p> <p>第30条 構囲とは、建物及び敷地等の周辺を区画する囲壁の類をいう。</p>	
<p>（諸地）</p> <p>第31条 諸地とは、集落に属する区域の中で、建物以外の土地をいい、空地、駐車場、花壇、園庭、墓地、材料置場及び太陽光発電設備に区分して表示し、区域界を含む。</p> <p>2 区域界とは、諸地及び場地等のうち特に他の区域と区分する必要がある場合で、その区域が地物縁で表示できない場合に適用する。</p> <p>3 建設中の区域は、区域界で表示する。</p>	<p>（諸地）</p> <p>第31条 諸地とは、集落に属する区域の中で、建物以外の土地をいい、空地、駐車場、花壇、園庭、墓地、材料置場及び太陽光発電設備に区分して表示し、区域界を含む。</p> <p>2 区域界とは、諸地及び場地等のうち特に他の区域と区分する必要がある場合で、その区域が地物縁で表示できない場合に適用する。</p> <p>3 建設中の区域は、区域界で表示する。</p>	
<p>（場地）</p>	<p>（場地）</p>	

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント
<p>第32条 場地とは、読図上他の区域と区別する必要がある城跡、史跡、名勝、天然記念物、温泉、鉱泉、公園、牧場、運動場、飛行場等の区域をいう。</p> <p>2 場地は、その状況に応じて区域界及び場地記号又は注記により表示する。</p> <p>3 場地記号は、区域のおおむね中央に表示するのを原則とする。ただし、特に指定する主要な箇所がある場合には、その位置に表示する。</p>	<p>第32条 場地とは、読図上他の区域と区別する必要がある城跡、史跡、名勝、天然記念物、温泉、鉱泉、公園、牧場、運動場、飛行場等の区域をいう。</p> <p>2 場地は、その状況に応じて区域界及び場地記号又は注記により表示する。</p> <p>3 場地記号は、区域のおおむね中央に表示するのを原則とする。ただし、特に指定する主要な箇所がある場合には、その位置に表示する。</p>	
<p>（植生）</p> <p>第33条 植生とは、地表面の植物の種類及びその覆われている状態をいい、植生界、耕地界及び植生記号により表示する。</p> <p>2 植生の表示は、その地域の周縁を植生界等で囲み、その内部にそれぞれの植生記号を入力する。</p> <p>3 既耕地の植生記号は、植生界、耕地界及び地物で囲まれる区域の中央部に一個表示する。ただし、一個では植生の現況が明示できない場合にはその景況に応じて意匠的に表示することができる。</p> <p>4 未耕地の植生記号は、図上4.0cm×4.0cmにおおむね2～4個をその景況に応じて意匠的に表示する。</p>	<p>（植生）</p> <p>第33条 植生とは、地表面の植物の種類及びその覆われている状態をいい、植生界、耕地界及び植生記号により表示する。</p> <p>2 植生の表示は、その地域の周縁を植生界等で囲み、その内部にそれぞれの植生記号を入力する。</p> <p>3 既耕地の植生記号は、植生界、耕地界及び地物で囲まれる区域の中央部に一個表示する。ただし、一個では植生の現況が明示できない場合にはその景況に応じて意匠的に表示することができる。</p> <p>4 未耕地の植生記号は、図上4.0cm×4.0cmにおおむね2～4個をその景況に応じて意匠的に表示する。</p>	
<p>第8節 地形等</p>	<p>第8節 地形等</p>	
<p>（地形等）</p> <p>第34条 地形等とは、地表の起伏の状態をいい、等高線、変形地、基準点及び数値地形モデルに区分する。</p> <p>2 地形の起伏は等高線によって表示することを原則とし、等高線による表現が困難又は不適当な地形は変形地の記号を用いて表示する。</p>	<p>（地形等）</p> <p>第34条 地形等とは、地表の起伏の状態をいい、等高線、変形地、基準点及び数値地形モデルに区分する。</p> <p>2 地形の起伏は等高線によって表示することを原則とし、等高線による表現が困難又は不適当な地形は変形地の記号を用いて表示する。</p>	
<p>（等高線）</p> <p>第35条 等高線は、計曲線、主曲線、補助曲線、特殊補助曲線及びそれらの凹地曲線に区分して表示する。</p> <p>2 等高線には、属性数値に等高線数値を格納する。</p>	<p>（等高線）</p> <p>第35条 等高線は、計曲線、主曲線、補助曲線、特殊補助曲線及びそれらの凹地曲線に区分して表示する。</p> <p>2 等高線には、属性数値に等高線数値を格納する。</p>	
<p>（変形地）</p> <p>第36条 変形地とは、自然によって作られた地表の起伏の状態をいい、土がけ、雨裂、急斜面、洞口、岩がけ、露岩、散岩及びさんご礁に区分して表示する。</p>	<p>（変形地）</p> <p>第36条 変形地とは、自然によって作られた地表の起伏の状態をいい、土がけ、雨裂、急斜面、洞口、岩がけ、露岩、散岩及びさんご礁に区分して表示する。</p>	
<p>（基準点）</p> <p>第37条 基準点は、電子基準点、三角点、水準点、多角点等、公共電子基準点、公共基準点（三角点）、公共基準点（水準点）、公共基準点（多角点等）、その他の基準点、標石を有しない標高点及び図化機測定による標高点に区分して表示する。</p> <p>2 標高数値の表示は、水準点及び公共基準点（水準点）は、小数点以下第3位までとし、電子基準点、三角点、多角点等、公共基準点（三角点）、公共電子基準点、公共基準点（多角点等）、その他の基準点及び標石を有しない標高点は、小数点以下第2位までとし、図化機測定による標高点は、小数点以下第1位までとする。</p> <p>3 標高数値は、属性数値に小数点以下3位まで格納するものとし、有効桁数以下の位には0を与えるものとする。</p> <p>4 基準点の表示密度は、等高線数値を含めて図上10cm×10cmに10点を標準とする。</p>	<p>（基準点）</p> <p>第37条 基準点は、電子基準点、三角点、水準点、多角点等、公共電子基準点、公共基準点（三角点）、公共基準点（水準点）、公共基準点（多角点等）、その他の基準点、標石を有しない標高点及び図化機測定による標高点に区分して表示する。</p> <p>2 標高数値の表示は、水準点及び公共基準点（水準点）は、小数点以下第3位までとし、電子基準点、三角点、多角点等、公共基準点（三角点）、公共電子基準点、公共基準点（多角点等）、その他の基準点及び標石を有しない標高点は、小数点以下第2位までとし、図化機測定による標高点は、小数点以下第1位までとする。</p> <p>3 標高数値は、属性数値に小数点以下3位まで格納するものとし、有効桁数以下の位には0を与えるものとする。</p> <p>4 基準点の表示密度は、等高線数値を含めて図上10cm×10cmに10点を標準とする。</p>	
<p>（数値地形モデル）</p> <p>第38条 数値を用いた地形表現をいう。</p>	<p>（数値地形モデル）</p> <p>第38条 数値を用いた地形表現をいう。</p>	
<p>第9節 地図記号の様式</p>	<p>第9節 地図記号の様式</p>	
<p>（地図記号の様式）</p> <p>第39条 地図情報レベル500、1000、2500、5000の地図記号の様式及び適用は、「公共測量標準図式 数値地形図データ取得分類基準表」による。</p> <p>2 応用測量の地図記号の様式及び適用は、「公共測量標準図式 数値地形図データ取得分類基準表 応用測量」による。</p> <p>3 測量記録の地図記号の様式及び適用は、「公共測量標準図式 数値地形図データ取得分類基準表 測量記録」による。</p>	<p>（地図記号の様式）</p> <p>第39条 地図情報レベル500、1000、2500、5000の地図記号の様式及び適用は、「公共測量標準図式 数値地形図データ取得分類基準表」による。</p> <p>2 応用測量の地図記号の様式及び適用は、「公共測量標準図式 数値地形図データ取得分類基準表 応用測量」による。</p> <p>3 測量記録の地図記号の様式及び適用は、「公共測量標準図式 数値地形図データ取得分類基準表 測量記録」による。</p>	
<p>第3章 取得分類基準</p>	<p>第3章 取得分類基準</p>	

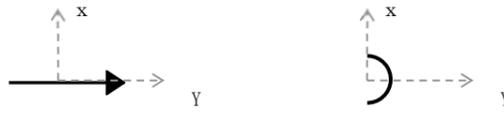
改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント																																																												
<p>第1節 通則</p> <p>（取得分類コード）</p> <p>第40条 取得分類コードは、原則として数値地形図データ取得分類基準表の分類コードを標準の分類コードとして使用する。</p> <p>2 標準の分類コード以外にデータ項目の追加が生じた場合は、同様の性質を持つ地形・地物等のデータ項目と整合させ、「使用分類コード」として追加することができる。</p> <p>3 データ項目の追加の有無に関わらずデータファイル内で使用されている分類コード及び標準の分類コードの関係は、インデックスレコードに記載しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="281 451 1160 751"> <thead> <tr> <th>使用分類コード</th> <th>標準の分類コード</th> <th>使用データタイプフラグ</th> <th>方向規定</th> <th>座標次元</th> <th>内 容 記 述</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3001</td> <td>3001</td> <td>110000000</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>公共以外の普通建物</td> </tr> <tr> <td>3006</td> <td>3001</td> <td>110000000</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>公共の普通建物</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	使用分類コード	標準の分類コード	使用データタイプフラグ	方向規定	座標次元	内 容 記 述							3001	3001	110000000	0	0	公共以外の普通建物	3006	3001	110000000	0	0	公共の普通建物							<p>第1節 通則</p> <p>（取得分類コード）</p> <p>第40条 取得分類コードは、原則として数値地形図データ取得分類基準表の分類コードを標準の分類コードとして使用する。</p> <p>2 標準の分類コード以外にデータ項目の追加が生じた場合は、同様の性質を持つ地形・地物等のデータ項目と整合させ、「使用分類コード」として追加することができる。</p> <p>3 データ項目の追加の有無に関わらずデータファイル内で使用されている分類コードと標準の分類コードの関係は、インデックスレコードに記載しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="1626 451 2504 751"> <thead> <tr> <th>使用分類コード</th> <th>標準の分類コード</th> <th>使用データタイプフラグ</th> <th>方向規定</th> <th>座標次元</th> <th>内 容 記 述</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3001</td> <td>3001</td> <td>110000000</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>公共以外の普通建物</td> </tr> <tr> <td>3006</td> <td>3001</td> <td>110000000</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>公共の普通建物</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	使用分類コード	標準の分類コード	使用データタイプフラグ	方向規定	座標次元	内 容 記 述							3001	3001	110000000	0	0	公共以外の普通建物	3006	3001	110000000	0	0	公共の普通建物							<p>表現の適正化</p>
使用分類コード	標準の分類コード	使用データタイプフラグ	方向規定	座標次元	内 容 記 述																																																									
3001	3001	110000000	0	0	公共以外の普通建物																																																									
3006	3001	110000000	0	0	公共の普通建物																																																									
使用分類コード	標準の分類コード	使用データタイプフラグ	方向規定	座標次元	内 容 記 述																																																									
3001	3001	110000000	0	0	公共以外の普通建物																																																									
3006	3001	110000000	0	0	公共の普通建物																																																									
<p>（データタイプ）</p> <p>第41条 数値地形図のデータタイプは、その特性等により面、線、円、円弧、点、方向、注記、属性、グリッドデータ及び不整三角網の各タイプにより表現する。</p> <p>一 面データとは、建物等の閉じた図形として表現するもので、始点から終点までの連続した座標列で表し、始点及び終点は同一座標とする。</p> <p>二 線データは、始点から終点までの連続した座標列で表す。</p> <p>三 円データとは、タンク等のうち円筒状や球状の地物について表現するもので、円周上の3点の座標値で表す。</p> <p>四 円弧データは、主に円データが図郭等で分断される場合に用い、円弧上の始点、中間点、終点の3点の座標値で表す。</p> <p>五 点データは、建物記号や植生記号等1点で地物等を表現する場合に用いる。</p> <p>六 方向データは、信号灯、抗口（極小）、洞口等点データによって表現される地図記号のうち、記号の向きを現況に合わせて表示する必要があるものは、2点一組の座標列で記号の位置及び方向を表すこととし、最初の点は記号を表示する位置を、2番目の点は、1番目の点と合わせてその記号の向きを表す方向にデータを取得する。ただし、2番目の点は、最初の点から大きく離れることがないように取得する。</p> <p>七 注記データとは、数値地形図表示のための文字のデータであり、入力する位置、文字の大きさ、文字等の間隔、線の太さ等のデータを含む。</p> <p>八 属性データは、ユーザーがデータ利用を目的として、特定の事項について記録するためのもので、様式はFortran形式で設定する。</p> <p>九 グリッドデータは、標高値だけのデータとし、その並び順により位置が決定される。</p> <p>十 不整三角網は、3点の座標で構成されるデータの集合である。</p>	<p>（データタイプ）</p> <p>第41条 数値地形図のデータタイプは、その特性等により面、線、円、円弧、点、方向、注記、属性、グリッドデータ及び不整三角網の各タイプにより表現する。</p> <p>一 面データとは、建物等の閉じた図形として表現するもので、始点から終点までの連続した座標列で表し、始点と終点は同一座標とする。</p> <p>二 線データは、始点から終点までの連続した座標列で表す。</p> <p>三 円データとは、タンク等のうち円筒状や球状の地物について表現するもので、円周上の3点の座標値で表す。</p> <p>四 円弧データは、主に円データが図郭等で分断される場合に用い、円弧上の始点、中間点、終点の3点の座標値で表す。</p> <p>五 点データは、建物記号や植生記号等1点で地物等を表現する場合に用いる。</p> <p>六 方向データは、信号灯、抗口（極小）、洞口等点データによって表現される地図記号のうち、記号の向きを現況に合わせて表示する必要があるものは、2点一組の座標列で記号の位置と方向を表すこととし、最初の点は記号を表示する位置を、2番目の点は、1番目の点と合わせてその記号の向きを表す方向にデータを取得する。なお、2番目の点は、最初の点から大きく離れることがないように取得する。</p> <p>七 注記データとは、数値地形図表示のための文字のデータであり、入力する位置、文字の大きさ、文字等の間隔、線の太さ等のデータを含む。</p> <p>八 属性データは、ユーザーがデータ利用を目的として、特定の事項について記録するためのもので、様式はFortran形式で設定する。</p> <p>九 グリッドデータは、標高値だけのデータとし、その並び順により位置が決定される。</p> <p>十 不整三角網は、3点の座標で構成されるデータの集合である。</p>	<p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p>																																																												

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント																																																																																																																																																																																																																																						
<p>(グループ化)</p> <p>第42条 グループ化は、複数のデータをひとまとめにして取り扱うときに用いる。</p> <p>2 <u>グループ化は、地物及びその注記あるいは属性、建物及び建物記号、建物本体に附属するポーチやひさし等</u>（図形区分）の建物の小突起程度の範囲とする。</p> <p>3 要素グループヘッダレコードの分類コードは、グループの基準となる要素と同一のコードとする。</p> <p>4 グループの基準となる要素は、グループ内の最初のレコードに記述するものとする。</p> <p>5 グループ内の要素識別番号は、新たに1から付与する。<u>ただし、</u>外部のデータベースとリンクしている場合は、追加で付番してもよいこととする。</p> <table border="1" data-bbox="166 449 1279 1100"> <thead> <tr> <th>レコードタイプ</th> <th>分類コード</th> <th>要素識別番号</th> <th>階層レベル</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>:</td><td>:</td><td>:</td><td>:</td><td></td></tr> <tr><td>H</td><td>2200</td><td>0</td><td>1</td><td>レイヤーヘッダレコード</td></tr> <tr><td>E*</td><td>2255</td><td>1</td><td>2</td><td>要素レコード</td></tr> <tr><td>E*</td><td>2255</td><td>2</td><td>2</td><td>要素レコード</td></tr> <tr><td>:</td><td>:</td><td>:</td><td>:</td><td></td></tr> <tr><td>:</td><td>:</td><td>:</td><td>:</td><td></td></tr> <tr><td>E*</td><td>2255</td><td>n</td><td>2</td><td>要素レコード</td></tr> <tr><td>H</td><td>2255</td><td>n+1</td><td>2</td><td>グループヘッダレコード</td></tr> <tr><td>E*</td><td>2255</td><td>1</td><td>3</td><td>要素レコード</td></tr> <tr><td>E8</td><td>2255</td><td>2</td><td>3</td><td>要素レコード</td></tr> <tr><td colspan="2">(属性レコード)</td><td>....</td><td>....</td><td>属性レコード</td></tr> <tr><td>H</td><td>2255</td><td>n+2</td><td>2</td><td>グループヘッダレコード</td></tr> <tr><td>E*</td><td>2255</td><td>1</td><td>3</td><td>要素レコード</td></tr> <tr><td>E8</td><td>2255</td><td>2</td><td>3</td><td>要素レコード</td></tr> <tr><td colspan="2">(属性レコード)</td><td>....</td><td>....</td><td>属性レコード</td></tr> <tr><td>E*</td><td>2255</td><td>n+3</td><td>2</td><td>要素レコード</td></tr> <tr><td>E*</td><td>2255</td><td>n+4</td><td>2</td><td>要素レコード</td></tr> <tr><td>E*</td><td>2256</td><td>1</td><td>2</td><td>要素レコード</td></tr> <tr><td>E*</td><td>2256</td><td>2</td><td>2</td><td>要素レコード</td></tr> <tr><td>H</td><td>2300</td><td>0</td><td>1</td><td>レイヤーヘッダレコード</td></tr> <tr><td>:</td><td>:</td><td>:</td><td>:</td><td></td></tr> <tr><td>:</td><td>:</td><td>:</td><td>:</td><td></td></tr> </tbody> </table>	レコードタイプ	分類コード	要素識別番号	階層レベル	備考	:	:	:	:		H	2200	0	1	レイヤーヘッダレコード	E*	2255	1	2	要素レコード	E*	2255	2	2	要素レコード	:	:	:	:		:	:	:	:		E*	2255	n	2	要素レコード	H	2255	n+1	2	グループヘッダレコード	E*	2255	1	3	要素レコード	E8	2255	2	3	要素レコード	(属性レコード)		属性レコード	H	2255	n+2	2	グループヘッダレコード	E*	2255	1	3	要素レコード	E8	2255	2	3	要素レコード	(属性レコード)		属性レコード	E*	2255	n+3	2	要素レコード	E*	2255	n+4	2	要素レコード	E*	2256	1	2	要素レコード	E*	2256	2	2	要素レコード	H	2300	0	1	レイヤーヘッダレコード	:	:	:	:		:	:	:	:		<p>(グループ化)</p> <p>第42条 グループ化は、複数のデータをひとまとめにして取り扱うときに用いる。</p> <p>2 <u>グループ化は、地物と注記あるいは属性、建物と建物記号、建物本体に付属するポーチやひさし等</u>（図形区分）の建物の小突起程度の範囲とする。</p> <p>3 要素グループヘッダレコードの分類コードは、グループの基準となる要素と同一のコードとする。</p> <p>4 グループの基準となる要素は、グループ内の最初のレコードに記述するものとする。</p> <p>5 グループ内の要素識別番号は、新たに1から付与する。<u>但し、</u>外部のデータベースとリンクしている場合は、追加で付番してもよいこととする。</p> <table border="1" data-bbox="1507 449 2620 1100"> <thead> <tr> <th>レコードタイプ</th> <th>分類コード</th> <th>要素識別番号</th> <th>階層レベル</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>:</td><td>:</td><td>:</td><td>:</td><td></td></tr> <tr><td>H</td><td>2200</td><td>0</td><td>1</td><td>レイヤーヘッダレコード</td></tr> <tr><td>E*</td><td>2255</td><td>1</td><td>2</td><td>要素レコード</td></tr> <tr><td>E*</td><td>2255</td><td>2</td><td>2</td><td>要素レコード</td></tr> <tr><td>:</td><td>:</td><td>:</td><td>:</td><td></td></tr> <tr><td>:</td><td>:</td><td>:</td><td>:</td><td></td></tr> <tr><td>E*</td><td>2255</td><td>n</td><td>2</td><td>要素レコード</td></tr> <tr><td>H</td><td>2255</td><td>n+1</td><td>2</td><td>グループヘッダレコード</td></tr> <tr><td>E*</td><td>2255</td><td>1</td><td>3</td><td>要素レコード</td></tr> <tr><td>E8</td><td>2255</td><td>2</td><td>3</td><td>要素レコード</td></tr> <tr><td colspan="2">(属性レコード)</td><td>....</td><td>....</td><td>属性レコード</td></tr> <tr><td>H</td><td>2255</td><td>n+2</td><td>2</td><td>グループヘッダレコード</td></tr> <tr><td>E*</td><td>2255</td><td>1</td><td>3</td><td>要素レコード</td></tr> <tr><td>E8</td><td>2255</td><td>2</td><td>3</td><td>要素レコード</td></tr> <tr><td colspan="2">(属性レコード)</td><td>....</td><td>....</td><td>属性レコード</td></tr> <tr><td>E*</td><td>2255</td><td>n+3</td><td>2</td><td>要素レコード</td></tr> <tr><td>E*</td><td>2255</td><td>n+4</td><td>2</td><td>要素レコード</td></tr> <tr><td>E*</td><td>2256</td><td>1</td><td>2</td><td>要素レコード</td></tr> <tr><td>E*</td><td>2256</td><td>2</td><td>2</td><td>要素レコード</td></tr> <tr><td>H</td><td>2300</td><td>0</td><td>1</td><td>レイヤーヘッダレコード</td></tr> <tr><td>:</td><td>:</td><td>:</td><td>:</td><td></td></tr> <tr><td>:</td><td>:</td><td>:</td><td>:</td><td></td></tr> </tbody> </table>	レコードタイプ	分類コード	要素識別番号	階層レベル	備考	:	:	:	:		H	2200	0	1	レイヤーヘッダレコード	E*	2255	1	2	要素レコード	E*	2255	2	2	要素レコード	:	:	:	:		:	:	:	:		E*	2255	n	2	要素レコード	H	2255	n+1	2	グループヘッダレコード	E*	2255	1	3	要素レコード	E8	2255	2	3	要素レコード	(属性レコード)		属性レコード	H	2255	n+2	2	グループヘッダレコード	E*	2255	1	3	要素レコード	E8	2255	2	3	要素レコード	(属性レコード)		属性レコード	E*	2255	n+3	2	要素レコード	E*	2255	n+4	2	要素レコード	E*	2256	1	2	要素レコード	E*	2256	2	2	要素レコード	H	2300	0	1	レイヤーヘッダレコード	:	:	:	:		:	:	:	:		<p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p>
レコードタイプ	分類コード	要素識別番号	階層レベル	備考																																																																																																																																																																																																																																				
:	:	:	:																																																																																																																																																																																																																																					
H	2200	0	1	レイヤーヘッダレコード																																																																																																																																																																																																																																				
E*	2255	1	2	要素レコード																																																																																																																																																																																																																																				
E*	2255	2	2	要素レコード																																																																																																																																																																																																																																				
:	:	:	:																																																																																																																																																																																																																																					
:	:	:	:																																																																																																																																																																																																																																					
E*	2255	n	2	要素レコード																																																																																																																																																																																																																																				
H	2255	n+1	2	グループヘッダレコード																																																																																																																																																																																																																																				
E*	2255	1	3	要素レコード																																																																																																																																																																																																																																				
E8	2255	2	3	要素レコード																																																																																																																																																																																																																																				
(属性レコード)		属性レコード																																																																																																																																																																																																																																				
H	2255	n+2	2	グループヘッダレコード																																																																																																																																																																																																																																				
E*	2255	1	3	要素レコード																																																																																																																																																																																																																																				
E8	2255	2	3	要素レコード																																																																																																																																																																																																																																				
(属性レコード)		属性レコード																																																																																																																																																																																																																																				
E*	2255	n+3	2	要素レコード																																																																																																																																																																																																																																				
E*	2255	n+4	2	要素レコード																																																																																																																																																																																																																																				
E*	2256	1	2	要素レコード																																																																																																																																																																																																																																				
E*	2256	2	2	要素レコード																																																																																																																																																																																																																																				
H	2300	0	1	レイヤーヘッダレコード																																																																																																																																																																																																																																				
:	:	:	:																																																																																																																																																																																																																																					
:	:	:	:																																																																																																																																																																																																																																					
レコードタイプ	分類コード	要素識別番号	階層レベル	備考																																																																																																																																																																																																																																				
:	:	:	:																																																																																																																																																																																																																																					
H	2200	0	1	レイヤーヘッダレコード																																																																																																																																																																																																																																				
E*	2255	1	2	要素レコード																																																																																																																																																																																																																																				
E*	2255	2	2	要素レコード																																																																																																																																																																																																																																				
:	:	:	:																																																																																																																																																																																																																																					
:	:	:	:																																																																																																																																																																																																																																					
E*	2255	n	2	要素レコード																																																																																																																																																																																																																																				
H	2255	n+1	2	グループヘッダレコード																																																																																																																																																																																																																																				
E*	2255	1	3	要素レコード																																																																																																																																																																																																																																				
E8	2255	2	3	要素レコード																																																																																																																																																																																																																																				
(属性レコード)		属性レコード																																																																																																																																																																																																																																				
H	2255	n+2	2	グループヘッダレコード																																																																																																																																																																																																																																				
E*	2255	1	3	要素レコード																																																																																																																																																																																																																																				
E8	2255	2	3	要素レコード																																																																																																																																																																																																																																				
(属性レコード)		属性レコード																																																																																																																																																																																																																																				
E*	2255	n+3	2	要素レコード																																																																																																																																																																																																																																				
E*	2255	n+4	2	要素レコード																																																																																																																																																																																																																																				
E*	2256	1	2	要素レコード																																																																																																																																																																																																																																				
E*	2256	2	2	要素レコード																																																																																																																																																																																																																																				
H	2300	0	1	レイヤーヘッダレコード																																																																																																																																																																																																																																				
:	:	:	:																																																																																																																																																																																																																																					
:	:	:	:																																																																																																																																																																																																																																					
<p>(取得基準)</p> <p>第43条 データの取得基準及びデータタイプは、数値地形図データ取得分類基準表のとおりとする。</p>	<p>(取得基準)</p> <p>第43条 データの取得基準及びデータタイプは、数値地形図データ取得分類基準表のとおりとする。</p>																																																																																																																																																																																																																																							
<p>(地形の座標次元)</p> <p>第44条 等高線、基準点、数値地形モデルの座標次元は3次元とする。</p> <p>2 座標次元が3次元であっても、標高値が同一の場合は、属性数値を使用して標高値を格納し、XY座標は2次元座標レコードを使用して格納するものとする。</p>	<p>(地形の座標次元)</p> <p>第44条 等高線、基準点、数値地形モデルの座標次元は3次元とする。</p> <p>2 座標次元が3次元であっても、標高値が同一の場合は、属性数値を使用して標高値を格納し、XY座標は2次元座標レコードを使用して格納するものとする。</p>																																																																																																																																																																																																																																							
<p>(連続性の確保)</p> <p>第45条 連続するデータは、座標一致で連続しなければならない。</p> <p>2 真幅道路等は街区面が構成できるように、袋小路や施設入り口等の表現上、開放部においても当該取得分類に間断区分を設定して取得するものとする。</p> <p>3 河川等において道路橋等の下を通過する箇所は、間断区分を設定して取得するものとする。<u>ただし、</u>出入り口の調査が困難な用水路等はこの限りではない。</p> <p>4 線の中に別の線データが接する場合には、別の線データの端点座標は、接する線の線上になければならない。</p> 	<p>(連続性の確保)</p> <p>第45条 連続するデータは、座標一致で連続しなければならない。</p> <p>2 真幅道路等は街区面が構成できるように、袋小路や施設入り口等の表現上、開放部においても当該取得分類に間断区分を設定して取得するものとする。</p> <p>3 河川等において道路橋等の下を通過する箇所は、間断区分を設定して取得するものとする。<u>但し、</u>出入り口の調査が困難な用水路等はこの限りではない。</p> <p>4 線の中に別の線データが接する場合には、別の線データの端点座標は、接する線の線上になければならない。</p> 	<p>表現の適正化</p>																																																																																																																																																																																																																																						

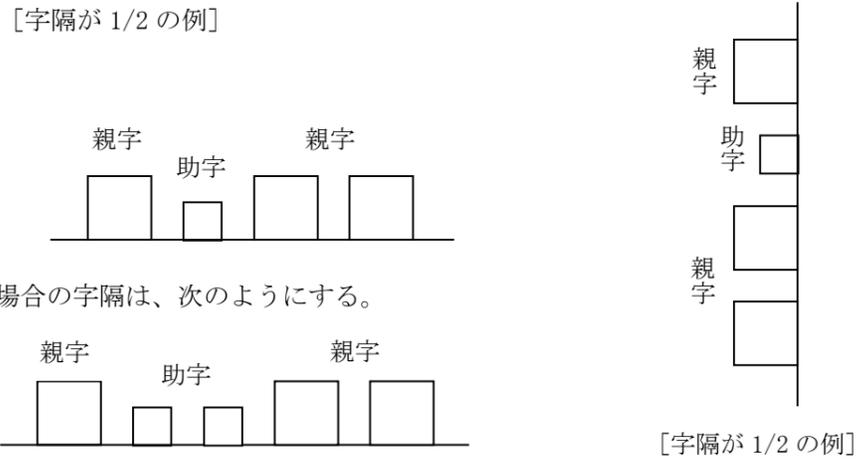
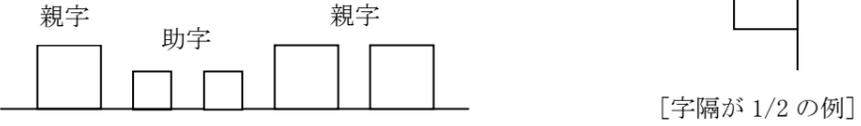
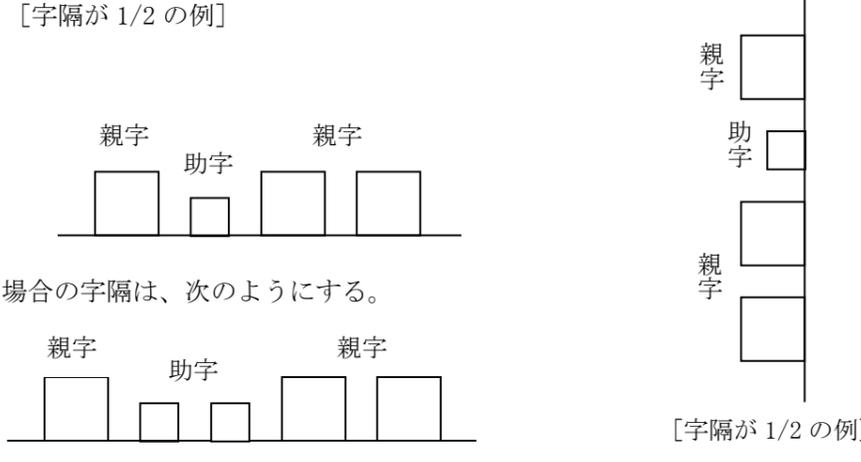
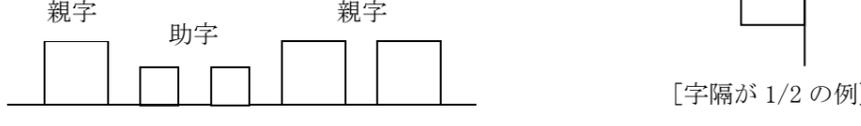
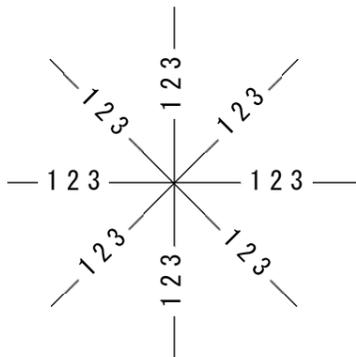
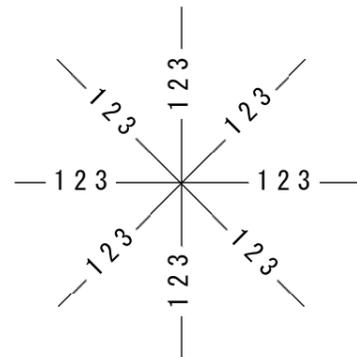
改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント																																																												
<p>(射影のある非対称記号)</p> <p>第46条 崩土、壁岩、人工斜面、被覆等の射影をもつデータは、射影部の上端と射影部の下端の始終点座標が座標一致で接続されていなければならない。</p> <p>2 図形区分は、次の図例による。</p>  <p>上端（太線）：11、下端（細線）：12、上端に附属する 半円記号及び射影内部の輪形記号は自動発生</p> <p>被覆（大）</p>	<p>(射影のある非対称記号)</p> <p>第46条 崩土、壁岩、人工斜面、被覆等の射影をもつデータは、射影部の上端と射影部の下端の始終点座標が座標一致で接続されていなければならない。</p> <p>2 図形区分は、次の図例による。</p>  <p>上端（太線）：11、下端（細線）：12、上端に付属する 半円記号及び射影内部の輪形記号は自動発生</p> <p>被覆（大）</p>	表現の適正化																																																												
<p>(面データの特例)</p> <p>第47条 データタイプが面として規定されているデータにおいて、図郭や作業範囲等で分断される場合は、線形式で取得するものとする。</p> <p>2 図郭で分断される場合は、データの始終点座標は図郭線に一致するものとし、分断された隣接図郭のデータの始終点座標とも一致しなければならない。</p>  <table border="1" data-bbox="261 1281 1181 1669"> <thead> <tr> <th>使用分類コード</th> <th>標準の分類コード</th> <th>使用データタイプフラグ</th> <th>方向規定</th> <th>座標次元</th> <th>内容記述</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3001</td> <td>3001</td> <td>110000000</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>普通建物</td> </tr> <tr> <td>3002</td> <td>3002</td> <td>110000000</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>堅ろう建物</td> </tr> <tr> <td>3003</td> <td>3003</td> <td>110000000</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>普通無壁舎</td> </tr> <tr> <td>3004</td> <td>3004</td> <td>110000000</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>堅ろう無壁舎</td> </tr> </tbody> </table>	使用分類コード	標準の分類コード	使用データタイプフラグ	方向規定	座標次元	内容記述	3001	3001	110000000	0	0	普通建物	3002	3002	110000000	0	0	堅ろう建物	3003	3003	110000000	0	0	普通無壁舎	3004	3004	110000000	0	0	堅ろう無壁舎	<p>(面データの特例)</p> <p>第47条 データタイプが面として規定されているデータにおいて、図郭や作業範囲等で分断される場合は、線形式で取得するものとする。</p> <p>2 図郭で分断される場合は、データの始終点座標は図郭線に一致するものとし、分断された隣接図郭のデータの始終点座標とも一致しなければならない。</p>  <table border="1" data-bbox="1596 1281 2516 1669"> <thead> <tr> <th>使用分類コード</th> <th>標準の分類コード</th> <th>使用データタイプフラグ</th> <th>方向規定</th> <th>座標次元</th> <th>内容記述</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3001</td> <td>3001</td> <td>110000000</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>普通建物</td> </tr> <tr> <td>3002</td> <td>3002</td> <td>110000000</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>堅ろう建物</td> </tr> <tr> <td>3003</td> <td>3003</td> <td>110000000</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>普通無壁舎</td> </tr> <tr> <td>3004</td> <td>3004</td> <td>110000000</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>堅ろう無壁舎</td> </tr> </tbody> </table>	使用分類コード	標準の分類コード	使用データタイプフラグ	方向規定	座標次元	内容記述	3001	3001	110000000	0	0	普通建物	3002	3002	110000000	0	0	堅ろう建物	3003	3003	110000000	0	0	普通無壁舎	3004	3004	110000000	0	0	堅ろう無壁舎	表現の適正化
使用分類コード	標準の分類コード	使用データタイプフラグ	方向規定	座標次元	内容記述																																																									
3001	3001	110000000	0	0	普通建物																																																									
3002	3002	110000000	0	0	堅ろう建物																																																									
3003	3003	110000000	0	0	普通無壁舎																																																									
3004	3004	110000000	0	0	堅ろう無壁舎																																																									
使用分類コード	標準の分類コード	使用データタイプフラグ	方向規定	座標次元	内容記述																																																									
3001	3001	110000000	0	0	普通建物																																																									
3002	3002	110000000	0	0	堅ろう建物																																																									
3003	3003	110000000	0	0	普通無壁舎																																																									
3004	3004	110000000	0	0	堅ろう無壁舎																																																									
<p>(座標列方向)</p> <p>第48条 面、線、円、円弧データにおいて、座標列方向が規定されたものは、次の各号による。</p> <p>一 人工斜面や被覆（大）等1つの記号を得るために上端線及び下端線のデータを取得する必要があるものについては、データ取得方向に規則性を持ち、上端線は標高の低い方を右に見た形で、下端線は標高の高い方を右に見た形でデータを取得する。</p> <p>二 滝、せき、被覆（小）、さんご礁、露岩等、データの取得方向に対して記号の形が対称でない記号については、データ取得方向に規則性を持ち、標高の高い方向又は上流方向、陸方向を右に見た形でデータを取得す</p>	<p>(座標列方向)</p> <p>第48条 面、線、円、円弧データにおいて、座標列方向が規定されたものは、次の各号による。</p> <p>一 人工斜面や被覆（大）等1つの記号を得るために上端線と下端線のデータを取得する必要があるものについては、データ取得方向に規則性を持ち、上端線は標高の低い方を右に見た形で、下端線は標高の高い方を右に見た形でデータを取得する。</p> <p>二 滝、せき、被覆（小）、さんご礁、露岩等、データの取得方向に対して記号の形が対称でない記号については、データ取得方向に規則性を持ち、標高の高い方向又は上流方向、陸方向を右に見た形でデータを取得す</p>	表現の適正化																																																												

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント
<p>る。 三 橋、防護柵等は、修飾する部品記号を右に見た形でデータを取得する。<u>ただし</u>、中庭のような内包面となるデータは、対象物を左に見た形でデータを取得する。</p> 	<p>る。 三 橋、防護さく等は、修飾する部品記号を右に見た形でデータを取得する。<u>但し</u>、中庭のような内包面となるデータは、対象物を左に見た形でデータを取得する。</p> 	<p>表現の適正化</p>
<p>(表示の原則) 第49条 面、線、円、円弧データにおいては、原則として座標位置を中心として表示する。 2 道路に面する被覆（小）においては、座標位置を線の表示中心とする。</p>  <p>3 歩道、駒止においては、座標位置を車道側の縁とする。</p>	<p>(表示の原則) 第49条 面、線、円、円弧データにおいては、原則として座標位置を中心として表示する。 2 道路に面する被覆（小）においては、座標位置を線の表示中心とする。</p>  <p>3 歩道、駒止においては、座標位置を車道側の縁とする。</p>	

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント																												
<p>4 記号の表示原則は、次の各号による。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 平面記号は、座標位置を中心とする。 二 側面記号のうち、影のあるものは、影を除く射影の中心とする。 三 側面記号のうち、旗が立っているものは、旗を除いた図形の中心とする。 四 方向記号は、記号の中心を原点座標とし、Y座標軸上に方向を示す座標を設定するものとする。 	<p>4 記号の表示原則は、次の各号による。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 平面記号は、座標位置を中心とする。 二 側面記号のうち、影のあるものは、影を除く射影の中心とする。 三 側面記号のうち、旗が立っているものは、旗を除いた図形の中心とする。 四 方向記号は、記号の中心を原点座標とし、Y座標軸上に方向を示す座標を設定するものとする。 																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>原点</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平面記号</td> <td>記号の中心が原点位置</td> <td>三角点、水準点、多角点、標高点、高塔、油井、ガス井、灯ろう、水位観測所、タンク、灯台など</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">側面記号</td> <td>影を除く射影の中心が原点位置</td> <td>墓碑、記念碑、立像、独立樹、煙突、<u>路傍祠</u>など</td> </tr> <tr> <td>図形の下辺中心が原点位置</td> <td>電波塔や起重機など</td> </tr> <tr> <td>方向記号</td> <td>記号の中心が原点座標位置 Y座標軸上が方向を表す座標位置</td> <td>門、屋門、鳥居、高塔、灯ろう、坑口、洞口など</td> </tr> </tbody> </table>	種別	原点	備考	平面記号	記号の中心が原点位置	三角点、水準点、多角点、標高点、高塔、油井、ガス井、灯ろう、水位観測所、タンク、灯台など	側面記号	影を除く射影の中心が原点位置	墓碑、記念碑、立像、独立樹、煙突、 <u>路傍祠</u> など	図形の下辺中心が原点位置	電波塔や起重機など	方向記号	記号の中心が原点座標位置 Y座標軸上が方向を表す座標位置	門、屋門、鳥居、高塔、灯ろう、坑口、洞口など	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>原点</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平面記号</td> <td>記号の中心が原点位置</td> <td>三角点、水準点、多角点、標高点、高塔、油井、ガス井、灯ろう、水位観測所、タンク、灯台など</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">側面記号</td> <td>影を除く射影の中心が原点位置</td> <td>墓碑、記念碑、立像、独立樹、煙突、<u>路傍祠</u>など</td> </tr> <tr> <td>図形の下辺中心が原点位置</td> <td>電波塔や起重機など</td> </tr> <tr> <td>方向記号</td> <td>記号の中心が原点座標位置 Y座標軸上が方向を表す座標位置</td> <td>門、屋門、鳥居、高塔、灯ろう、坑口、洞口など</td> </tr> </tbody> </table>	種別	原点	備考	平面記号	記号の中心が原点位置	三角点、水準点、多角点、標高点、高塔、油井、ガス井、灯ろう、水位観測所、タンク、灯台など	側面記号	影を除く射影の中心が原点位置	墓碑、記念碑、立像、独立樹、煙突、 <u>路傍祠</u> など	図形の下辺中心が原点位置	電波塔や起重機など	方向記号	記号の中心が原点座標位置 Y座標軸上が方向を表す座標位置	門、屋門、鳥居、高塔、灯ろう、坑口、洞口など	表現の適正化
種別	原点	備考																												
平面記号	記号の中心が原点位置	三角点、水準点、多角点、標高点、高塔、油井、ガス井、灯ろう、水位観測所、タンク、灯台など																												
側面記号	影を除く射影の中心が原点位置	墓碑、記念碑、立像、独立樹、煙突、 <u>路傍祠</u> など																												
	図形の下辺中心が原点位置	電波塔や起重機など																												
方向記号	記号の中心が原点座標位置 Y座標軸上が方向を表す座標位置	門、屋門、鳥居、高塔、灯ろう、坑口、洞口など																												
種別	原点	備考																												
平面記号	記号の中心が原点位置	三角点、水準点、多角点、標高点、高塔、油井、ガス井、灯ろう、水位観測所、タンク、灯台など																												
側面記号	影を除く射影の中心が原点位置	墓碑、記念碑、立像、独立樹、煙突、 <u>路傍祠</u> など																												
	図形の下辺中心が原点位置	電波塔や起重機など																												
方向記号	記号の中心が原点座標位置 Y座標軸上が方向を表す座標位置	門、屋門、鳥居、高塔、灯ろう、坑口、洞口など																												

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント
 <p>5 記号の寸法は、表示した際の記号外周縁を原則とする。</p>	 <p>5 記号の寸法は、表示した際の記号外周縁を原則とする。</p>	
<p>(図式化の原則)</p> <p>第50条 数値地形図データファイルより相当縮尺の出力図を作成する場合の図式化は、原則として自動処理により行うものとする。</p> <p>2 自動処理が困難な場合は、表現補助データを用いてもよいものとする。ただし、その場合でも石段等の階段部を除いて、表現補助データは数値地形図データファイルには格納しないものとする。</p>	<p>(図式化の原則)</p> <p>第50条 数値地形図データファイルより相当縮尺の出力図を作成する場合の図式化は、原則として自動処理により行うものとする。</p> <p>2 自動処理が困難な場合は、表現補助データを用いてもよいものとする。ただし、その場合でも石段等の階段部を除いて、表現補助データは数値地形図データファイルには格納しないものとする。</p>	
<p>第2節 取得分類基準</p> <p>(取得分類の基準)</p> <p>第51条 地図情報レベル500、1000、2500、5000の取得分類の基準及びデータタイプは、「公共測量標準図式 数値地形図データ取得分類基準表」による。</p> <p>2 応用測量の取得分類の基準及びデータタイプは、「公共測量標準図式 数値地形図データ取得分類基準表 応用測量」による。</p> <p>3 測量記録の取得分類の基準及びデータタイプは、「公共測量標準図式 数値地形図データ取得分類基準表 測量記録」による。</p>	<p>第2節 取得分類基準</p> <p>(取得分類の基準)</p> <p>第51条 地図情報レベル500、1000、2500、5000の取得分類の基準及びデータタイプは、「公共測量標準図式 数値地形図データ取得分類基準表」による。</p> <p>2 応用測量の取得分類の基準及びデータタイプは、「公共測量標準図式 数値地形図データ取得分類基準表 応用測量」による。</p> <p>3 測量記録の取得分類の基準及びデータタイプは、「公共測量標準図式 数値地形図データ取得分類基準表 測量記録」による。</p>	
<p>第4章 注記</p>	<p>第4章 注記</p>	
<p>第1節 通則</p> <p>(注記)</p> <p>第52条 注記とは、文字又は数値による表示をいい、地域、人工物、自然物等の固有の名称（以下「固有名」という。）、特定の記号のないものの名称及び種類又は状態を示す説明並びに標高、等高線数値等に用いる。</p>	<p>第1節 通則</p> <p>(注記)</p> <p>第52条 注記とは、文字または数値による表示をいい、地域、人工物、自然物等の固有の名称（以下「固有名」という。）、特定の記号のないものの名称及び種類又は状態を示す説明並びに標高、等高線数値等に用いる。</p>	<p>表現の適正化</p>
<p>(注記の原則)</p> <p>第53条 注記の原則は、次による。</p> <p>一 注記は、対象物の種類、図上の面積及び形状により、小対象物、地域及び線状対象物に区分して表示する。</p> <p>イ 小対象物とは、独立した建物等、単独に存在するものをいう。</p> <p>ロ 地域とは、居住地のように集団的に存在するもの及び広がりのある区域等をいう。</p> <p>ハ 線状対象物とは、河川のように幅に比べて長さが非常に長いものをいう。</p> <p>二 固有名注記は、現在用いられている公称とし、公称を持たないもの又は公称がほとんど使用されていない場合は、最もよく知られている通称とする。</p> <p>三 公称のほかに著名な通称を有し、両者を併記することが必要と認められる場合は、通称に括弧を付して公称と併記する。ただし、居住の地名（以下「居住地名」という。）には適用しない。</p> <p>四 略称は、原則として表示しない。ただし、一般に通用する略称がある場合（ローマ字の頭文字をもって略称するものを含む。）、又はそのままの名称では字数が多く表示が不適当と認められる場合は、疑問を生じない範囲で略称を表示することができる。</p> <p>五 数値地形図上では、注記の字数が多く、かつ、略称により表示することが不適当な場合には、二列に表示することができる。</p> <p>六 注記は、対象物との関係位置を的確に示し、かつ、その注記によって重要な地形及び地物等を抹消しないように表示する。</p> <p>七 注記は、字列の交差等により、読解に疑義が生じないように表示する。</p>	<p>(注記の原則)</p> <p>第53条 注記の原則は、次による。</p> <p>一 注記は、対象物の種類、図上の面積及び形状により、小対象物、地域及び線状対象物に区分して表示する。</p> <p>イ 小対象物とは、独立した建物等、単独に存在するものをいう。</p> <p>ロ 地域とは、居住地のように集団的に存在するもの及び広がりのある区域等をいう。</p> <p>ハ 線状対象物とは、河川のように幅に比べて長さが非常に長いものをいう。</p> <p>二 固有名注記は、現在用いられている公称とし、公称を持たないもの又は公称がほとんど使用されていない場合は、最もよく知られている通称とする。</p> <p>三 公称のほかに著名な通称を有し、両者を併記することが必要と認められる場合は、通称に括弧を付して公称と併記する。ただし、居住の地名（以下「居住地名」という。）には適用しない。</p> <p>四 略称は、原則として表示しない。ただし、一般に通用する略称がある場合（ローマ字の頭文字をもって略称するものを含む。）、又はそのままの名称では字数が多く表示が不適当と認められる場合は、疑問を生じない範囲で略称を表示することができる。</p> <p>五 数値地形図上では、注記の字数が多く、かつ、略称により表示することが不適当な場合には、二列に表示することができる。</p> <p>六 注記は、対象物との関係位置を的確に示し、かつ、その注記によって重要な地形及び地物等を抹消しないように表示する。</p> <p>七 注記は、字列の交差等により、読解に疑義が生じないように表示する。</p>	
<p>(注記の取捨選択)</p> <p>第54条 注記の取捨選択は、次による。</p> <p>一 行政区画の名称（以下「行政名」という。）は、東京都の区、市町村及び指定都市の区について、全て表示</p>	<p>(注記の取捨選択)</p> <p>第54条 注記の取捨選択は、次による。</p> <p>一 行政区画の名称（以下「行政名」という。）は、東京都の区、市町村及び指定都市の区について、全て表示</p>	

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント																								
<p>する。</p> <p>二 居住地、鉄道及び駅の名称は、原則として全て表示する。</p> <p>三 河川、湖池、海湾、山地、島、道路、その他の地物等の名称については、著名なもの又は用図上重要なものについて表示する。</p>	<p>する。</p> <p>二 居住地、鉄道及び駅の名称は、原則として全て表示する。</p> <p>三 河川、湖池、海湾、山地、島、道路、その他の地物等の名称については、著名なもの又は用図上重要なものについて表示する。</p>																									
<p>（使用する文字）</p> <p>第55条 使用する文字の種類及び適用範囲は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="181 373 973 611"> <thead> <tr> <th>文字の種類</th> <th>適用範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漢字</td> <td>漢字を固有名とする名称</td> </tr> <tr> <td>平仮名</td> <td>平仮名を固有名とする名称及びふり仮名</td> </tr> <tr> <td>片仮名</td> <td>片仮名を固有名とする名称</td> </tr> <tr> <td>アラビア数字</td> <td>基準点等の標高、等高線数値及び国道番号等</td> </tr> <tr> <td>ローマ字</td> <td>ローマ字を固有名とする名称及び略称</td> </tr> </tbody> </table>	文字の種類	適用範囲	漢字	漢字を固有名とする名称	平仮名	平仮名を固有名とする名称及びふり仮名	片仮名	片仮名を固有名とする名称	アラビア数字	基準点等の標高、等高線数値及び国道番号等	ローマ字	ローマ字を固有名とする名称及び略称	<p>（使用する文字）</p> <p>第55条 使用する文字の種類及び適用範囲は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1522 373 2315 611"> <thead> <tr> <th>文字の種類</th> <th>適用範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漢字</td> <td>漢字を固有名とする名称</td> </tr> <tr> <td>ひら仮名</td> <td>ひら仮名を固有名とする名称及びふり仮名</td> </tr> <tr> <td>かた仮名</td> <td>かた仮名を固有名とする名称</td> </tr> <tr> <td>アラビア数字</td> <td>基準点等の標高、等高線数値及び国道番号等</td> </tr> <tr> <td>ローマ字</td> <td>ローマ字を固有名とする名称及び略称</td> </tr> </tbody> </table>	文字の種類	適用範囲	漢字	漢字を固有名とする名称	ひら仮名	ひら仮名を固有名とする名称及びふり仮名	かた仮名	かた仮名を固有名とする名称	アラビア数字	基準点等の標高、等高線数値及び国道番号等	ローマ字	ローマ字を固有名とする名称及び略称	表現の適正化
文字の種類	適用範囲																									
漢字	漢字を固有名とする名称																									
平仮名	平仮名を固有名とする名称及びふり仮名																									
片仮名	片仮名を固有名とする名称																									
アラビア数字	基準点等の標高、等高線数値及び国道番号等																									
ローマ字	ローマ字を固有名とする名称及び略称																									
文字の種類	適用範囲																									
漢字	漢字を固有名とする名称																									
ひら仮名	ひら仮名を固有名とする名称及びふり仮名																									
かた仮名	かた仮名を固有名とする名称																									
アラビア数字	基準点等の標高、等高線数値及び国道番号等																									
ローマ字	ローマ字を固有名とする名称及び略称																									
<p>（書体及び字形）</p> <p>第56条 書体は、原則としてゴシック体（等線書体）とし、字形は、全て直立体とする。</p>	<p>（書体及び字形）</p> <p>第56条 書体は、原則としてゴシック体（等線書体）とし、字形は、全て直立体とする。</p>																									
<p>（字大）</p> <p>第57条 字大とは、文字を囲んだ四角形の高さをいい、一個の注記の字大は全て同一とする。</p> <p>2 助字がある場合の数値地形図上での表示は、第60条の規定による。</p>	<p>（字大）</p> <p>第57条 字大とは、文字を囲んだ四角形の高さをいい、一個の注記の字大は全て同一とする。</p> <p>2 助字がある場合の数値地形図上での表示は、第60条（助字）の規定による。</p>	表現の適正化 表現の適正化																								
<p>（字隔）</p> <p>第58条 字隔とは、一個の注記において、隣接する文字と文字との間隔をいい、一個の注記の字隔は全て等間隔とする。</p> <p>2 助字がある場合の数値地形図上での表示は、第60条の規定による。</p>	<p>（字隔）</p> <p>第58条 字隔とは、一個の注記において、隣接する文字と文字との間隔をいい、一個の注記の字隔は全て等間隔とする。</p> <p>2 助字がある場合の数値地形図上での表示は、第60条（助字）の規定による。</p>	表現の適正化																								
<p>（字列）</p> <p>第59条 字列とは、一個の注記の配列をいい、水平字列、垂直字列及び斜向字列に区分する。</p> <p>一 水平字列は、文字を横書きにする配列をいい、字列を図郭下辺に対して平行にし、左から右に向かって読むようにする。</p> <p>二 垂直字列は、文字を縦書きにする配列をいい、字列を図郭下辺に対し垂直にする。</p> <p>三 斜向字列は、線状等の対象物に沿わせて各文字を表示する配列をいい、直線字列、曲線字列及び折線字列に区分し、数値地形図上での表示に使用する。この場合、対象物の傾きが図郭下辺に対して45°未満の場合は横読みに、45°以上の場合は縦読みになるようにする。</p> <p>イ 直線字列とは、線状の対象物に直線で沿わせた配列をいう。</p> <p>ロ 曲線字列とは、線状の対象物に曲線で沿わせた配列をいう。</p> <p>ハ 折線字列とは、前各号及びイ、ロにより表示することが不適当な場合、対象物の形状に沿わせて、その内部に表示する配列をいい、各文字の下辺は図郭下辺に対して平行になるようにする。</p>	<p>（字列）</p> <p>第59条 字列とは、一個の注記の配列をいい、水平字列、垂直字列及び斜向字列に区分する。</p> <p>一 水平字列は、文字を横書きにする配列をいい、字列を図郭下辺に対して平行にし、左から右に向かって読むようにする。</p> <p>二 垂直字列は、文字を縦書きにする配列をいい、字列を図郭下辺に対し垂直にする。</p> <p>三 斜向字列は、線状等の対象物に沿わせて各文字を表示する配列をいい、直線字列、曲線字列及び折線字列に区分し、数値地形図上での表示に使用する。この場合、対象物の傾きが図郭下辺に対して45°未満の場合は横読みに、45°以上の場合は縦読みになるようにする。</p> <p>イ 直線字列とは、線状の対象物に直線で沿わせた配列をいう。</p> <p>ロ 曲線字列とは、線状の対象物に曲線で沿わせた配列をいう。</p> <p>ハ 折線字列とは、前各号及びイ、ロにより表示することが不適当な場合、対象物の形状に沿わせて、その内部に表示する配列をいい、各文字の下辺は図郭下辺に対して平行になるようにする。</p>																									

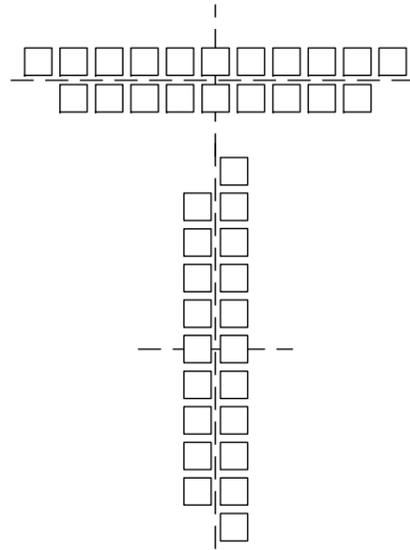
改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント
<p>(助字)</p> <p>第60条 助字とは、親字の間にはさまれた小文字で親字と一体となって、その正しい名称を表す文字をいい、拗音、促音を含む。</p> <p>一 助字の表現は、数値地形図上のみで行う。</p> <p>二 助字の字大は、親字の字大の60%を標準とする。</p> <p>三 横書きの場合の助字は、文字の下辺を字列の下辺と一致させ、縦書きの場合の助字は、文字の右辺を字列の右辺と一致させて表示する。</p> <p>[字隔が1/2の例]</p>  <p>2 助字が続く場合の字隔は、次のようにする。</p>  <p>[字隔が1/2の例]</p>	<p>(助字)</p> <p>第60条 助字とは、親字の間にはさまれた小文字で親字と一体となって、その正しい名称を表す文字をいい、拗音、促音を含む。</p> <p>一 助字の表現は、数値地形図上のみで行う。</p> <p>二 助字の字大は、親字の字大の60%を標準とする。</p> <p>三 横書きの場合の助字は、文字の下辺を字列の下辺と一致させ、縦書きの場合の助字は、文字の右辺を字列の右辺と一致させて表示する。</p> <p>[字隔が1/2の例]</p>  <p>2 助字が続く場合の字隔は、次のようにする。</p>  <p>[字隔が1/2の例]</p>	表現の適正化
<p>(ふり仮名)</p> <p>第61条 ふり仮名は、難読な漢字に対して、横書きの場合は漢字の上側に、縦書きの場合は漢字の右側に表示し、字大は1.5mm、漢字との間隔は0.5mmとする。</p> <p>2 ふり仮名は、個別の注記要素として入力する。</p>	<p>(ふり仮名)</p> <p>第61条 ふり仮名は、難読な漢字に対して、横書きの場合は漢字の上側に、縦書きの場合は漢字の右側に表示し、字大は1.5mm、漢字との間隔は0.5mmとする。</p> <p>2 ふり仮名は、個別の注記要素として入力する。</p>	
<p>(アラビア数字)</p> <p>第62条 アラビア数字による注記の向きは、次の図例による。</p> 	<p>(アラビア数字)</p> <p>第62条 アラビア数字による注記の向きは、次の図例による。</p> 	
<p>(外字)</p> <p>第63条 外字は、データファイル内には使用しないものとする。</p>	<p>(外字)</p> <p>第63条 外字は、データファイル内には使用しないものとする。</p>	
<p>(注記の配置)</p> <p>第64条 注記の配置は、次の図例により表示する。</p>	<p>(注記の配置)</p> <p>第64条 注記の配置は、次の図例により表示する。</p>	

改正案				現行（令和2年3月31日改正）				コメント
注記の区分	字列	注記の位置及び優先順位	備考	注記の区分	字列	注記の位置及び優先順位	備考	
小対象物	水平字列・垂直字列・水平字列・垂直字列	<p>①②・・・は、表示の優先順位</p> <p>対象物と注記の間隔は 1.0mm を標準とする。</p> <p>※ 地物が錯綜し上記の方法による注記が困難な場合は、注記位置を適宜移動することができる。この場合、注記の指示が不明確になる場合は、当該地物中央に指示点を表示する。</p>		小対象物	水平字列・垂直字列・水平字列・垂直字列	<p>①②・・・は、表示の優先順位</p> <p>対象物と注記の間隔は 1.0mm を標準とする。</p> <p>※ 地物が錯綜し上記の方法による注記が困難な場合は、注記位置を適宜移動することができる。この場合、注記の指示が不明確になる場合は、当該地物中央に指示点を表示する。</p>		
地域	水平字列	<p>地域Ⅰ 対象物の内側に表示するもの</p> <p>地域Ⅱ 対象物の外側に表示するもの</p> <p>③</p>	地域Ⅱで注記する場合の、対象物と注記との間隔は1字大を標準とする。	水平字列	<p>地域Ⅰ 対象物の内側に表示するもの</p> <p>地域Ⅱ 対象物の外側に表示するもの</p> <p>③</p>	地域Ⅱで注記する場合の、対象物と注記との間隔は1字大を標準とする。		
	垂直字列			垂直字列				
	斜向字列・折線字列		水平字列、垂直字列によることが適当でない海湾及び湖池等に適用する。	斜向字列・折線字列		水平字列、垂直字列によることが適当でない海湾及び湖池等に適用する。		

改正案			現行（令和2年3月31日改正）			コメント					
線状対象物	斜向字列直線字列		対象物の外側に表示する場合には、対象物と注記との間隔は字大の 1/2 を標準とする。	斜向字列直線字列		対象物の外側に表示する場合には、対象物と注記との間隔は字大の 1/2 を標準とする。					
	斜向字列曲線字列		線状対象物の幅が広い場合は、対象物の内側に表示する。	斜向字列曲線字列		線状対象物の幅が広い場合は、対象物の内側に表示する。					
<p>2 字列を二列に分けて表示するときは、字列の間隔を 1.0mm とするほか、次による。</p> <p>一 小対象物は、対象物側の文字をそろえ 2 列の中心線を対象物の中央に一致させる。</p>			<p>①②は表示の優先順位を示す。</p>			<p>2 字列を二列に分けて表示するときは、字列の間隔を 1.0mm とするほか、次による。</p> <p>一 小対象物は、対象物側の文字をそろえ 2 列の中心線を対象物の中央に一致させる。</p>			<p>①②は表示の優先順位を示す。</p>		

改正案

二 地域の注記に当たっては、各列の中央を対象地域の中央に一致させる。



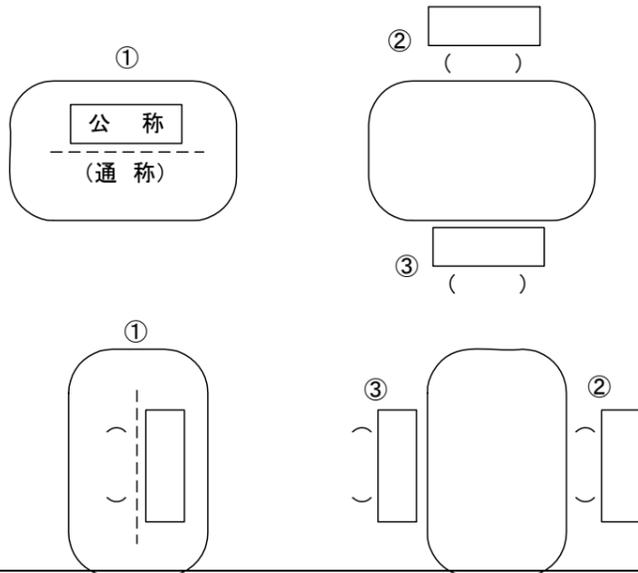
3 公称に通称を併記する場合は、次のとおりとする。

- 一 通称は、括弧を含めて公称とおおむね等しくなるよう字隔を調整する。
- 二 併記する字列の間隔は、1.0mm とする。
- 三 括弧は、1文字扱いとして表示する。

●小対象物

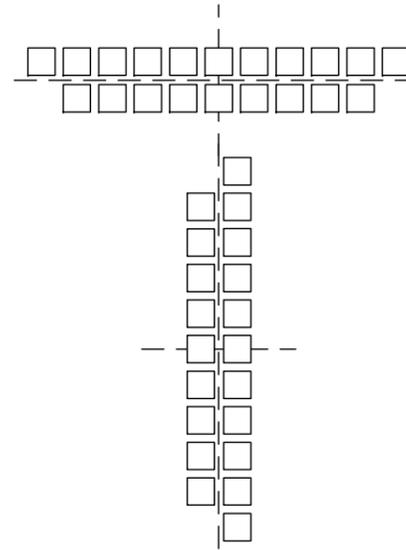


●地 域



現行（令和2年3月31日改正）

二 地域の注記にあたっては、各列の中央を対象地域の中央に一致させる。



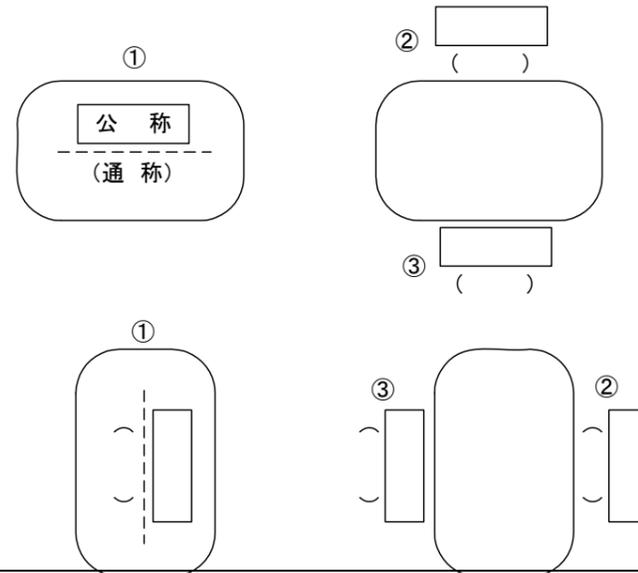
3 公称と通称を併記する場合は、次のとおりとする。

- 一 通称は、括弧を含めて公称とおおむね等しくなるよう字隔を調整する。
- 二 併記する字列の間隔は、1.0mm とする。
- 三 括弧は、1文字扱いとして表示する。

●小対象物



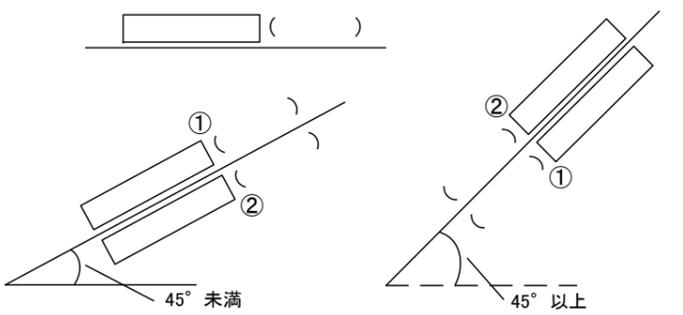
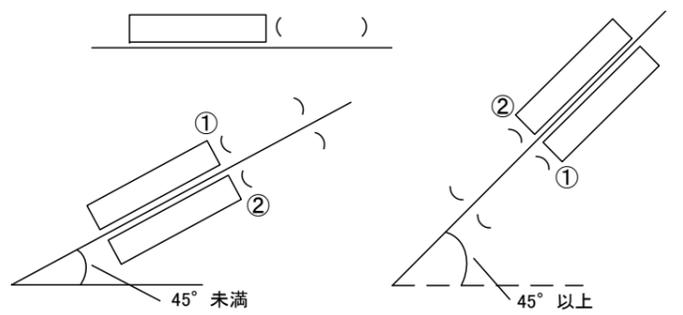
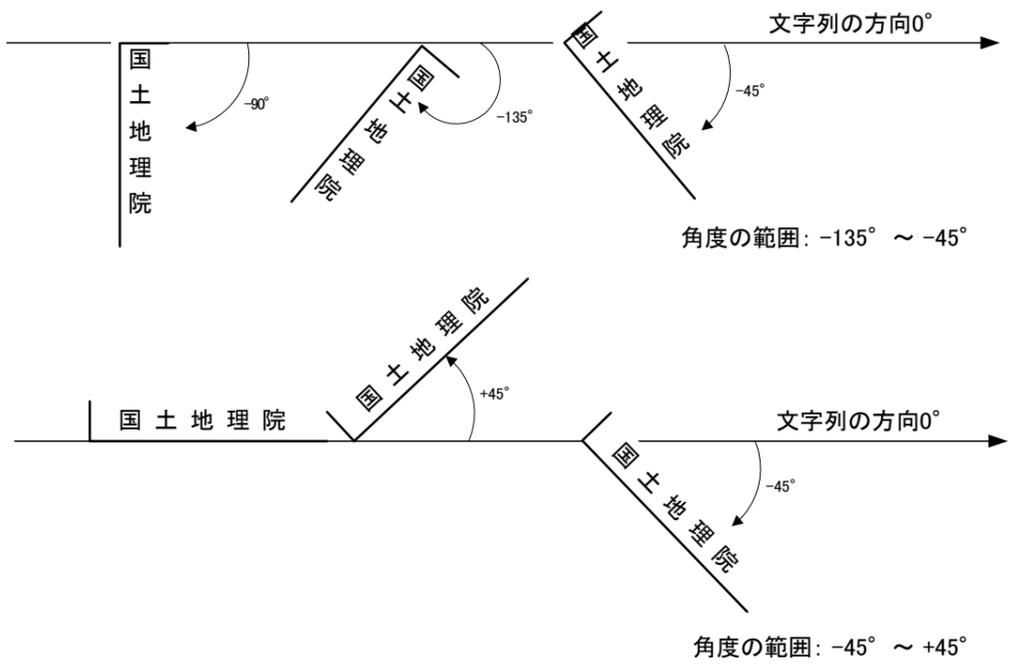
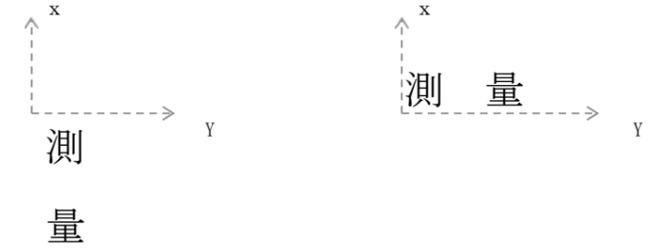
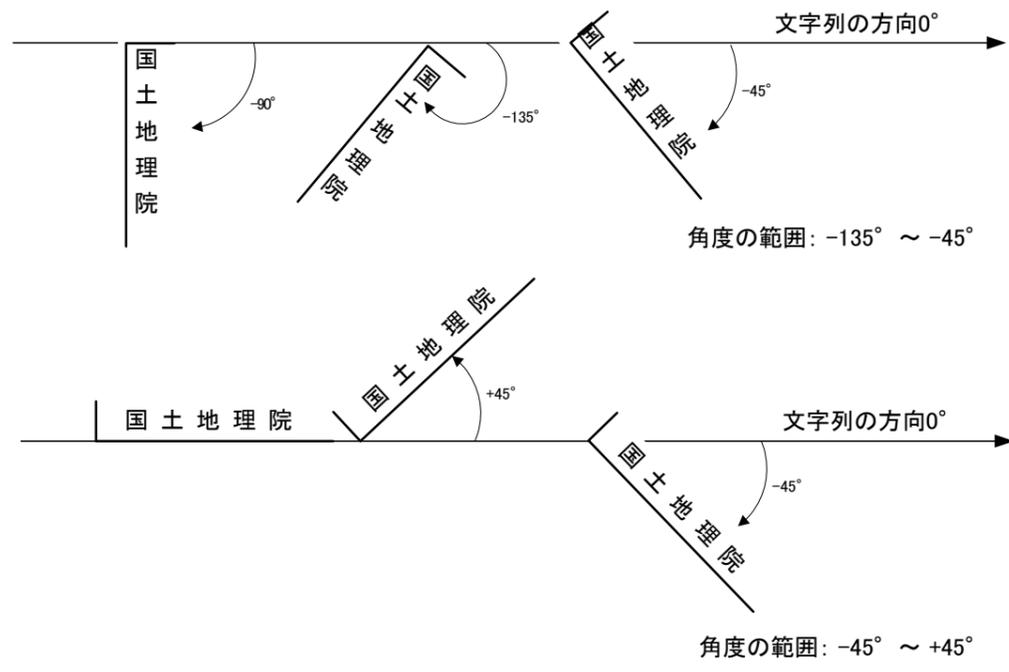
●地 域

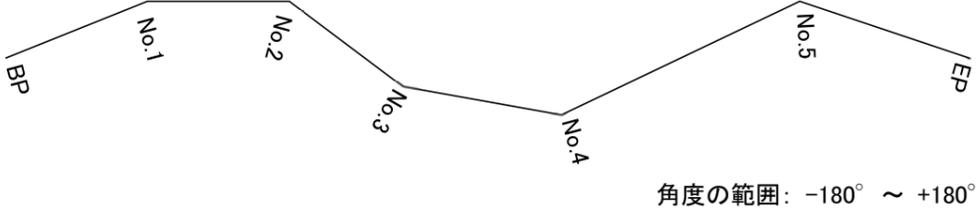
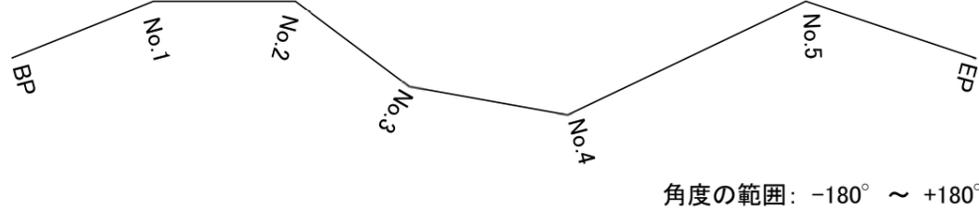


コメント

表現の適正化

表現の適正化

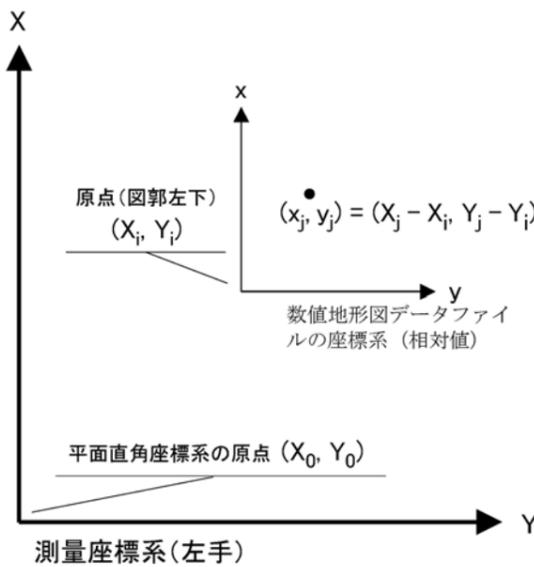
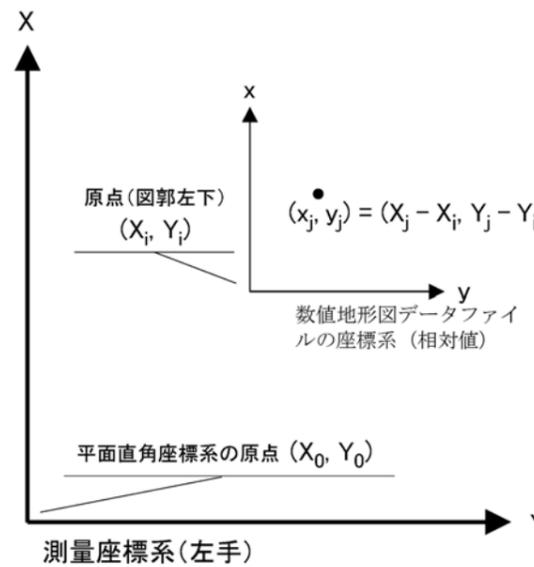
改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント
<p>●線状対象物</p> 	<p>●線状対象物</p> 	
<p>(注記の原点及び文字列の方向)</p> <p>第65条 注記の原点は、縦書きでは1文字目の左上、横書きでは1文字目の左下とする。</p>  <p>2 注記の文字列の方向は、次による。</p> <p>一 文字列の方向は、原則として次の図例による。</p> 	<p>(注記の原点と文字列の方向)</p> <p>第65条 注記の原点は、縦書きでは1文字目の左上、横書きでは1文字目の左下とする。</p>  <p>2 注記の文字列の方向は、次による。</p> <p>一 文字列の方向は、原則として次の図例による。</p> 	<p>表現の適正化</p>

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント
<p>二 路線中心等への注記は、路線の向きに添うものとする。</p>  <p>角度の範囲：-180° ~ +180°</p>	<p>二 路線中心等への注記は、路線の向きに添うものとする。</p>  <p>角度の範囲：-180° ~ +180°</p>	
<p>（注記の適用）</p> <p>第66条 地図情報レベル500、1000、2500、5000の注記の適用は、「公共測量標準図式 数値地形図データ取得分類基準表」による。</p> <p>2 応用測量の注記の適用は、「公共測量標準図式 数値地形図データ取得分類基準表 応用測量」による。</p> <p>3 測量記録の注記の適用は、「公共測量標準図式 数値地形図データ取得分類基準表 測量記録」による。</p>	<p>（注記の適用）</p> <p>第66条 地図情報レベル500、1000、2500、5000の注記の適用は、「公共測量標準図式 数値地形図データ取得分類基準表」による。</p> <p>2 応用測量の注記の適用は、「公共測量標準図式 数値地形図データ取得分類基準表 応用測量」による。</p> <p>3 測量記録の注記の適用は、「公共測量標準図式 数値地形図データ取得分類基準表 測量記録」による。</p>	
<p>第2節 細則</p>	<p>第2節 細則</p>	
<p>（行政区画）</p> <p>第67条 行政名の表示は、次による。</p> <p>一 行政名は、都道府県（北海道の支庁を含む。）名及び郡の名称を除き全て表示する。</p> <p>二 図上の面積が狭小で、規定の字大を用いることが困難な場合は、適宜字大を小さくして注記することができる。</p> <p>三 市町村の飛地の名称は、市町村の名称に続けて「飛地」を付して表示する。</p>	<p>（行政区画）</p> <p>第67条 行政名の表示は、次による。</p> <p>一 行政名は、都道府県（北海道の支庁を含む。）名及び郡の名称を除き全て表示する。</p> <p>二 図上の面積が狭小で、規定の字大を用いることが困難な場合は、適宜字大を小さくして注記することができる。</p> <p>三 市町村の飛地の名称は、市町村の名称に続けて「飛地」を付して表示する。</p>	
<p>（居住地名）</p> <p>第68条 居住地名の表示は、次による。</p> <p>一 居住地名は、大区域、大字・町（住居表示による〇〇丁目を含む。）、小字・丁目、通りに区分して表示する。</p> <p>二 地方自治法又は住居表示に関する法律に基づき、大字、町等の名称が定められた場合は、その名称を省略することなく表示する。<u>ただし</u>、市街地等において、狭小な区域に字数の多い名称がある場合は、字大を3.0mmとして表示することができる。</p> <p>三 大区域は、旧行政名等が大字の上に公称として呼称されているものに適用する。</p> <p>四 居住地名が同じ呼称の一大字、一小字で構成される場合は、大字名のみを表示する。<u>ただし</u>、異呼称の場合には、地域Ⅱの注記法により、小字名をその集落に近い方に表示する。</p> <p>五 大字に2個以上の小字がある場合には、小字名をそれぞれの区域に表示し、さらに大字名をその中央に表示する。</p> <p>六 市街地等の狭長な地域又は街区が、丁目、条又は通りにより縦横に区画された場合は線状対象物の注記法で表示することができる。</p>	<p>（居住地名）</p> <p>第68条 居住地名の表示は、次による。</p> <p>一 居住地名は、大区域、大字・町（住居表示による〇〇丁目を含む。）、小字・丁目、通りに区分して表示する。</p> <p>二 地方自治法又は住居表示に関する法律に基づき、大字、町等の名称が定められた場合は、その名称を省略することなく表示する。<u>なお</u>、市街地等において、狭小な区域に字数の多い名称がある場合は、字大を3.0mmとして表示することができる。</p> <p>三 大区域は、旧行政名等が大字の上に公称として呼称されているものに適用する。</p> <p>四 居住地名が同じ呼称の一大字、一小字で構成される場合は、大字名のみを表示する。<u>なお</u>、異呼称の場合には、地域Ⅱの注記法により、小字名をその集落に近い方に表示する。</p> <p>五 大字に2個以上の小字がある場合には、小字名をそれぞれの区域に表示し、さらに大字名をその中央に表示する。</p> <p>六 市街地等の狭長な地域又は街区が、丁目、条又は通りにより縦横に区画された場合は線状対象物の注記法で表示することができる。</p>	<p>表現の適正化</p> <p>表現の適正化</p>
<p>（道路）</p> <p>第69条 道路の名称の表示は、次による。</p> <p>一 道路の名称は、高速道路、一般国道、有料道路及び都道府県道については、原則として全て表示し、街道、通り、専用道路等については、一般によく用いられている名称がある場合に表示する。</p> <p>二 一般国道は、「国道15号」等と表示し、著名な街道名を併記する場合は、線状対象物の併記の注記法により表示する。ただし、国道の注記における文字の配列は道路に直立するようにし、路線番号を示す数字の字隔は1/4とする。</p> <p>三 都道府県道等は、「主要地方道〇〇・〇〇線」「〇〇道〇〇線」等と表示する、この場合の「〇〇・〇〇」のような固有名間の間隔は、1字大とする。</p> <p>四 坂、峠、橋等の名称は、著名なもの又は用図上重要なものについて表示する。</p> <p>五 トンネルの名称は、小対象物の注記法によりトンネルの出入口に表示する。ただし、一見して同じトンネルの出入口と判断できる場合には、いずれか一方に注記するものとする。</p>	<p>（道路）</p> <p>第69条 道路の名称の表示は、次による。</p> <p>一 道路の名称は、高速道路、一般国道、有料道路及び都道府県道については、原則として全て表示し、街道、通り、専用道路等については、一般によく用いられている名称がある場合に表示する。</p> <p>二 一般国道は、「国道15号」等と表示し、著名な街道名を併記する場合は、線状対象物の併記の注記法により表示する。ただし、国道の注記における文字の配列は道路に直立するようにし、路線番号を示す数字の字隔は1/4とする。</p> <p>三 都道府県道等は、「主要地方道〇〇・〇〇線」「〇〇道〇〇線」等と表示する、この場合の「〇〇・〇〇」のような固有名間の間隔は、1字大とする。</p> <p>四 坂、峠、橋等の名称は、著名なもの又は用図上重要なものについて表示する。</p> <p>五 トンネルの名称は、小対象物の注記法によりトンネルの出入口に表示する。ただし、一見して同じトンネルの出入口と判断できる場合には、いずれか一方に注記するものとする。</p>	

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント
<p>六 高速道路のインターチェンジ等は、次の例に準じて略称を注記する。</p> <p>例) ○○インターチェンジ→○○IC △△ジャンクション →△△JCT □□サービスエリア →□□SA ▽▽パーキングエリア→▽▽PA</p>	<p>六 高速道路のインターチェンジ等は、次の例に準じて略称を注記する。</p> <p>例) ○○インターチェンジ→○○IC △△ジャンクション →△△JCT □□サービスエリア →□□SA ▽▽パーキングエリア→▽▽PA</p>	
<p>（鉄 道）</p> <p>第70条 鉄道の名称の表示は、次による。</p> <p>一 鉄道は、固有の名称に従って「○○鉄道」「○○鉄道○○線」等と注記する。ただし、特に字数の多い場合でそのまま注記することが不相当と認められるものについては、略称を表示することができる。</p> <p>二 駅の名称は、全て表示する。旅客駅は小対象物の注記法により「○○駅」と表示する。貨物駅、操車場及び信号所の名称は、その景況に従い、小対象物又は地域の注記法により表示する。</p>	<p>（鉄 道）</p> <p>第70条 鉄道の名称の表示は、次による。</p> <p>一 鉄道は、固有の名称に従って「○○鉄道」「○○鉄道○○線」等と注記する。ただし、特に字数の多い場合でそのまま注記することが不相当と認められるものについては、略称を表示することができる。</p> <p>二 駅の名称は、全て表示する。旅客駅は小対象物の注記法により「○○駅」と表示する。貨物駅、操車場及び信号所の名称は、その景況に従い、小対象物又は地域の注記法により表示する。</p>	
<p>（建 物）</p> <p>第71条 建物の名称の表示は、次による。</p> <p>一 建物の名称は、表示の対象により小対象物又は地域の注記法により表示する。</p> <p>二 建物は、固有名を表示するのを原則とする。ただし、特に字数の多い場合でそのまま注記することが不相当と認められるものについては、略称を表示することができる。</p>	<p>（建 物）</p> <p>第71条 建物の名称の表示は、次による。</p> <p>一 建物の名称は、表示の対象により小対象物又は地域の注記法により表示する。</p> <p>二 建物は、固有名を表示するのを原則とする。ただし、特に字数の多い場合でそのまま注記することが不相当と認められるものについては、略称を表示することができる。</p>	
<p>（小物体）</p> <p>第72条 小物体の名称は、著名なもの及び用図上重要なものについて、固有名又は種類を小対象物の注記法により表示する。</p>	<p>（小物体）</p> <p>第72条 小物体の名称は、著名なもの及び用図上重要なものについて、固有名又は種類を小対象物の注記法により表示する。</p>	
<p>（水 部）</p> <p>第73条 水部の名称の表示は、次による。</p> <p>一 河川の名称は、線状対象物の注記法により表示する。</p> <p>二 図郭隅等で線状対象物として表示できない河川については、小対象物又は地域の注記法で表示することができる。</p> <p>三 湖、池及び沼の名称は、その形状及び広さにより小対象物又は地域の注記法で表示する。</p> <p>四 海湾の名称は、その呼称される範囲が比較的狭い内湾等に限り、その形状及び広さにより、小対象物又は地域の注記法で表示する。</p> <p>五 島の名称は、その形状又は大きさにより、小対象物又は地域の注記法で表示する。島の名称と島における唯一の居住地名が同名であり、かつ、島の形状又は大きさにより双方の表示位置が近接する場合には、居住地名をもって島の名称を兼ねることができる。</p>	<p>（水 部）</p> <p>第73条 水部の名称の表示は、次による。</p> <p>一 河川の名称は、線状対象物の注記法により表示する。</p> <p>二 図郭隅等で線状対象物として表示できない河川については、小対象物又は地域の注記法で表示することができる。</p> <p>三 湖、池及び沼の名称は、その形状及び広さにより小対象物又は地域の注記法で表示する。</p> <p>四 海湾の名称は、その呼称される範囲が比較的狭い内湾等に限り、その形状及び広さにより、小対象物又は地域の注記法で表示する。</p> <p>五 島の名称は、その形状又は大きさにより、小対象物又は地域の注記法で表示する。島の名称と島における唯一の居住地名が同名であり、かつ、島の形状又は大きさにより双方の表示位置が近接する場合には、居住地名をもって島の名称を兼ねることができる。</p>	
<p>（水部に関する構造物）</p> <p>第74条 せき、水門、ダム、渡船発着所等の名称は、その規模に応じて、小対象物又は線状対象物の注記法で表示する。</p>	<p>（水部に関する構造物）</p> <p>第74条 せき、水門、ダム、渡船発着所等の名称は、その規模に応じて、小対象物又は線状対象物の注記法で表示する。</p>	
<p>（諸地・場地）</p> <p>第75条 諸地・場地の名称は、地域の注記法により表示する。ただし、図上の面積が狭小等のためこれによることが適当でない場合は、小対象物又は線状対象物の注記法により表示することができる。</p>	<p>（諸地・場地）</p> <p>第75条 諸地・場地の名称は、地域の注記法により表示する。ただし、図上の面積が狭小等のためこれによることが適当でない場合は、小対象物又は線状対象物の注記法により表示することができる。</p>	
<p>（山 地）</p> <p>第76条 山地の名称の表示は、次による。</p> <p>一 山、丘、<u>尖峰</u>等は、著名なもの又は用図上重要なものについて、その頂上部に対して小対象物及び地域の注記法により表示する。</p> <p>二 谷及び沢の名称は、線状対象物の注記法により、その字列の中心が谷線上にあるよう表示する。ただし、流水がある場合は、<u>第73条第一号及び第二号</u>の規定に準じて表示する。</p>	<p>（山 地）</p> <p>第76条 山地の名称の表示は、次による。</p> <p>一 山、丘、<u>尖峰</u>等は、著名なもの又は用図上重要なものについて、その頂上部に対して小対象物及び地域の注記法により表示する。</p> <p>二 谷及び沢の名称は、線状対象物の注記法により、その字列の中心が谷線上にあるよう表示する。ただし、流水がある場合は、<u>第73条（水部）一及び二</u>の規定に準じて表示する。</p>	表現の適正化
<p>（基準点の標高）</p> <p>第77条 電子基準点、三角点、水準点等の標高数値は、記号の右側に表示する。ただし、その注記位置が他の重要な地物と重複する場合は、適宜移動して表示することができる。</p>	<p>（基準点の標高）</p> <p>第77条 電子基準点、三角点、水準点等の標高数値は、記号の右側に表示する。ただし、その注記位置が他の重要な地物と重複する場合は、適宜移動して表示することができる。</p>	
<p>（等高線数値）</p> <p>第78条 等高線数値の表示は、次による。</p> <p>一 数値は、主として計曲線、補助曲線及び凹地を示す曲線に表示する。ただし、平坦地で読図上必要な場合</p>	<p>（等高線数値）</p> <p>第78条 等高線数値の表示は、次による。</p> <p>一 数値は、主として計曲線、補助曲線及び凹地を示す曲線に表示する。ただし、平坦地で読図上必要な場合</p>	

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント
<p>は、主曲線に表示することができる。</p> <p>二 数値は、地形の表現が妨げられない位置に表示し、曲率の大きい尾根及び谷線上には表示しない。</p> <p>三 数値は、等高線を間断し、等高線に<u>字列</u>の中心を一致させて表示する。</p> <p>四 表示密度は、基準点を含めて、図上10cm×10cmに10個を標準とする。</p>	<p>は、主曲線に表示することができる。</p> <p>二 数値は、地形の表現が妨げられない位置に表示し、曲率の大きい尾根及び谷線上には表示しない。</p> <p>三 数値は、等高線を間断し、等高線と<u>字列</u>の中心を一致させて表示する。</p> <p>四 表示密度は、基準点を含めて、図上10cm×10cmに10個を標準とする。</p>	表現の適正化
<p>（説明注記）</p> <p>第79条 説明注記は、地図記号のみでは状況及び種類が明瞭でない場合に、その種類に応じて小対象物、地域又は線状対象物の注記法により表示する。</p> <p>（例） 道路、鉄道等の建設中 →（建設中）、（宅地造成中）、（耕地整理中） （〇〇工事中）、（工場用地）</p> <p>建物 →（建築中）</p> <p>規模の大きい輸送管の種類→（水）、（油）、（ガス）</p>	<p>（説明注記）</p> <p>第79条 説明注記は、地図記号のみでは状況及び種類が明瞭でない場合に、その種類に応じて小対象物、地域又は線状対象物の注記法により表示する。</p> <p>（例） 道路、鉄道等の建設中 →（建設中）、（宅地造成中）、（耕地整理中） （〇〇工事中）、（工場用地）</p> <p>建物 →（建築中）</p> <p>規模の大きい輸送管の種類→（水）、（油）、（ガス）</p>	
第5章 整飾	第5章 整飾	
第1節 通則	第1節 通則	
<p>（整飾）</p> <p>第80条 整飾とは、図郭を表示し、数値地形図の読解に必要な事項等を図郭の周辺に表示して、その内容及び体裁を整えることをいう。</p>	<p>（整飾）</p> <p>第80条 整飾とは、図郭を表示し、数値地形図の読解に必要な事項等を図郭の周辺に表示して、その内容及び体裁を整えることをいう。</p>	
<p>（整飾の表示事項）</p> <p>第81条 整飾の表示事項は、設計書<u>又は</u>特記仕様書によるものとする。ただし、数値地形図の凡例には、「平面直角座標値は、世界測地系による。」ことを表示する。</p>	<p>（整飾の表示事項）</p> <p>第81条 整飾の表示事項は、設計書<u>または</u>特記仕様書によるものとする。ただし、数値地形図の凡例には、「平面直角座標値は、世界測地系による。」ことを表示する。</p>	表現の適正化

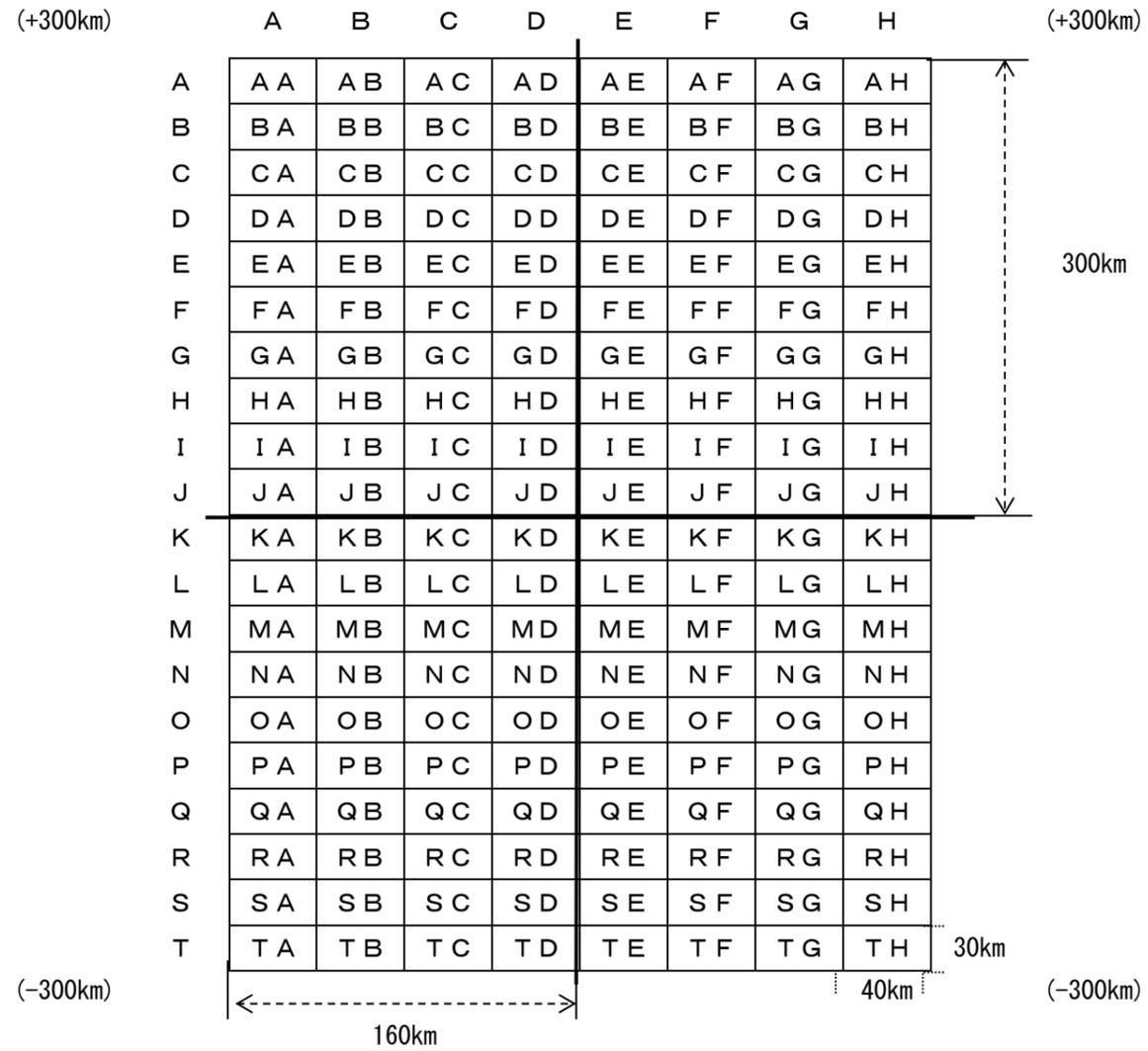
改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント
<p data-bbox="290 659 1142 726">数値地形図データファイル仕様</p>	<p data-bbox="1635 659 2487 726">数値地形図データファイル仕様</p>	

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント
第1章 総則	第1章 総則	
第1節 総則 （ファイル仕様のバージョン）	第1節 総則 （ファイル仕様のバージョン）	
第82条 この仕様に基づく数値地形図データファイルのバージョンは、 2 とする。 2 ファイル内のいずれかの空き領域を利用した場合には、空き領域区分に空き領域の使用を示す任意の数値を記述するものとする。	第82条 本規約に基づく数値地形図データファイルのバージョンは、 1 とする。 2 ファイル内のいずれかの空き領域を利用した場合には、空き領域区分に空き領域の使用を示す任意の数値を記述するものとする。	表現の適正化
（座標軸と原点） 第83条 数値地形図データファイルの座標軸は測量座標系とし、原点は図郭左下とする。  2 写真地図データファイルの座標軸は画像座標系とし、原点座標は図郭左上画素中央とする。 3 写真地図データファイルの位置情報ファイルの座標軸は数学座標系とし、原点座標は平面直角座標系の原点と同一とする。	（座標軸と原点） 第83条 数値地形図データファイルの座標軸は測量座標系とし、原点は図郭左下とする。  2 写真地図データファイルの座標軸は画像座標系とし、原点座標は図郭左上画素中央とする。 3 写真地図データファイルの位置情報ファイルの座標軸は数学座標系とし、原点座標は平面直角座標系の原点と同一とする。	

改正案

(図郭割り)

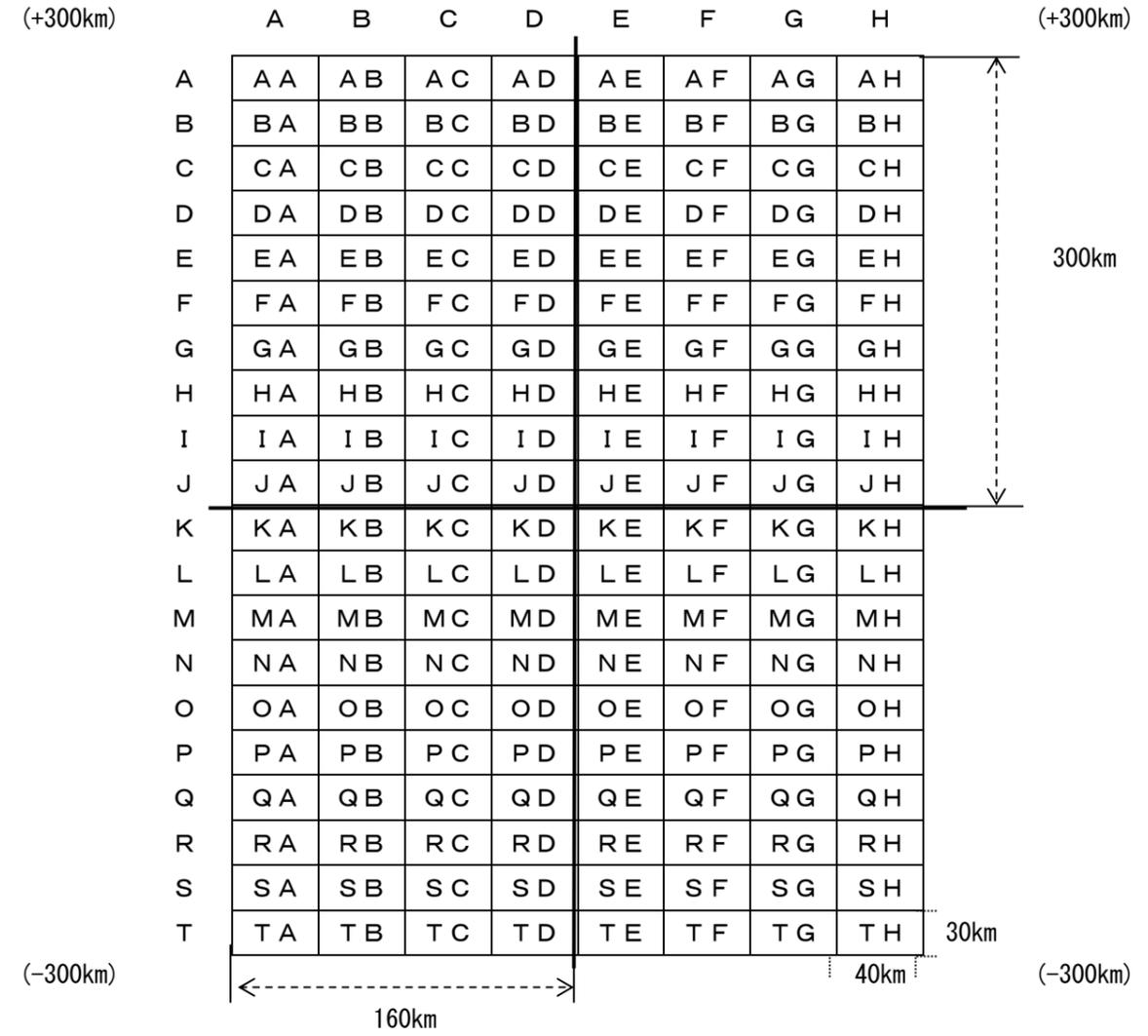
- 第84条 図郭割りは、原則として座標軸に平行な矩形に分割する。
- 図郭割りとデータを格納するファイル単位は、一致させるものとする。
 - 図郭座標は、その四隅座標を全て記録するものとする。
 - 図郭割りの分割法は、次の各号に従うものとする。
 - 区画名は、各座標系のY軸及びX軸を基準とし、南北300km、東西160kmを含む区域を30km×40kmの長方形に分割して区画を定め、下図によりアルファベット大文字の組合せで表示する。



現行 (令和2年3月31日改正)

(図郭割り)

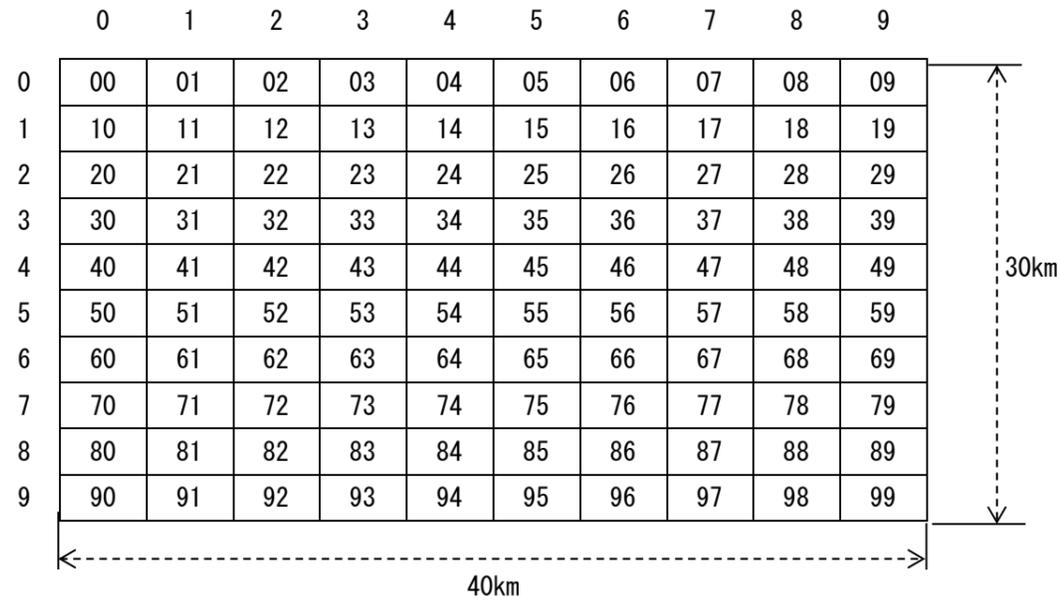
- 第84条 図郭割りは、原則として座標軸に平行な矩形に分割する。
- 図郭割りとデータを格納するファイル単位は、一致させるものとする。
 - 図郭座標は、その四隅座標を全て記録するものとする。
 - 図郭割りの分割法は、次の各号に従うものとする。
 - 区画名は、各座標系のY軸及びX軸を基準とし、南北300km、東西160kmを含む区域を30km×40kmの長方形に分割して区画を定め、下図によりアルファベット大文字の組合せで表示する。



コメント

改正案

二 地図情報レベル 5000 にあつては座標系内の 1 区画を 100 等分し、下図によりアラビア数字で表示する。



三 地図情報レベル 2500 にあつては、地図情報レベル 5000 の図郭に相当する区画を各辺で 2 等分して得られる 4 個の区画に北西側、北東側、南西側、南東側の順に 1～4 のアラビア数字で区画番号を定め、地図情報レベル 5000 の図郭番号に追加する。

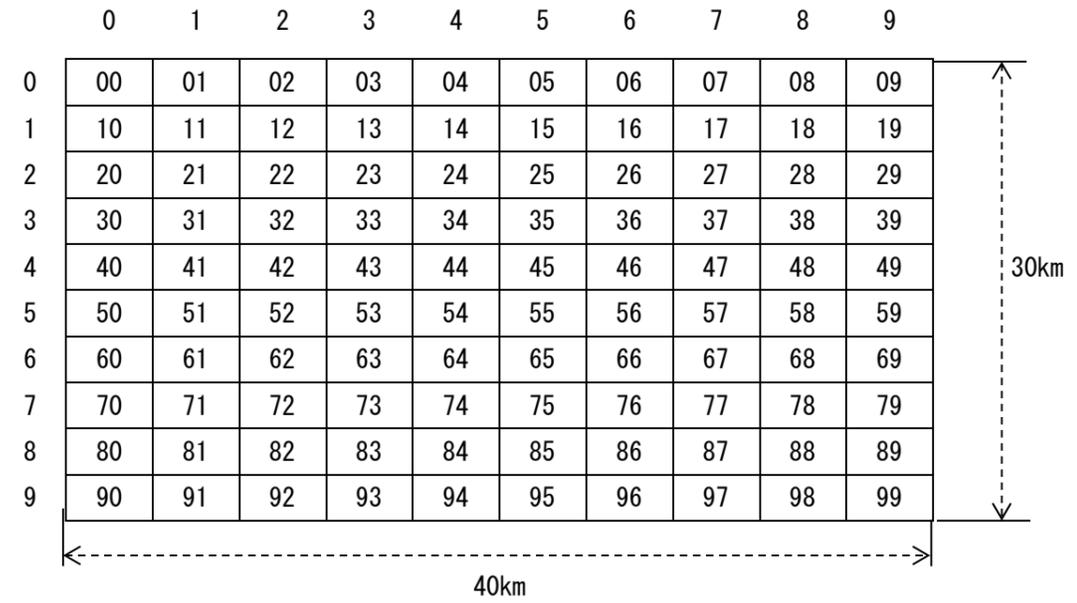
1	2
3	4

四 地図情報レベル 1000 にあつては、地図情報レベル 5000 の図郭に相当する区画を各辺で 5 等分して得られる 25 個の区画を次の図例に従って区画番号を定め、地図情報レベル 5000 の図郭番号に追加する。

	A	B	C	D	E
0	0A	0B	0C	0D	0E
1	1A	1B	1C	1D	1E
2	2A	2B	2C	2D	2E
3	3A	3B	3C	3D	3E
4	4A	4B	4C	4D	4E

現行（令和 2 年 3 月 31 日改正）

二 地図情報レベル 5000 にあつては座標系内の 1 区画を 100 等分し、下図によりアラビア数字で表示する。



三 地図情報レベル 2500 にあつては、地図情報レベル 5000 の図郭に相当する区画を各辺で 2 等分して得られる 4 個の区画に北西側、北東側、南西側、南東側の順に 1～4 のアラビア数字で区画番号を定め、地図情報レベル 5000 の図郭番号に追加する。

1	2
3	4

四 地図情報レベル 1000 にあつては、地図情報レベル 5000 の図郭に相当する区画を各辺で 5 等分して得られる 25 個の区画を次の図例に従って区画番号を定め、地図情報レベル 5000 の図郭番号に追加する。

	A	B	C	D	E
0	0A	0B	0C	0D	0E
1	1A	1B	1C	1D	1E
2	2A	2B	2C	2D	2E
3	3A	3B	3C	3D	3E
4	4A	4B	4C	4D	4E

コメント

改正案

五 地図情報レベル 500 にあっては、地図情報レベル 5000 の図郭に相当する区画を各辺で 10 等分して得られる 100 個の区画を次の図例に従って区画番号を定め、地図情報レベル 5000 の図郭番号に追加する。

	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
0	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09
1	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
2	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
3	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
4	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49
5	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59
6	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69
7	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79
8	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89
9	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99

六 地図情報レベル 250 にあっては、地図情報レベル 5000 の図郭に相当する区画を各辺で 20 等分して得られる 400 個の区画を次の図例に従って区画番号を定め、地図情報レベル 5000 の図郭番号に追加する。

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T
A	AA	AB	AC	AD	AE	AF	AG	AH	AI	AJ	AK	AL	AM	AN	AO	AP	AQ	AR	AS	AT
B	BA	BB	BC	BD	BE	BF	BG	BH	BI	BJ	BK	BL	BM	BN	BO	BP	BQ	BR	BS	BT
C	CA	CB	CC	CD	CE	CF	CG	CH	CI	CJ	CK	CL	CM	CN	CO	CP	CQ	CR	CS	CT
D	DA	DB	DC	DD	DE	DF	DG	DH	DI	DJ	DK	DL	DM	DN	DO	DP	DQ	DR	DS	DT
E	EA	EB	EC	ED	EE	EF	EG	EH	EI	EJ	EK	EL	EM	EN	EO	EP	EQ	ER	ES	ET
F	FA	FB	FC	FD	FE	FF	FG	FH	FI	FJ	FK	FL	FM	FN	FO	FP	FQ	FR	FS	FT
G	GA	GB	GC	GD	GE	GF	GG	GH	GI	GJ	GK	GL	GM	GN	GO	GP	GQ	GR	GS	GT
H	HA	HB	HC	HD	HE	HF	HG	HH	HI	HJ	HK	HL	HM	HN	HO	HP	HQ	HR	HS	HT
I	IA	IB	IC	ID	IE	IF	IG	IH	II	IJ	IK	IL	IM	IN	IO	IP	IQ	IR	IS	IT
J	JA	JB	JC	JD	JE	JF	JG	JH	JI	JJ	JK	JL	JM	JN	JO	JP	JQ	JR	JS	JT
K	KA	KB	KC	KD	KE	KF	KG	KH	KI	KJ	KK	KL	KM	KN	KO	KP	KQ	KR	KS	KT
L	LA	LB	LC	LD	LE	LF	LG	LH	LI	LJ	LK	LL	LM	LN	LO	LP	LQ	LR	LS	LT
M	MA	MB	MC	MD	ME	MF	MG	MH	MI	MJ	MK	ML	MM	MN	MO	MP	MQ	MR	MS	MT
N	NA	NB	NC	ND	NE	NF	NG	NH	NI	NJ	NK	NL	NM	NN	NO	NP	NQ	NR	NS	NT
O	OA	OB	OC	OD	OE	OF	OG	OH	OI	OJ	OK	OL	OM	ON	OO	OP	OQ	OR	OS	OT
P	PA	PB	PC	PD	PE	PF	PG	PH	PI	PJ	PK	PL	PM	PN	PO	PP	PQ	PR	PS	PT
Q	QA	QB	QC	QD	QE	QF	QG	QH	QI	QJ	QK	QL	QM	QN	QO	QP	QQ	QR	QS	QT
R	RA	RB	RC	RD	RE	RF	RG	RH	RI	RJ	RK	RL	RM	RN	RO	RP	RQ	RR	RS	RT
S	SA	SB	SC	SD	SE	SF	SG	SH	SI	SJ	SK	SL	SM	SN	SO	SP	SQ	SR	SS	ST
T	TA	TB	TC	TD	TE	TF	TG	TH	TI	TJ	TK	TL	TM	TN	TO	TP	TQ	TR	TS	TT

現行（令和 2 年 3 月 31 日改正）

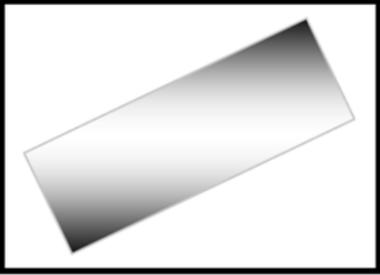
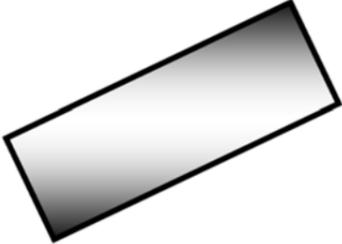
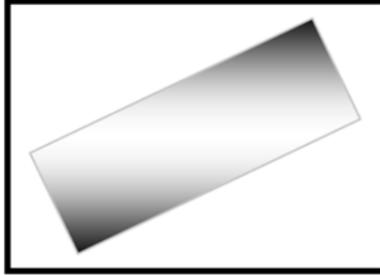
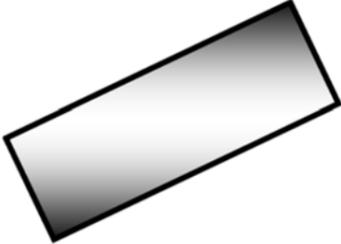
五 地図情報レベル 500 にあっては、地図情報レベル 5000 の図郭に相当する区画を各辺で 10 等分して得られる 100 個の区画を次の図例に従って区画番号を定め、地図情報レベル 5000 の図郭番号に追加する。

	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
0	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09
1	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
2	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
3	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
4	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49
5	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59
6	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69
7	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79
8	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89
9	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99

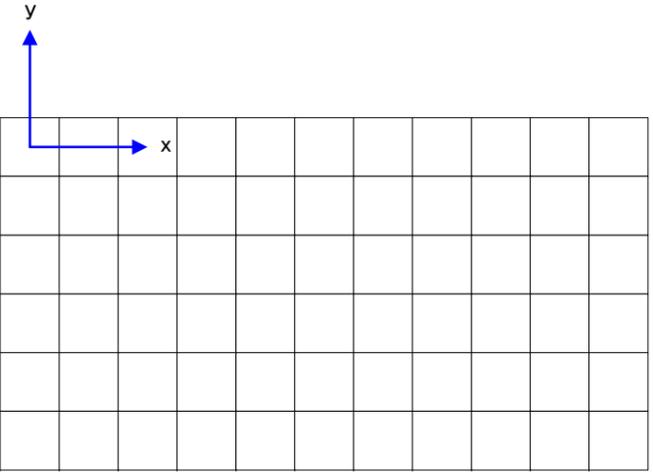
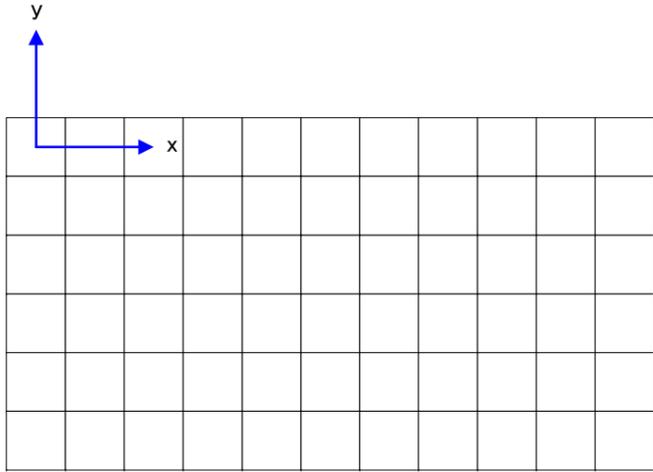
六 地図情報レベル 250 にあっては、地図情報レベル 5000 の図郭に相当する区画を各辺で 20 等分して得られる 400 個の区画を次の図例に従って区画番号を定め、地図情報レベル 5000 の図郭番号に追加する。

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T
A	AA	AB	AC	AD	AE	AF	AG	AH	AI	AJ	AK	AL	AM	AN	AO	AP	AQ	AR	AS	AT
B	BA	BB	BC	BD	BE	BF	BG	BH	BI	BJ	BK	BL	BM	BN	BO	BP	BQ	BR	BS	BT
C	CA	CB	CC	CD	CE	CF	CG	CH	CI	CJ	CK	CL	CM	CN	CO	CP	CQ	CR	CS	CT
D	DA	DB	DC	DD	DE	DF	DG	DH	DI	DJ	DK	DL	DM	DN	DO	DP	DQ	DR	DS	DT
E	EA	EB	EC	ED	EE	EF	EG	EH	EI	EJ	EK	EL	EM	EN	EO	EP	EQ	ER	ES	ET
F	FA	FB	FC	FD	FE	FF	FG	FH	FI	FJ	FK	FL	FM	FN	FO	FP	FQ	FR	FS	FT
G	GA	GB	GC	GD	GE	GF	GG	GH	GI	GJ	GK	GL	GM	GN	GO	GP	GQ	GR	GS	GT
H	HA	HB	HC	HD	HE	HF	HG	HH	HI	HJ	HK	HL	HM	HN	HO	HP	HQ	HR	HS	HT
I	IA	IB	IC	ID	IE	IF	IG	IH	II	IJ	IK	IL	IM	IN	IO	IP	IQ	IR	IS	IT
J	JA	JB	JC	JD	JE	JF	JG	JH	JI	JJ	JK	JL	JM	JN	JO	JP	JQ	JR	JS	JT
K	KA	KB	KC	KD	KE	KF	KG	KH	KI	KJ	KK	KL	KM	KN	KO	KP	KQ	KR	KS	KT
L	LA	LB	LC	LD	LE	LF	LG	LH	LI	LJ	LK	LL	LM	LN	LO	LP	LQ	LR	LS	LT
M	MA	MB	MC	MD	ME	MF	MG	MH	MI	MJ	MK	ML	MM	MN	MO	MP	MQ	MR	MS	MT
N	NA	NB	NC	ND	NE	NF	NG	NH	NI	NJ	NK	NL	NM	NN	NO	NP	NQ	NR	NS	NT
O	OA	OB	OC	OD	OE	OF	OG	OH	OI	OJ	OK	OL	OM	ON	OO	OP	OQ	OR	OS	OT
P	PA	PB	PC	PD	PE	PF	PG	PH	PI	PJ	PK	PL	PM	PN	PO	PP	PQ	PR	PS	PT
Q	QA	QB	QC	QD	QE	QF	QG	QH	QI	QJ	QK	QL	QM	QN	QO	QP	QQ	QR	QS	QT
R	RA	RB	RC	RD	RE	RF	RG	RH	RI	RJ	RK	RL	RM	RN	RO	RP	RQ	RR	RS	RT
S	SA	SB	SC	SD	SE	SF	SG	SH	SI	SJ	SK	SL	SM	SN	SO	SP	SQ	SR	SS	ST
T	TA	TB	TC	TD	TE	TF	TG	TH	TI	TJ	TK	TL	TM	TN	TO	TP	TQ	TR	TS	TT

コメント

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント
<p>5 路線等に沿ったデータ整備の場合は、次の各号による。</p> <p>一 データ領域を座標軸に平行な矩形で覆うことを原則とするが、座標値が格納できる範囲でデータ領域を満たす斜めの矩形でもよいものとする。</p> <p>二 図郭識別番号は、任意の番号でもよいものとする。</p> <p>三 斜めの矩形で図郭割りをを行う場合には、メートル位未満の図郭座標を設定してもよいものとする。</p> <p>四 斜めの矩形で図郭割りをを行う場合の図郭座標は、数値地形図原図の左下を左下図郭座標、右上を右上図郭座標とするものとする。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <p style="display: flex; justify-content: space-around;"> 座標軸に平行な矩形で覆う場合 斜めの矩形で覆う場合 </p>	<p>5 路線等に沿ったデータ整備の場合は、次の各号による。</p> <p>一 データ領域を座標軸に平行な矩形で覆うことを原則とするが、座標値が格納できる範囲でデータ領域を満たす斜めの矩形でもよいものとする。</p> <p>二 図郭識別番号は、任意の番号でもよいものとする。</p> <p>三 斜めの矩形で図郭割りをを行う場合には、メートル位未満の図郭座標を設定してもよいものとする。</p> <p>四 斜めの矩形で図郭割りをを行う場合の図郭座標は、数値地形図原図の左下を左下図郭座標、右上を右上図郭座標とするものとする。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <p style="display: flex; justify-content: space-around;"> 座標軸に平行な矩形で覆う場合 斜めの矩形で覆う場合 </p>	
<p>（ファイルの命名則）</p> <p>第85条 ファイル名は、図郭割り番号を準用する。</p> <p>例. 地図情報レベル 250.....09LD00AA~TT 地図情報レベル 500.....09LD0000~99 地図情報レベル 1000.....09LD000A~4E 地図情報レベル 2500.....09LD001~4 地図情報レベル 5000.....09LD00~99</p> <p>2 ファイルの拡張子は、次の各号による。</p> <p>一 インデックスファイルは、数値地形図データインデックスとする。</p> <p>二 データファイルは、数値地形図データとする。</p>	<p>（ファイルの命名則）</p> <p>第85条 ファイル名は、図郭割り番号を準用する。</p> <p>例. 地図情報レベル 250.....09LD00AA~TT 地図情報レベル 500.....09LD0000~99 地図情報レベル 1000.....09LD000A~4E 地図情報レベル 2500.....09LD001~4 地図情報レベル 5000.....09LD00~99</p> <p>2 ファイルの拡張子は、次の各号による。</p> <p>一 インデックスファイルは、数値地形図データインデックスとする。</p> <p>二 データファイルは、数値地形図データとする。</p>	
<p>（データファイルの更新）</p> <p>第86条 データファイルを更新する場合、消去されたデータはデータファイルから取り除くものとする。ただし、消去されたデータの履歴が必要な場合は、消去年月を記録して残すものとする。</p> <p>2 更新されたデータファイル内の要素識別番号は、1から付番するものとする。</p>	<p>（データファイルの更新）</p> <p>第86条 データファイルを更新する場合、消去されたデータはデータファイルから取り除くものとする。ただし、消去されたデータの履歴が必要な場合は、消去年月を記録して残すものとする。</p> <p>2 更新されたデータファイル内の要素識別番号は、1から付番するものとする。</p>	
<p>（世界測地系への座標変換）</p> <p>第87条 日本測地系から世界測地系への座標変換する場合は、図郭割りも世界測地系に従うものとする。</p> <p>2 ただし、1回を限度として日本測地系の図郭割りを採用することができる。この場合は、変換後の図郭四隅座標をミリメートル位で図郭座標として記録するものとする。</p>	<p>（世界測地系への座標変換）</p> <p>第87条 日本測地系から世界測地系への座標変換する場合は、図郭割りも世界測地系に従うものとする。</p> <p>2 ただし、1回を限度として日本測地系の図郭割りを採用することができる。この場合は、変換後の図郭四隅座標をミリメートル位で図郭座標として記録するものとする。</p>	
<p>（必須項目及び選択項目）</p> <p>第88条 ファイル仕様の各項目は、必須項目及び選択項目に分類する。</p> <p>2 選択項目の使用は、<u>測量計画機関及び測量作業機関</u>の協議による。</p>	<p>（必須項目と選択項目）</p> <p>第88条 ファイル仕様の各項目は、必須項目と選択項目に分類する。</p> <p>2 選択項目の使用は、<u>受発注者間</u>の協議による。</p>	表現の適正化
第2章 数値地形図データファイル仕様	第2章 数値地形図データファイル仕様	
第1節 通則	第1節 通則	

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント
<p>（座標値の単位）</p> <p>第89条 水平座標値(X, Y)の単位は、次の各号に従うものとする。ただし、図郭座標は地図情報レベルに関係なくメートル位とする。</p> <p>一 地図情報レベル500及び1000では、ミリメートル位とする。</p> <p>二 地図情報レベル2500及び5000では、センチメートル位とする。</p> <p>三 地図情報レベル10000では、メートル位とする。</p> <p>2 標高値(Z)の単位は、次の各号に従うものとする。</p> <p>一 属性数値に標高値(Z)を与える場合は、ミリメートル位とする。</p> <p>二 属性数値以外の標高値(Z)の単位は、水平座標値(X, Y)に準ずる。</p>	<p>（座標値の単位）</p> <p>第89条 水平座標値(X, Y)の単位は、次の各号に従うものとする。ただし、図郭座標は地図情報レベルに関係なくメートル位とする。</p> <p>一 地図情報レベル500及び1000では、ミリメートル位とする。</p> <p>二 地図情報レベル2500及び5000では、センチメートル位とする。</p> <p>三 地図情報レベル10000では、メートル位とする。</p> <p>2 標高値(Z)の単位は、次の各号に従うものとする。</p> <p>一 属性数値に標高値(Z)を与える場合は、ミリメートル位とする。</p> <p>二 属性数値以外の標高値(Z)の単位は、水平座標値(X, Y)に準ずる。</p>	
<p>（図郭座標の端数）</p> <p>第90条 図郭座標端数の符号は、図郭座標の符号と同一とする。</p> <p>例えば、”-1234.56”は、図郭座標カラムには”-1234”を、図郭座標端数カラムには”-56”を記述する。</p>	<p>（図郭座標の端数）</p> <p>第90条 図郭座標端数の符号は、図郭座標の符号と同一とする。</p> <p>例えば、”-1234.56”は、図郭座標カラムには”-1234”を、図郭座標端数カラムには”-56”を記述する。</p>	
<p>（角度）</p> <p>第91条 角度の単位は、度単位とする。</p>	<p>（角度）</p> <p>第91条 角度の単位は、度単位とする。</p>	
<p>（点データの記述）</p> <p>第92条 点データは、要素レコードのみを使用して格納するものとし、レコード数、データ数には0を与える。</p> <p>2 点データが標高値を保持している場合は、属性数値にミリメートル位で格納するものとする。</p> <p>3 点データは、特別な理由がないかぎり、方向データに変更してはならない。</p>	<p>（点データの記述）</p> <p>第92条 点データは、要素レコードのみを使用して格納するものとし、レコード数、データ数には0を与える。</p> <p>2 点データが標高値を保持している場合は、属性数値にミリメートル位で格納するものとする。</p> <p>3 点データは、特別な理由がないかぎり、方向データに変更してはならない。</p>	
<p>（等高線データの記述）</p> <p>第93条 等高線データは、要素レコードと2次元座標レコードを使用して格納するものとする。</p> <p>2 等高線標高は、要素レコードの属性数値にミリメートル位で格納するものとする。</p>	<p>（等高線データの記述）</p> <p>第93条 等高線データは、要素レコードと2次元座標レコードを使用して格納するものとする。</p> <p>2 等高線標高は、要素レコードの属性数値にミリメートル位で格納するものとする。</p>	
<p>（属性数値）</p> <p>第94条 属性数値は、ミリメートル位で格納するものとする。</p> <p>2 有効桁数以下の数値は、0を与えるものとする。</p> <p>3 データが属性数値を持たない場合は、空白とする。</p>	<p>（属性数値）</p> <p>第94条 属性数値は、ミリメートル位で格納するものとする。</p> <p>2 有効桁数以下の数値は、0を与えるものとする。</p> <p>3 データが属性数値を持たない場合は、空白とする。</p>	
<p>（ファイルの座標次元）</p> <p>第95条 ファイルの座標次元は、3次元を標準とする。</p> <p>2 3次元で取得されたデータであっても、標高が同一な場合には、Z値を要素レコードの属性数値に格納し、2次元座標とする。</p> <p>3 2次元で取得あるいは数値編集時に標高値を破棄したデータも、同一のファイルに2次元要素として格納する。</p>	<p>（ファイルの座標次元）</p> <p>第95条 ファイルの座標次元は、3次元を標準とする。</p> <p>2 3次元で取得されたデータであっても、標高が同一な場合には、Z値を要素レコードの属性数値に格納し、2次元座標とする。</p> <p>3 2次元で取得あるいは数値編集時に標高値を破棄したデータも、同一のファイルに2次元要素として格納する。</p>	
<p>（レコード）</p> <p>第96条 レコード長は、84バイト固定長とする。</p> <p>2 各レコードの区切りには、CR(0Dh)LF(0Ah)を与えるものとする。</p>	<p>（レコード）</p> <p>第96条 レコード長は、84バイト固定長とする。</p> <p>2 各レコードの区切りには、CR(0Dh)LF(0Ah)を与えるものとする。</p>	
<p>（代表点の座標）</p> <p>第97条 点データ及び注記データにおいては、データの原点座標を代表点の座標に格納するものとする。</p>	<p>（代表点の座標）</p> <p>第97条 点データ及び注記データにおいては、データの原点座標を代表点の座標に格納するものとする。</p>	
<p>（年月の記述）</p> <p>第98条 年月の記述は、期間が複数月にまたがる場合には最終の年月を与えるものとする。</p> <p>2 取得年月は、原則として納品年月とする。</p>	<p>（年月の記述）</p> <p>第98条 年月の記述は、期間が複数月にまたがる場合には最終の年月を与えるものとする。</p> <p>2 取得年月は、原則として納品年月とする。</p>	
<p>（文字コード）</p> <p>第99条 文字コードは、Shift-JISとする。</p> <p>2 使用する文字の範囲は、<u>JIS 第一水準及び第二水準</u>とする。</p>	<p>（文字コード）</p> <p>第99条 文字コードは、Shift-JISとする。</p> <p>2 使用する文字の範囲は、<u>JIS 第一水準と第二水準</u>とする。</p>	表現の適正化
<p>（削除）</p>	<p><u>（点群データの特例）</u></p> <p>第100条 <u>点群データは、数値地形図データファイル仕様の他に、製品仕様書に従ってCSV形式等のテキスト形式又はLAS形式とすることができる。</u></p>	削除 以降条番号 繰上げ
<p>第3章 写真地図データファイル仕様</p>	<p>第3章 写真地図データファイル仕様</p>	

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント
<p>第1節 通則 （図郭割り）</p> <p>第100条 写真地図データファイルの格納は、国土基本図の図郭を基本とした図郭単位とし、適宜分割することができる。</p> <p>2 写真地図データファイルの位置情報を付加するためのインデックスファイルとして、位置情報ファイルを図郭ごとに作成する。</p>	<p>第1節 通則 （図郭割り）</p> <p>第101条 写真地図データファイルの格納は、国土基本図の図郭を基本とした図郭単位とし、適宜分割することができる。</p> <p>2 写真地図データファイルの位置情報を付加するためのインデックスファイルとして、位置情報ファイルを図郭ごとに作成する。</p>	
<p>第2節 写真地図データファイル （ファイル仕様）</p> <p>第101条 写真地図データファイルは、原則として非圧縮 TIFF 仕様で格納するものとする。</p>	<p>第2節 写真地図データファイル （ファイル仕様）</p> <p>第102条 写真地図データファイルは、原則として非圧縮 TIFF 仕様で格納するものとする。</p>	
<p>（ファイル命名則）</p> <p>第102条 写真地図データファイルの名称は、数値地形図データファイル名称に準じる。</p> <p>2 写真地図データファイルの拡張子は、TIF とする。</p>	<p>（ファイル命名則）</p> <p>第103条 写真地図データファイルの名称は、数値地形図データファイル名称に準じる。</p> <p>2 写真地図データファイルの拡張子は、TIF とする。</p>	
<p>第3節 位置情報ファイル （ファイル仕様）</p> <p>第103条 位置情報ファイルは、原則としてワールドファイル仕様で格納するものとする。</p> <p>2 ワールドファイル仕様は、次の各号による。</p> <p>一 画像座標系から平面直角座標系へ変換を行う際の、アフィン変換の6パラメータ(a から f)を順番に各1行で記述する。</p> <p>アフィン変換は、次式で表される。</p> $\begin{cases} x' = ax + cy + e \\ y' = bx + dy + f \end{cases}$ <p>ここで、</p> <p>x' : 平面直角座標系の x 座標 (数学系-東西、単位 : m)</p> <p>y' : 平面直角座標系の y 座標 (数学系-南北、単位 : m)</p> <p>x : 画像座標系の x 座標 (カラム又は列、単位 : 画素)</p> <p>y : 画像座標系の y 座標 (ロウ又は行、単位 : 画素)</p> <p>a ~ f : アフィン変数</p> <p>二 画像座標の原点は、下図に示す左上画素の中心を原点とする。</p> 	<p>第3節 位置情報ファイル （ファイル仕様）</p> <p>第104条 位置情報ファイルは、原則としてワールドファイル仕様で格納するものとする。</p> <p>2 ワールドファイル仕様は、次の各号による。</p> <p>一 画像座標系から平面直角座標系へ変換を行う際の、アフィン変換の6パラメータ(a から f)を順番に各1行で記述する。</p> <p>アフィン変換は、次式で表される。</p> $\begin{cases} x' = ax + cy + e \\ y' = bx + dy + f \end{cases}$ <p>ここで、</p> <p>x' : 平面直角座標系の x 座標 (数学系-東西、単位 : m)</p> <p>y' : 平面直角座標系の y 座標 (数学系-南北、単位 : m)</p> <p>x : 画像座標系の x 座標 (カラム又は列、単位 : 画素)</p> <p>y : 画像座標系の y 座標 (ロウ又は行、単位 : 画素)</p> <p>a ~ f : アフィン変数</p> <p>二 画像座標の原点は、下図に示す左上画素の中心を原点とする。</p> 	
<p>（ファイル命名則）</p> <p>第104条 ワールドファイルの名称は、写真地図データファイル名称に準じる。</p> <p>2 ワールドファイルの拡張子は、TFW とする。</p>	<p>（ファイル命名則）</p> <p>第105条 ワールドファイルの名称は、写真地図データファイル名称に準じる。</p> <p>2 ワールドファイルの拡張子は、TFW とする。</p>	

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント
第4章 数値地形図データファイル説明書	第4章 数値地形図データファイル説明書	
<p>（作業地域表）</p> <p>第105条 作業地域表は、一作業につき一表を作成する。</p> <p>2 図郭割り標定図は、別途作成する。</p> <p>3 特記事項に関しては、仕様等の特記すべき事項を記述する。</p>	<p>（作業地域表）</p> <p>第106条 作業地域表は、一作業につき一表を作成する。</p> <p>2 図郭割り標定図は、別途作成する。</p> <p>3 特記事項に関しては、仕様等の特記すべき事項を記述する。</p>	
<p>（データ管理表）</p> <p>第106条 データ管理表は、一作業につき一表を作成する。</p>	<p>（データ管理表）</p> <p>第107条 データ管理表は、一作業につき一表を作成する。</p>	
<p>（データ更新記録表）</p> <p>第107条 数値地形図データファイルの更新（修正測量）を行った場合に、その履歴を記録する。</p>	<p>（データ更新記録表）</p> <p>第108条 数値地形図データファイルの更新（修正測量）を行った場合に、その履歴を記録する。</p>	
<p>（記録媒体記録票）</p> <p>第108条 数値地形図データファイルを記録媒体に記録した場合に、その記録媒体に貼付する。</p>	<p>（記録媒体記録票）</p> <p>第109条 数値地形図データファイルを記録媒体に記録した場合に、その記録媒体に貼付する。</p>	
<p>（ユーザー領域説明書）</p> <p>第109条 各レコードの空き領域を使用した場合には、その使用したカラム、書式とともに、その内容を記述する。</p>	<p>（ユーザー領域説明書）</p> <p>第110条 各レコードの空き領域を使用した場合には、その使用したカラム、書式とともに、その内容を記述する。</p>	
<p>（データ項目別オプションリスト）</p> <p>第110条 数値地形図データ取得分類基準表以外の分類を使用した場合、作業規程の準則で規定されていない、又はオプションとして規定されている方法で作成したデータ項目について、そのオプションの内容を記述する。</p> <p>2 注記表示情報とは、字大・字隔・線号を示す。</p> <p>3 オプションリストに関する附属書類は、必要に応じて作成する。</p>	<p>（データ項目別オプションリスト）</p> <p>第111条 数値地形図データ取得分類基準表以外の分類を使用した場合、作業規程の準則で規定されていない、又はオプションとして規定されている方法で作成したデータ項目について、そのオプションの内容を記述する。</p> <p>2 注記表示情報とは、字大・字隔・線号を示す。</p> <p>3 オプションリストに関する付属書類は、必要に応じて作成する。</p>	表現の適正化
<p>（属性区分表）</p> <p>第111条 属性データを用いた場合には、属性区分を設定し、その内容を属性区分表に整理するものとする。</p>	<p>（属性区分表）</p> <p>第112条 属性データを用いた場合には、属性区分を設定し、その内容を属性区分表に整理するものとする。</p>	
<p>（外字記録表）</p> <p>第112条 数値地形図データファイル作成時に外字を使用することが望ましい文字がある場合には、外字記録票に記録するものとする。</p>	<p>（外字記録表）</p> <p>第113条 数値地形図データファイル作成時に外字を使用することが望ましい文字がある場合には、外字記録票に記録するものとする。</p>	
第5章 三次元点群データ説明書	第5章 三次元点群データ説明書	
<p>（要旨）</p> <p>第113条 点群データは、三次元点群データ説明書を作成するものとし、記載する情報は、次の各号のとおりとする。</p> <p>一 基本情報</p> <p>二 計測情報</p> <p>2 三次元点群データ説明書は、テキスト形式で作成することができる。</p>	<p>（要旨）</p> <p>第114条 点群データは、製品仕様書に従ってC S V形式等のテキスト形式又はL A S形式を使用することができ、数値地形図データファイル以外のファイル仕様で格納する場合には、三次元点群データ説明書を作成するものとする。</p> <p>記載する情報は、次の各号のとおりとする。</p> <p>一 基本情報</p> <p>二 観測情報</p>	表現の適正化 追加
<p>（基本情報）</p> <p>第114条 基本情報は、次の各号を標準とする。</p> <p>一 地図情報レベル又は精度基準（要求精度）</p> <p>二 公共測量助言番号</p> <p>三 測地成果識別</p> <p>四 測量手法</p> <p>五 使用機器</p> <p>六 計測年月</p> <p>七 計測密度</p> <p>八 計測の精度</p> <p>九 データ構造</p> <p>十 点間隔</p>	<p>（基本情報）</p> <p>第115条 基本情報は、次の各号を標準とする。</p> <p>一 地図情報レベル又は精度基準（要求精度）</p> <p>二 公共測量承認番号</p> <p>三 測地成果識別</p> <p>四 測量手法</p> <p>五 使用機器</p> <p>六 観測年月</p> <p>七 観測密度</p> <p>八 データ構造</p> <p>九 点間隔</p>	表現の適正化 追加 以降、号番号 繰下げ

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント
<p><u>十一</u> 座標値の単位 <u>十二</u> ファイル仕様</p>	<p><u>十</u> 座標値の単位 <u>十一</u> ファイル仕様</p>	
<p>（観測情報） <u>第115条</u> 観測情報は、作業範囲、測線・設置位置、植生や障害物の位置など、観測状況が判断できるものを記載する。</p>	<p>（観測情報） <u>第116条</u> 観測情報は、作業範囲、測線・設置位置、植生や障害物の位置など、観測状況が判断できるものを記載する。</p>	

ユーザー領域説明書

レコード		
開始カラム	終了カラム	書式
レコード		
開始カラム	終了カラム	書式
レコード		
開始カラム	終了カラム	書式
レコード		
開始カラム	終了カラム	書式
レコード		
開始カラム	終了カラム	書式

ユーザー領域説明書

レコード		
開始カラム	終了カラム	書式
レコード		
開始カラム	終了カラム	書式
レコード		
開始カラム	終了カラム	書式
レコード		
開始カラム	終了カラム	書式
レコード		
開始カラム	終了カラム	書式

データ項目別オプションリスト

オプション項目 表現分類 (名称)	使用している 分類コード	本規程の 分類コード	転位区分	間断区分	*グルーピング	*方向性	*属性データ	*注記表示情報	地図記号	摘要

注. 採用したオプションの項目（*の欄）に○印を付す。

データ項目別オプションリスト

オプション項目 表現分類 (名称)	使用している 分類コード	本規程の 分類コード	転位区分	間断区分	*グルーピング	*方向性	*属性データ	*注記表示情報	地図記号	摘要

注. 採用したオプションの項目（*の欄）に○印を付す。

三次元点群データ説明書

作業名		地区		計画機関名	
作業機関名		主任技術者		納品年月	
基本情報	地図情報レベル又は精度				
	公共測量助言番号				
	測地成果識別				
	測量手法				
	使用機器				
	計測年月				
	計測密度				
	計測の精度				
	データ構造				
	点間隔				
	座標値の単位				
ファイル仕様					
計測情報					

- 注1. 三次元点群データ説明書は、作成した三次元点群データに添付するものとする。
 2. 本説明書は、テキスト形式で作成することができる。

三次元点群データ説明書

作業名		地区		計画機関名	
作業機関名		主任技術者		納品年月	
基本情報	地図情報レベル又は精度				
	公共測量承認番号				
	測地成果識別				
	測量手法				
	使用機器				
	観測年月				
	観測密度				
	データ構造				
	点間隔				
	座標値の単位				
	ファイル仕様				
観測情報					

表現の適正化

表現の適正化

追加

追加

付録7 数値地形図データファイル仕様－附属資料

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント
<p style="text-align: right;">附属資料</p> <p style="text-align: center;">公共測量標準図式 数値地形図データ取得分類基準表</p>	<p style="text-align: right;">附属資料</p> <p style="text-align: center;">公共測量標準図式 数値地形図データ取得分類基準表</p>	<p>表現の適正化</p>

図式の見方

大分類 分類 レイヤ コード	分 類 名	地図情報レベル 500 1000 2500 5000	データタイプ		取得方法	備考
			取得方法	備考		
①	大分類					
②	分類					
③	レイヤ					
④	データ項目					
⑤	名称					
⑥	600					
⑦	1000					
⑧	2500					
⑨	5000					
⑩	図式					
⑪	取得方法					
⑫	図形区分					

作業経路の準則 公共測量標準図式に準ずる。

原則として適用・・・・・・地図情報レベル500、1000の場合、適用するものは「一般」、「道路」、「河川」を表示し、地図情報レベル2500、5000の場合、適用するものは「一般」と表示する。
製品仕様によるもの・・・・・・添付で括った図式
原則として適用しないもの・・・・・・空白

図面出力時の図(線)を表示。
各図面に異なる取得方法を表す。
添付で次頁(一)があるものは、入カ方向があることを表す(⑫の方向の欄に有があるもの)。
製品仕様によるもの・・・・・・添付で括った図式
原則として適用しないもの・・・・・・空白

例)

 北口(4218)の場合
 この場合、入カ方向に対して右側にこの記号が出力時に発生することを表す。
 1点目印挿入位置
 2点目方向点

数字地形図データフォーマットの図形区分に準ずる。

コード	名称	説明
00	分	下図に該当しない文字一歩
11	射影部の上層	石段等の階層部、橋土、壁柱、溝、人工物等、被覆の阴影をもつもの
12	射影部の下層	溝
21	橋	橋
22	溝	溝、溝橋、鉄道橋
23	溝	溝
26	ガードレール	ガードレール
27	ガードハイバ	ガードハイバ

図式の見方

大分類 分類 レイヤ コード	分 類 名	地図情報レベル 500 1000 2500 5000	データタイプ		取得方法	備考
			取得方法	備考		
①	大分類					
②	分類					
③	レイヤ					
④	データ項目					
⑤	名称					
⑥	600					
⑦	1000					
⑧	2500					
⑨	5000					
⑩	図式					
⑪	取得方法					
⑫	図形区分					

作業経路の準則 公共測量標準図式に準ずる。

原則として適用・・・・・・地図情報レベル500、1000の場合、適用するものは「一般」、「道路」、「河川」を表示し、地図情報レベル2500、5000の場合、適用するものは「一般」と表示する。
製品仕様によるもの・・・・・・添付で括った図式
原則として適用しないもの・・・・・・空白

図面出力時の図(線)を表示。
各図面に異なる取得方法を表す。
添付で次頁(一)があるものは、入カ方向があることを表す(⑫の方向の欄に有があるもの)。
製品仕様によるもの・・・・・・添付で括った図式
原則として適用しないもの・・・・・・空白

例)

 北口(4218)の場合
 この場合、入カ方向に対して左側にこの記号が出力時に発生することを表す。
 1点目印挿入位置
 2点目方向点

数字地形図データフォーマットの図形区分に準ずる。

コード	名称	説明
00	分	下図に該当しない文字一歩
11	射影部の上層	石段等の階層部、橋土、壁柱、溝、人工物等、被覆の阴影をもつもの
12	射影部の下層	溝
21	橋	橋
22	溝	溝、溝橋、鉄道橋
23	溝	溝
26	ガードレール	ガードレール
27	ガードハイバ	ガードハイバ

図式の見方

大分類	分類コード	名称	地図情報レベル	図式		データタイプ		用途	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
				取得方法	取得方法	形状区分	属性番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
①	②③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㊱	㊲	㊳	㊴	㊵	㊶	㊷	㊸	㊹	㊺	㊻	㊼	㊽	㊾	㊿	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150	151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178	179	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205	206	207	208	209	210	211	212	213	214	215	216	217	218	219	220	221	222	223	224	225	226	227	228	229	230	231	232	233	234	235	236	237	238	239	240	241	242	243	244	245	246	247	248	249	250	251	252	253	254	255	256	257	258	259	260	261	262	263	264	265	266	267	268	269	270	271	272	273	274	275	276	277	278	279	280	281	282	283	284	285	286	287	288	289	290	291	292	293	294	295	296	297	298	299	300	301	302	303	304	305	306	307	308	309	310	311	312	313	314	315	316	317	318	319	320	321	322	323	324	325	326	327	328	329	330	331	332	333	334	335	336	337	338	339	340	341	342	343	344	345	346	347	348	349	350	351	352	353	354	355	356	357	358	359	360	361	362	363	364	365	366	367	368	369	370	371	372	373	374	375	376	377	378	379	380	381	382	383	384	385	386	387	388	389	390	391	392	393	394	395	396	397	398	399	400	401	402	403	404	405	406	407	408	409	410	411	412	413	414	415	416	417	418	419	420	421	422	423	424	425	426	427	428	429	430	431	432	433	434	435	436	437	438	439	440	441	442	443	444	445	446	447	448	449	450	451	452	453	454	455	456	457	458	459	460	461	462	463	464	465	466	467	468	469	470	471	472	473	474	475	476	477	478	479	480	481	482	483	484	485	486	487	488	489	490	491	492	493	494	495	496	497	498	499	500	501	502	503	504	505	506	507	508	509	510	511	512	513	514	515	516	517	518	519	520	521	522	523	524	525	526	527	528	529	530	531	532	533	534	535	536	537	538	539	540	541	542	543	544	545	546	547	548	549	550	551	552	553	554	555	556	557	558	559	560	561	562	563	564	565	566	567	568	569	570	571	572	573	574	575	576	577	578	579	580	581	582	583	584	585	586	587	588	589	590	591	592	593	594	595	596	597	598	599	600	601	602	603	604	605	606	607	608	609	610	611	612	613	614	615	616	617	618	619	620	621	622	623	624	625	626	627	628	629	630	631	632	633	634	635	636	637	638	639	640	641	642	643	644	645	646	647	648	649	650	651	652	653	654	655	656	657	658	659	660	661	662	663	664	665	666	667	668	669	670	671	672	673	674	675	676	677	678	679	680	681	682	683	684	685	686	687	688	689	690	691	692	693	694	695	696	697	698	699	700	701	702	703	704	705	706	707	708	709	710	711	712	713	714	715	716	717	718	719	720	721	722	723	724	725	726	727	728	729	730	731	732	733	734	735	736	737	738	739	740	741	742	743	744	745	746	747	748	749	750	751	752	753	754	755	756	757	758	759	760	761	762	763	764	765	766	767	768	769	770	771	772	773	774	775	776	777	778	779	780	781	782	783	784	785	786	787	788	789	790	791	792	793	794	795	796	797	798	799	800	801	802	803	804	805	806	807	808	809	810	811	812	813	814	815	816	817	818	819	820	821	822	823	824	825	826	827	828	829	830	831	832	833	834	835	836	837	838	839	840	841	842	843	844	845	846	847	848	849	850	851	852	853	854	855	856	857	858	859	860	861	862	863	864	865	866	867	868	869	870	871	872	873	874	875	876	877	878	879	880	881	882	883	884	885	886	887	888	889	890	891	892	893	894	895	896	897	898	899	900	901	902	903	904	905	906	907	908	909	910	911	912	913	914	915	916	917	918	919	920	921	922	923	924	925	926	927	928	929	930	931	932	933	934	935	936	937	938	939	940	941	942	943	944	945	946	947	948	949	950	951	952	953	954	955	956	957	958	959	960	961	962	963	964	965	966	967	968	969	970	971	972	973	974	975

交通施設

大分 分類 番号	大分 コード 番号	分類 し 番号 目次	名 称	地図情報レベル		図 式	チー タ イ プ		編 号	使 用 用 途	備 考	
				500	1000 2500 5000		取得方法	図 形 区 分				レ イ オ ウ 方 向
21	06	建設中の道路	建設中の道路	一般 道路 河川	500		道路幅員を取得 (新橋は、断面として閉じない)		3	<p>現在建設中の道路をい、道路敷の外周を表示し、道路の中心線と反対側の部分に「建設中」の道路種別記号を添えて表示する。尚、途中で閉鎖部分がある場合は片側の道路で表示する。</p> <p>1 建設中の道路とは、現地調査時に建設中であって、完成までに5年以上を要する道路種別をいう。二車線の道路は、道路幅員が5.0m以上の道路種別記号を付し、道路幅員が5.0m未満の道路は、道路幅員を付して表示する。</p> <p>2 建設中の道路は、道路幅員を付して表示する。道路幅員が5.0m以上の道路は、道路幅員を付して表示する。道路幅員が5.0m未満の道路は、道路幅員を付して表示する。</p> <p>3 建設中の道路は、道路幅員を付して表示する。道路幅員が5.0m以上の道路は、道路幅員を付して表示する。道路幅員が5.0m未満の道路は、道路幅員を付して表示する。</p> <p>4 建設中の道路は、道路幅員を付して表示する。道路幅員が5.0m以上の道路は、道路幅員を付して表示する。道路幅員が5.0m未満の道路は、道路幅員を付して表示する。</p>		
				一般 道路 河川	1000 2500 5000		橋	E2	6			
22	00	道路橋 (高架部)	道路橋 (高架部)	一般 道路 河川	500		橋樑を応用 高層 片側を応用 (片側を標準一車)	橋	E2	6	<p>1 道路橋 (高架部を含む) は、道路幅員が5.0m以上の道路は、道路幅員を付して表示する。道路幅員が5.0m未満の道路は、道路幅員を付して表示する。</p> <p>2 橋の幅員が5.0m以上のものを片側を標準一車とする。道路幅員が5.0m未満のものは、道路幅員を付して表示する。</p> <p>3 橋の幅員を付して表示する。道路幅員を付して表示する。</p>	<p>既、コンクリート製の橋をいう。 鋼橋・鋼筋部分は異形を表示する。</p>
				一般 道路 河川	1000 2500 5000		21 面 E1	22 橋 E2	23 面 E1	3		
							橋樑を応用 ひ側部は自動検知して表示	橋	E2 有	6		

改正案

現行 (令和2年3月31日改正)

交通施設

大分 分類 番号	大分 コード 番号	分類 し 番号 目次	名 称	地図情報レベル		図 式	チー タ イ プ		編 号	使 用 用 途	備 考	
				500	1000 2500 5000		取得方法	図 形 区 分				レ イ オ ウ 方 向
21	06	建設中の道路	建設中の道路	一般 道路 河川	500		道路幅員を取得 (新橋は、断面として閉じない)		3	<p>現在建設中の道路をい、道路敷の外周を表示し、道路の中心線と反対側の部分に「建設中」の道路種別記号を添えて表示する。尚、途中で閉鎖部分がある場合は片側の道路で表示する。</p> <p>1 建設中の道路とは、現地調査時に建設中であって、完成までに5年以上を要する道路種別をいう。二車線の道路は、道路幅員が5.0m以上の道路種別記号を付し、道路幅員が5.0m未満の道路は、道路幅員を付して表示する。</p> <p>2 建設中の道路は、道路幅員を付して表示する。道路幅員が5.0m以上の道路は、道路幅員を付して表示する。道路幅員が5.0m未満の道路は、道路幅員を付して表示する。</p> <p>3 建設中の道路は、道路幅員を付して表示する。道路幅員が5.0m以上の道路は、道路幅員を付して表示する。道路幅員が5.0m未満の道路は、道路幅員を付して表示する。</p> <p>4 建設中の道路は、道路幅員を付して表示する。道路幅員が5.0m以上の道路は、道路幅員を付して表示する。道路幅員が5.0m未満の道路は、道路幅員を付して表示する。</p>		
				一般 道路 河川	1000 2500 5000		橋	E2	6			
22	00	道路橋 (高架部)	道路橋 (高架部)	一般 道路 河川	500		橋樑を応用 高層 片側を応用 (片側を標準一車)	橋	E2	6	<p>1 道路橋 (高架部を含む) は、道路幅員が5.0m以上の道路は、道路幅員を付して表示する。道路幅員が5.0m未満の道路は、道路幅員を付して表示する。</p> <p>2 橋の幅員が5.0m以上のものを片側を標準一車とする。道路幅員が5.0m未満のものは、道路幅員を付して表示する。</p> <p>3 橋の幅員を付して表示する。道路幅員を付して表示する。</p>	<p>既、コンクリート製の橋をいう。 鋼橋・鋼筋部分は異形を表示する。</p>
				一般 道路 河川	1000 2500 5000		21 面 E1	22 橋 E2	23 面 E1	3		
							橋樑を応用 ひ側部は自動検知して表示	橋	E2 有	6		

表現の適正化

交通施設

大分類	分類コード	分類シテヤ目タ	名称	地面情報レベル		図式	取得方法	チャータタイプ		備考	
				500	1000 2500 5000			図形区分	シフト角		
交通施設	04	木橋	一般運路 河川	1.0	45°		欄柵を設け、ひも部は自動発生して表示	線	E2	3	木製の橋をいい、ひも部は自動発生して表示する。
	05	柱橋	一般運路 河川	1.0	45°		ひも部は自動発生して表示	線	E2	6	道路標（運路分類コード 22-03）の符号が地面情報レベルに付いては、500に付いては、加減算のもの、左側の記号も表示する。
	06	橋渡橋	一般運路 河川	1.0	45°		欄柵を設け、ひも部は自動発生して表示	線	E2	6	表面を渡渉する道路で、橋桁の一端が縁道に接し、反対側が縁道になって、幅半分をいう。橋脚部分は真貯を表示する。
	11	橋跨歩道橋	一般運路 河川	1.0	45°		欄柵を設け、ひも部は自動発生して表示	線	E1	3	道路又は軌道の橋跨歩道橋は正射影を表示する。
	12	地下横断歩道	一般運路 河川	1.0	45°		欄柵を設け、ひも部は自動発生して表示	線	E1	3	表面を渡渉する道路で、橋桁の一端が縁道に接し、反対側が縁道になって、幅半分をいう。橋脚部分は真貯を表示する。

改正案

交通施設

大分類	分類コード	分類シテヤ目タ	名称	地面情報レベル		図式	取得方法	チャータタイプ		備考	
				500	1000 2500 5000			図形区分	シフト角		
交通施設	04	木橋	一般運路 河川	1.0	45°		欄柵を設け、ひも部は自動発生して表示	線	E2	3	木製の橋をいい、ひも部は自動発生して表示する。
	05	柱橋	一般運路 河川	1.0	45°		ひも部は自動発生して表示	線	E2	6	道路標（運路分類コード 22-03）の符号が地面情報レベルに付いては、500に付いては、加減算のもの、左側の記号も表示する。
	06	橋渡橋	一般運路 河川	1.0	45°		欄柵を設け、ひも部は自動発生して表示	線	E2	6	表面を渡渉する道路で、橋桁の一端が縁道に接し、反対側が縁道になって、幅半分をいう。橋脚部分は真貯を表示する。
	11	橋跨歩道橋	一般運路 河川	1.0	45°		欄柵を設け、ひも部は自動発生して表示	線	E1	3	道路又は軌道の橋跨歩道橋は正射影を表示する。
	12	地下横断歩道	一般運路 河川	1.0	45°		欄柵を設け、ひも部は自動発生して表示	線	E1	3	表面を渡渉する道路で、橋桁の一端が縁道に接し、反対側が縁道になって、幅半分をいう。橋脚部分は真貯を表示する。

現行（令和2年3月31日改正）

表現の適正化

交通施設

改正案

大分類	分類コード	名称	地図情報レベル		図式	取得方法	データタイプ			番号	用途	規定値	
			500	1000 2500 5000			図形区分	データ形式	属性数値				
交通施設	21	バス停	一般	1000 2500 5000		位置の正確性を取得	点	E5		3	道路上あるいは歩道上に設けられたバスの停留所をいう。		
		安全地帯	一般			外周を取得 (図形区分一般)	面	E1		3	道路上あるいは歩道上に設けられた安全地帯 (安全帯) をいう。		
		分産帯	一般			外周を取得 (図形区分一般)	面	E1		3	分産帯とは、道路の分産帯、ロータリー-中央島等をいい、正射影を表示する。		
			一般			外周を取得 (図形区分一般)	面	E1		3	分産帯とは、道路の分産帯、ロータリー-中央島等をいい、分産帯の幅員が4.0m以上のものは、正射影を表示する。		
		27	動止	一般			中心線を取得	線	E2		2	分産帯の幅員が4.0m未満のものは、中心線を一条線として正射影を表示する。	
				一般			道路線の端部を取得	線	E2		6	道路上に設けられたコンクリート製のブロックをいう。	
		28	道路の雪覆い等	一般			外周を取得 (図形区分一般)	面	E1		3	道路の雪覆い等とは、歩道又は落石等を防ぐために道路上に設置されたものをいい、長さが増して2.0m以上のものについて正射影を表示する。	
				一般			外周を取得 (図形区分一般)	面	E1		3	道路線の端部は、歩道又は落石等を防ぐために道路上に設置されたものをいい、長さが増して2.0m以上のものについて正射影を表示する。	
		31	側溝	道路			線形を取得	線	E2		3	道路線に設けられた側溝のU字溝等をいう。	
		32	側溝	道路			線形を取得	線	E2		3	道路線に設けられた有蓋のU字溝等をいう。	
		33	側溝	道路			線形を取得	線	E2		3	道路線に設けられたU字溝等をいう。	
		33	側溝	道路			線形を取得	線	E2		3	道路線に設けられた有蓋のU字溝等をいう。	
		33	側溝	道路			線形を取得	線	E2		3	道路線に設けられた有蓋のU字溝等をいう。	
33	側溝	道路			線形を取得	線	E2		3	道路線に設けられた有蓋のU字溝等をいう。			
33	側溝	道路			線形を取得	線	E2		3	道路線に設けられた有蓋のU字溝等をいう。			

現行 (令和2年3月31日改正)

コメント

交通施設

大分類	分類コード	名称	地図情報レベル		図式	取得方法	データタイプ			番号	用途	規定値	
			500	1000 2500 5000			図形区分	データ形式	属性数値				
交通施設	21	バス停	一般	1000 2500 5000		位置の正確性を取得	点	E5		3	道路上あるいは歩道上に設けられたバスの停留所をいう。		
		安全地帯	一般			外周を取得 (図形区分一般)	面	E1		3	道路上あるいは歩道上に設けられた安全地帯 (安全帯) をいう。		
		分産帯	一般			外周を取得 (図形区分一般)	面	E1		3	分産帯とは、道路の分産帯、ロータリー-中央島等をいい、正射影を表示する。		
			一般			外周を取得 (図形区分一般)	面	E1		3	分産帯とは、道路の分産帯、ロータリー-中央島等をいい、分産帯の幅員が4.0m以上のものは、正射影を表示する。		
		27	動止	一般			中心線を取得	線	E2		2	分産帯の幅員が4.0m未満のものは、中心線を一条線として正射影を表示する。	
				一般			道路線の端部を取得	線	E2		6	道路上に設けられたコンクリート製のブロックをいう。	
		28	道路の雪覆い等	一般			外周を取得 (図形区分一般)	面	E1		3	道路の雪覆い等とは、歩道又は落石等を防ぐために道路上に設置されたものをいい、長さが増して2.0m以上のものについて正射影を表示する。	
				一般			外周を取得 (図形区分一般)	面	E1		3	道路線の端部は、歩道又は落石等を防ぐために道路上に設置されたものをいい、長さが増して2.0m以上のものについて正射影を表示する。	
		31	側溝	道路			線形を取得	線	E2		3	道路線に設けられた側溝のU字溝等をいう。	
		32	側溝	道路			線形を取得	線	E2		3	道路線に設けられた有蓋のU字溝等をいう。	
		33	側溝	道路			線形を取得	線	E2		3	道路線に設けられたU字溝等をいう。	
		33	側溝	道路			線形を取得	線	E2		3	道路線に設けられた有蓋のU字溝等をいう。	
		33	側溝	道路			線形を取得	線	E2		3	道路線に設けられた有蓋のU字溝等をいう。	
33	側溝	道路			線形を取得	線	E2		3	道路線に設けられた有蓋のU字溝等をいう。			
33	側溝	道路			線形を取得	線	E2		3	道路線に設けられた有蓋のU字溝等をいう。			

記号の追加

交通施設

大分 分類 種別	分類 コード しりぞ ヤ目タ	名称	地図情報レベル		図式	取得方法		タイプ		備考
			500	1000 2500 5000		取得方法	図形区分	タイプ	向き	
交通 施設	22	41	道路情報板	道路		図の互量の互換性と視認性の向上を助ける	方向	E6	有	道路長に規定する道路情報板をいう。標識を示す注記を併記する。
		42	道路標識 案内	(道路)		図の互量の互換性と視認性の向上を助ける	方向	E6	有	道路標識が設置する道路標識をいい、案内、警戒及び制限に区分する。「製品仕様書」による。
		43	道路標識 警戒	(道路)		図の互量の互換性と視認性の向上を助ける	方向	E6	有	
		44	道路標識 規制	(道路)		図の互量の互換性と視認性の向上を助ける	方向	E6	有	
		46	信号灯	道路		ポール位置と信号機位置の向きを助ける	方向	E6	有	専用ポールのある信号灯をいう。
		47	信号灯 専用ポールのないもの	道路		信号機の位置と向きを助ける	方向	E6	有	警灯、 緑色又は黄色 に設置されている。専用ポールを持たない信号灯をいう。「製品仕様書」による。
		51	交通量観測所	道路		位置の右側を助ける	点	E5		交通量を常時観測している施設をいう。
		52	スノーポール	(道路)		位置の右側を助ける	点	E5		標識等に道路等を指定できるように設置されているポールをいう。「製品仕様書」による。
		53	カーブミラー	(道路)		位置の右側を助ける	点	E5		交差点又は坂道等に設置されている標識のうちの凸凹なものを含む。「製品仕様書」による。

改正案

現行（令和2年3月31日改正）

交通施設

大分 分類 種別	分類 コード しりぞ ヤ目タ	名称	地図情報レベル		図式	取得方法		タイプ		備考
			500	1000 2500 5000		取得方法	図形区分	タイプ	向き	
交通 施設	22	41	道路情報板	道路		図の互量の互換性と視認性の向上を助ける	方向	E6	有	道路長に規定する道路情報板をいう。標識を示す注記を併記する。
		42	道路標識 案内	(道路)		図の互量の互換性と視認性の向上を助ける	方向	E6	有	道路標識が設置する道路標識をいい、案内、警戒及び制限に区分する。「製品仕様書」による。
		43	道路標識 警戒	(道路)		図の互量の互換性と視認性の向上を助ける	方向	E6	有	
		44	道路標識 規制	(道路)		図の互量の互換性と視認性の向上を助ける	方向	E6	有	
		46	信号灯	道路		ポール位置と信号機位置の向きを助ける	方向	E6	有	専用ポールのある信号灯をいう。
		47	信号灯 専用ポールのないもの	道路		信号機の位置と向きを助ける	方向	E6	有	警灯、 緑色又は黄色 に設置されている。専用ポールを持たない信号灯をいう。
		51	交通量観測所	道路		位置の右側を助ける	点	E5		交通量を常時観測している施設をいう。
		52	スノーポール	(道路)		位置の右側を助ける	点	E5		標識等に道路等を指定できるように設置されているポールをいう。「製品仕様書」による。
		53	カーブミラー	(道路)		位置の右側を助ける	点	E5		交差点又は坂道等に設置されている標識のうちの凸凹なものを含む。「製品仕様書」による。

表現の適正化

コメント

建築物

大分県 分区分	分区分 コード	分区分 項目 目次	名称	地震情報レベル		図式	データタイプ		備考
				500	1000/2500/5000		取得方法	属性数値	
建築物	35	21	神社	一般	1級		点	E5	4
				一般	2級		点	E5	
				一般	3級		点	E5	
建築物	35	22	寺	一般	1級		点	E5	4
				一般	2級		点	E5	
				一般	3級		点	E5	
建築物	35	23	キリスト教会	一般	1級		点	E5	4
				一般	2級		点	E5	
				一般	3級		点	E5	

神社・寺院・キリスト教会及びその附属施設(敬神堂(敬神堂に類する教会で単体の式をなすものを指す。)、は、登記で表示するのを原則とする。ただし、小規模なものは記号で表示する。

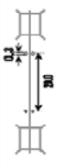
建築物

大分県 分区分	分区分 コード	分区分 項目 目次	名称	地震情報レベル		図式	データタイプ		備考
				500	1000/2500/5000		取得方法	属性数値	
建築物	35	21	神社	一般	1級		点	E5	4
				一般	2級		点	E5	
				一般	3級		点	E5	
建築物	35	22	寺	一般	1級		点	E5	4
				一般	2級		点	E5	
				一般	3級		点	E5	
建築物	35	23	キリスト教会	一般	1級		点	E5	4
				一般	2級		点	E5	
				一般	3級		点	E5	

神社・寺院・キリスト教会及びその附属施設(敬神堂(敬神堂に類する教会で単体の式をなすものを指す。))は、登記で表示するのを原則とする。ただし、小規模なものは記号で表示する。

表現の適正化

小物体

大分類	小分類	分標コード シヤ 目タ	名	地固情報レベル 500 1000 2500 5000 一般 河川	図式	取得方法 <small>中心線距離 (敷留りの区画は寸法線から寸法する)</small>	データタイプ			用途	備考
							形状区分	データ	方向		
小物体小物体	42	65	送電線	一般 河川	 	—	形状区分	データ	方向	1. 送電線は、おおむね20kV以上の高圧電線を設置するものをいう。 2. 送電線は、おおむね20kV以上の高圧電線を設置するものをいう。ただし、地中に敷設するものは除く。 3. 送電線は、おおむね20kV以上の高圧電線を設置するものをいう。ただし、地中に敷設するものは除く。	○
							3	線	E2		

小物体

大分類	小分類	分標コード シヤ 目タ	名	地固情報レベル 500 1000 2500 5000 一般 河川	図式	取得方法 <small>中心線距離 (敷留りの区画は寸法線から寸法する)</small>	データタイプ			用途	備考
							形状区分	データ	方向		
小物体小物体	42	65	送電線	一般 河川	 	—	形状区分	データ	方向	1. 送電線は、おおむね20kV以上の高圧電線を設置するものをいう。 2. 送電線は、おおむね20kV以上の高圧電線を設置するものをいう。ただし、地中に敷設するものは除く。 3. 送電線は、おおむね20kV以上の高圧電線を設置するものをいう。ただし、地中に敷設するものは除く。	○
							3	線	E2		

表現の適正化

水部等

大分 分類	分 類	分 類	分 類	分 類	分 類	分 類	地籍情報レベル			名 称	図 式	取得方法	子 ー タ ー タ イ プ			編 号	用 途	備 考
							500	1000	2500				5000	記号	記号			
水 部 等	51	水	部	等	04	用水路	一般 運送 河川					断面を取得	縦	E2	3	取水部の幅が4m以上の用水路を表示する。		
					05	湖 池	一般 運送 河川	一般				断面を取得	縦	E2	3	湖、池、沼澤（人工的に形成したものを含む）の水辺線を表示する。河川の表示分には含まれないものには「W」記号を添える。		
					06	海井線	一般 運送 河川					記号表示位置を記号	縦	E2	3	満潮時における海岸の水辺線を行い、河川の表示法に従って表示する。河川の表示法に従って表示する。河川の表示法に従って表示する。		
					07	水路 地下部	一般 運送 河川					地下水路線を表示	縦	E2	3	河川、用水路等における地下の部分で、経路の明確なものについて表示する。		
					11	低加水運線（干潟線）	一般 運送 河川					断面を取得	縦	E2	3	低水位において、海面上に表れる砂浜地における取水部との線を行う。		

水部等

大分 分類	分 類	分 類	分 類	分 類	分 類	分 類	地籍情報レベル			名 称	図 式	取得方法	子 ー タ ー タ イ プ			編 号	用 途	備 考
							500	1000	2500				5000	記号	記号			
水 部 等	51	水	部	等	04	用水路	一般 運送 河川					断面を取得	縦	E2	3	取水部の幅が4m以上の用水路を表示する。		
					05	湖 池	一般 運送 河川	一般				断面を取得	縦	E2	3	湖、池、沼澤（人工的に形成したものを含む）の水辺線を表示する。河川の表示分には含まれないものには「W」記号を添える。		
					06	海井線	一般 運送 河川					記号表示位置を記号	縦	E2	3	満潮時における海岸の水辺線を行い、河川の表示法に従って表示する。河川の表示法に従って表示する。河川の表示法に従って表示する。		
					07	水路 地下部	一般 運送 河川					地下水路線を表示	縦	E2	3	河川、用水路等における地下の部分で、経路の明確なものについて表示する。		
					11	低加水運線（干潟線）	一般 運送 河川					断面を取得	縦	E2	3	低水位において、海面上に表れる砂浜地における取水部との線を行う。		

変更

土地利用等

大分 分類	大分 コード	分類 コード	分類 項目	名 称	地籍情報レベル			図 式	デ ー タ タ イ プ				備 考
					500	1000	2500		5000	取得方法	図形区分	データ	
土 地 利 用 等	61	36	生 垣	生 垣	一般 連続 河川	一般 連続 河川	一般 連続 河川		編	E2	有	3	生垣、竹垣等をいう。
					一般 連続 河川	一般 連続 河川	一般 連続 河川		編	E2	有	3	壁土による構面をいう。
					一般 連続 河川	一般 連続 河川	一般 連続 河川		編	E2	有	4	壁土及び敷地の区画を区画するための図面をいう。 1 壁とは、建物及び敷地の区画を区画するための2つ以上の壁をいい、高さがあるものは0m以上、高さのないものは0m以上のものを表示する。 2 壁のうち、高さが0.3m以上0.5m未満、長さが0.3m以上0.5m未満のものには、壁式分類コード81-300 の記号により表示する。
					一般 連続 河川	一般 連続 河川	一般 連続 河川		編	E2	有	6	石、コンクリート、れんが、ブロック等により作られた壁をいう。 6 石、コンクリート、れんが、ブロック等により作られた壁をいう。
土 地 利 用 等	61	37	土 垣	土 垣	一般 連続 河川	一般 連続 河川	一般 連続 河川		編	E2	有	3	生垣、竹垣等をいう。
					一般 連続 河川	一般 連続 河川	一般 連続 河川		編	E2	有	3	壁土による構面をいう。
					一般 連続 河川	一般 連続 河川	一般 連続 河川		編	E2	有	4	壁土及び敷地の区画を区画するための図面をいう。 1 壁とは、建物及び敷地の区画を区画するための2つ以上の壁をいい、高さがあるものは0m以上、高さのないものは0m以上のものを表示する。 2 壁のうち、高さが0.3m以上0.5m未満、長さが0.3m以上0.5m未満のものには、壁式分類コード81-300 の記号により表示する。
					一般 連続 河川	一般 連続 河川	一般 連続 河川		編	E2	有	6	石、コンクリート、れんが、ブロック等により作られた壁をいう。 6 石、コンクリート、れんが、ブロック等により作られた壁をいう。

改正案

現行（令和2年3月31日改正）

コメント

土地利用等

大分 分類	大分 コード	分類 コード	分類 項目	名 称	地籍情報レベル			図 式	デ ー タ タ イ プ				備 考
					500	1000	2500		5000	取得方法	図形区分	データ	
土 地 利 用 等	61	36	生 垣	生 垣	一般 連続 河川	一般 連続 河川	一般 連続 河川		編	E2	有	3	生垣、竹垣等をいう。
					一般 連続 河川	一般 連続 河川	一般 連続 河川		編	E2	有	3	壁土による構面をいう。
					一般 連続 河川	一般 連続 河川	一般 連続 河川		編	E2	有	4	壁土及び敷地の区画を区画するための図面をいう。 1 壁とは、建物及び敷地の区画を区画するための2つ以上の壁をいい、高さがあるものは0m以上、高さのないものは0m以上のものを表示する。 2 壁のうち、高さが0.3m以上0.5m未満、長さが0.3m以上0.5m未満のものには、壁式分類コード81-300 の記号により表示する。
					一般 連続 河川	一般 連続 河川	一般 連続 河川		編	E2	有	6	石、コンクリート、れんが、ブロック等により作られた壁をいう。 6 石、コンクリート、れんが、ブロック等により作られた壁をいう。
土 地 利 用 等	61	37	土 垣	土 垣	一般 連続 河川	一般 連続 河川	一般 連続 河川		編	E2	有	3	生垣、竹垣等をいう。
					一般 連続 河川	一般 連続 河川	一般 連続 河川		編	E2	有	3	壁土による構面をいう。
					一般 連続 河川	一般 連続 河川	一般 連続 河川		編	E2	有	4	壁土及び敷地の区画を区画するための図面をいう。 1 壁とは、建物及び敷地の区画を区画するための2つ以上の壁をいい、高さがあるものは0m以上、高さのないものは0m以上のものを表示する。 2 壁のうち、高さが0.3m以上0.5m未満、長さが0.3m以上0.5m未満のものには、壁式分類コード81-300 の記号により表示する。
					一般 連続 河川	一般 連続 河川	一般 連続 河川		編	E2	有	6	石、コンクリート、れんが、ブロック等により作られた壁をいう。 6 石、コンクリート、れんが、ブロック等により作られた壁をいう。

表現の適正化

土地利用等

大分 分類	分 類 コード	分 類 コード 目次	名 称	地域情報レベル		図 式	デ ー タ タ イ プ		編 号	通 用	備 考																																								
				530	1000		2500	5000				取得方法	図 形 区 分	デ ィ タ	方 向 性																																				
土 地 利 用 等	63	15	低 樹 園	一般 灌 漑 河 川	一般		取得方法 ① 点 ② 線 ③ 面 ④ 体 ⑤ 面 ⑥ 体 ⑦ 面 ⑧ 体 ⑨ 面 ⑩ 体 ⑪ 面 ⑫ 体 ⑬ 面 ⑭ 体 ⑮ 面 ⑯ 体 ⑰ 面 ⑱ 体 ⑲ 面 ⑳ 体 ㉑ 面 ㉒ 体 ㉓ 面 ㉔ 体 ㉕ 面 ㉖ 体 ㉗ 面 ㉘ 体 ㉙ 面 ㉚ 体 ㉛ 面 ㉜ 体 ㉝ 面 ㉞ 体 ㉟ 面 ㊱ 体 ㊲ 面 ㊳ 体 ㊴ 面 ㊵ 体 ㊶ 面 ㊷ 体 ㊸ 面 ㊹ 体 ㊺ 面 ㊻ 体 ㊼ 面 ㊽ 体 ㊾ 面 ㊿ 体	点	E5	2	果樹園は、果樹を栽培している土地に適用する。																																								
												21	その他の樹木畑	一般 灌 漑 河 川	一般		取得方法 ① 点 ② 線 ③ 面 ④ 体 ⑤ 面 ⑥ 体 ⑦ 面 ⑧ 体 ⑨ 面 ⑩ 体 ⑪ 面 ⑫ 体 ⑬ 面 ⑭ 体 ⑮ 面 ⑯ 体 ⑰ 面 ⑱ 体 ⑲ 面 ⑳ 体 ㉑ 面 ㉒ 体 ㉓ 面 ㉔ 体 ㉕ 面 ㉖ 体 ㉗ 面 ㉘ 体 ㉙ 面 ㉚ 体 ㉛ 面 ㉜ 体 ㉝ 面 ㉞ 体 ㉟ 面 ㊱ 体 ㊲ 面 ㊳ 体 ㊴ 面 ㊵ 体 ㊶ 面 ㊷ 体 ㊸ 面 ㊹ 体 ㊺ 面 ㊻ 体 ㊼ 面 ㊽ 体 ㊾ 面 ㊿ 体	点	E5	2	その他の樹木畑は、樹木を栽培している土地に適用する。																														
																						22	牧 草 地	一般 灌 漑 河 川	一般		取得方法 ① 点 ② 線 ③ 面 ④ 体 ⑤ 面 ⑥ 体 ⑦ 面 ⑧ 体 ⑨ 面 ⑩ 体 ⑪ 面 ⑫ 体 ⑬ 面 ⑭ 体 ⑮ 面 ⑯ 体 ⑰ 面 ⑱ 体 ⑲ 面 ⑳ 体 ㉑ 面 ㉒ 体 ㉓ 面 ㉔ 体 ㉕ 面 ㉖ 体 ㉗ 面 ㉘ 体 ㉙ 面 ㉚ 体 ㉛ 面 ㉜ 体 ㉝ 面 ㉞ 体 ㉟ 面 ㊱ 体 ㊲ 面 ㊳ 体 ㊴ 面 ㊵ 体 ㊶ 面 ㊷ 体 ㊸ 面 ㊹ 体 ㊺ 面 ㊻ 体 ㊼ 面 ㊽ 体 ㊾ 面 ㊿ 体	点	E5	2	牧草を栽培している土地をいう。																				
																																23	芝 地	一般 灌 漑 河 川	一般		取得方法 ① 点 ② 線 ③ 面 ④ 体 ⑤ 面 ⑥ 体 ⑦ 面 ⑧ 体 ⑨ 面 ⑩ 体 ⑪ 面 ⑫ 体 ⑬ 面 ⑭ 体 ⑮ 面 ⑯ 体 ⑰ 面 ⑱ 体 ⑲ 面 ⑳ 体 ㉑ 面 ㉒ 体 ㉓ 面 ㉔ 体 ㉕ 面 ㉖ 体 ㉗ 面 ㉘ 体 ㉙ 面 ㉚ 体 ㉛ 面 ㉜ 体 ㉝ 面 ㉞ 体 ㉟ 面 ㊱ 体 ㊲ 面 ㊳ 体 ㊴ 面 ㊵ 体 ㊶ 面 ㊷ 体 ㊸ 面 ㊹ 体 ㊺ 面 ㊻ 体 ㊼ 面 ㊽ 体 ㊾ 面 ㊿ 体	点	E5	2	芝草は、芝を播いて管理している遊園、ゴルフ場、運動場等に適用する。										
																																										31	成 果 樹 林	一般 灌 漑 河 川	一般		取得方法 ① 点 ② 線 ③ 面 ④ 体 ⑤ 面 ⑥ 体 ⑦ 面 ⑧ 体 ⑨ 面 ⑩ 体 ⑪ 面 ⑫ 体 ⑬ 面 ⑭ 体 ⑮ 面 ⑯ 体 ⑰ 面 ⑱ 体 ⑲ 面 ⑳ 体 ㉑ 面 ㉒ 体 ㉓ 面 ㉔ 体 ㉕ 面 ㉖ 体 ㉗ 面 ㉘ 体 ㉙ 面 ㉚ 体 ㉛ 面 ㉜ 体 ㉝ 面 ㉞ 体 ㉟ 面 ㊱ 体 ㊲ 面 ㊳ 体 ㊴ 面 ㊵ 体 ㊶ 面 ㊷ 体 ㊸ 面 ㊹ 体 ㊺ 面 ㊻ 体 ㊼ 面 ㊽ 体 ㊾ 面 ㊿ 体	点	E5	2	樹高2.0m以上の広葉樹が密生している土地をいう。 広葉樹林は、樹高2.0m以上の広葉樹が密生している地域に適用する。ただし、雑木林は樹高2.0m未満でも適用する。

土地利用等

大分 分類	分 類 コード	分 類 コード 目次	名 称	地域情報レベル		図 式	デ ー タ タ イ プ		編 号	通 用	備 考																																								
				530	1000		2500	5000				取得方法	図 形 区 分	デ ィ タ	方 向 性																																				
土 地 利 用 等	63	15	低 樹 園	一般 灌 漑 河 川	一般		取得方法 ① 点 ② 線 ③ 面 ④ 体 ⑤ 面 ⑥ 体 ⑦ 面 ⑧ 体 ⑨ 面 ⑩ 体 ⑪ 面 ⑫ 体 ⑬ 面 ⑭ 体 ⑮ 面 ⑯ 体 ⑰ 面 ⑱ 体 ⑲ 面 ⑳ 体 ㉑ 面 ㉒ 体 ㉓ 面 ㉔ 体 ㉕ 面 ㉖ 体 ㉗ 面 ㉘ 体 ㉙ 面 ㉚ 体 ㉛ 面 ㉜ 体 ㉝ 面 ㉞ 体 ㉟ 面 ㊱ 体 ㊲ 面 ㊳ 体 ㊴ 面 ㊵ 体 ㊶ 面 ㊷ 体 ㊸ 面 ㊹ 体 ㊺ 面 ㊻ 体 ㊼ 面 ㊽ 体 ㊾ 面 ㊿ 体	点	E5	2	果樹園は、果樹を栽培している土地に適用する。																																								
												21	その他の樹木畑	一般 灌 漑 河 川	一般		取得方法 ① 点 ② 線 ③ 面 ④ 体 ⑤ 面 ⑥ 体 ⑦ 面 ⑧ 体 ⑨ 面 ⑩ 体 ⑪ 面 ⑫ 体 ⑬ 面 ⑭ 体 ⑮ 面 ⑯ 体 ⑰ 面 ⑱ 体 ⑲ 面 ⑳ 体 ㉑ 面 ㉒ 体 ㉓ 面 ㉔ 体 ㉕ 面 ㉖ 体 ㉗ 面 ㉘ 体 ㉙ 面 ㉚ 体 ㉛ 面 ㉜ 体 ㉝ 面 ㉞ 体 ㉟ 面 ㊱ 体 ㊲ 面 ㊳ 体 ㊴ 面 ㊵ 体 ㊶ 面 ㊷ 体 ㊸ 面 ㊹ 体 ㊺ 面 ㊻ 体 ㊼ 面 ㊽ 体 ㊾ 面 ㊿ 体	点	E5	2	その他の樹木畑は、樹木を栽培している土地に適用する。																														
																						22	牧 草 地	一般 灌 漑 河 川	一般		取得方法 ① 点 ② 線 ③ 面 ④ 体 ⑤ 面 ⑥ 体 ⑦ 面 ⑧ 体 ⑨ 面 ⑩ 体 ⑪ 面 ⑫ 体 ⑬ 面 ⑭ 体 ⑮ 面 ⑯ 体 ⑰ 面 ⑱ 体 ⑲ 面 ⑳ 体 ㉑ 面 ㉒ 体 ㉓ 面 ㉔ 体 ㉕ 面 ㉖ 体 ㉗ 面 ㉘ 体 ㉙ 面 ㉚ 体 ㉛ 面 ㉜ 体 ㉝ 面 ㉞ 体 ㉟ 面 ㊱ 体 ㊲ 面 ㊳ 体 ㊴ 面 ㊵ 体 ㊶ 面 ㊷ 体 ㊸ 面 ㊹ 体 ㊺ 面 ㊻ 体 ㊼ 面 ㊽ 体 ㊾ 面 ㊿ 体	点	E5	2	牧草を栽培している土地をいう。																				
																																23	芝 地	一般 灌 漑 河 川	一般		取得方法 ① 点 ② 線 ③ 面 ④ 体 ⑤ 面 ⑥ 体 ⑦ 面 ⑧ 体 ⑨ 面 ⑩ 体 ⑪ 面 ⑫ 体 ⑬ 面 ⑭ 体 ⑮ 面 ⑯ 体 ⑰ 面 ⑱ 体 ⑲ 面 ⑳ 体 ㉑ 面 ㉒ 体 ㉓ 面 ㉔ 体 ㉕ 面 ㉖ 体 ㉗ 面 ㉘ 体 ㉙ 面 ㉚ 体 ㉛ 面 ㉜ 体 ㉝ 面 ㉞ 体 ㉟ 面 ㊱ 体 ㊲ 面 ㊳ 体 ㊴ 面 ㊵ 体 ㊶ 面 ㊷ 体 ㊸ 面 ㊹ 体 ㊺ 面 ㊻ 体 ㊼ 面 ㊽ 体 ㊾ 面 ㊿ 体	点	E5	2	芝草は、芝を播いて管理している遊園、ゴルフ場、運動場等に適用する。										
																																										31	成 果 樹 林	一般 灌 漑 河 川	一般		取得方法 ① 点 ② 線 ③ 面 ④ 体 ⑤ 面 ⑥ 体 ⑦ 面 ⑧ 体 ⑨ 面 ⑩ 体 ⑪ 面 ⑫ 体 ⑬ 面 ⑭ 体 ⑮ 面 ⑯ 体 ⑰ 面 ⑱ 体 ⑲ 面 ⑳ 体 ㉑ 面 ㉒ 体 ㉓ 面 ㉔ 体 ㉕ 面 ㉖ 体 ㉗ 面 ㉘ 体 ㉙ 面 ㉚ 体 ㉛ 面 ㉜ 体 ㉝ 面 ㉞ 体 ㉟ 面 ㊱ 体 ㊲ 面 ㊳ 体 ㊴ 面 ㊵ 体 ㊶ 面 ㊷ 体 ㊸ 面 ㊹ 体 ㊺ 面 ㊻ 体 ㊼ 面 ㊽ 体 ㊾ 面 ㊿ 体	点	E5	2	樹高2.0m以上の広葉樹が密生している土地をいう。 広葉樹林は、樹高2.0m以上の広葉樹が密生している地域に適用する。ただし、雑木林は樹高2.0m未満でも適用する。

表現の適正化

地形等

大分 分類	分 類 コード	名 称	地図情報レベル		図 式	取得方法	図形区分	データータイプ		編 号	備 考	
			500	1000 2500 5000				ア タ ク タ	方 向			
地 形 等	72	13 散 岩	一般 河川	500 1000 2500 5000		高度の低い方を右にみる形で取得する 場合、記号表示位置の向きを記す	線	E2	2	地形に散在する岩石をいい、散岩を指す。 1 散岩とは、地形に散在する岩石をいい、散岩を指すものとする。 2 散岩の表示は、大きさが横上1.5m×1.5m以上のものに準拠し、その縮尺変更は縮尺倍率1.5倍（図式分類コードが-12）の記号を組み合わせる。表示する。 3 散岩（小）の表示は、大きさが横上1.5m×1.5m以上のものに準拠し、当該位置に記号を表示する。		
						高度の低い方を右にみる形で取得する 場合、記号表示位置の向きを記す	点	E5			有	
地 形 等	14	さんご礁	一般 河川	500 1000 2500 5000		高度の低い方を右にみる形で取得する 場合、記号表示位置の向きを記す	線	E2	2	高度の低い方を右にみる形で取得する 場合、記号表示位置の向きを記す	高度の低い方を右にみる形で取得する 場合、記号表示位置の向きを記す	地形に散在する岩石をいい、散岩を指す。 1 散岩とは、地形に散在する岩石をいい、散岩を指すものとする。 2 散岩の表示は、大きさが横上1.5m×1.5m以上のものに準拠し、その縮尺変更は縮尺倍率1.5倍（図式分類コードが-12）の記号を組み合わせる。表示する。 3 散岩（小）の表示は、大きさが横上1.5m×1.5m以上のものに準拠し、当該位置に記号を表示する。
						高度の低い方を右にみる形で取得する 場合、記号表示位置の向きを記す	線	E2				

地形等

大分 分類	分 類 コード	名 称	地図情報レベル		図 式	取得方法	図形区分	データータイプ		編 号	備 考
			500	1000 2500 5000				ア タ ク タ	方 向		
地 形 等	72	13 散 岩	一般 河川	500 1000 2500 5000		高度の低い方を右にみる形で取得する 場合、記号表示位置の向きを記す	線	E2	2	地形に散在する岩石をいい、散岩を指す。 1 散岩とは、地形に散在する岩石をいい、散岩を指すものとする。 2 散岩の表示は、大きさが横上1.5m×1.5m以上のものに準拠し、その縮尺変更は縮尺倍率1.5倍（図式分類コードが-12）の記号を組み合わせる。表示する。 3 散岩（小）の表示は、大きさが横上1.5m×1.5m以上のものに準拠し、当該位置に記号を表示する。	
						高度の低い方を右にみる形で取得する 場合、記号表示位置の向きを記す	点	E5			有
地 形 等	14	さんご礁	一般 河川	500 1000 2500 5000		高度の低い方を右にみる形で取得する 場合、記号表示位置の向きを記す	線	E2	2	地形に散在する岩石をいい、散岩を指す。 1 散岩とは、地形に散在する岩石をいい、散岩を指すものとする。 2 散岩の表示は、大きさが横上1.5m×1.5m以上のものに準拠し、その縮尺変更は縮尺倍率1.5倍（図式分類コードが-12）の記号を組み合わせる。表示する。 3 散岩（小）の表示は、大きさが横上1.5m×1.5m以上のものに準拠し、当該位置に記号を表示する。	
						高度の低い方を右にみる形で取得する 場合、記号表示位置の向きを記す	線	E2			有

変更

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント
<p style="text-align: right;"><u>附属資料</u></p> <p style="text-align: center;">公共測量標準図式 数値地形図データ取得分類基準表 応用測量</p>	<p style="text-align: right;"><u>附属資料</u></p> <p style="text-align: center;">公共測量標準図式 数値地形図データ取得分類基準表 応用測量</p>	<p>表現の適正化</p>

図形記号

大分類	分コード	項目	目次	名称	図式	取得方法	データタイプ			備考			
							図形区分	データ	レコード		属性数値		
交差	25	形状	記号	01	IP (IP点)		記号表示位置の点を取得 挿入位置	点	E5	3	中心線距離のIP点をいう。		
				02	IP方向線		IP点間の方向線を取得	線	E2	3	IP点間に引いた方向線をいう。		
				03	主要点 (役点)		記号表示位置の点を取得 挿入位置	点	E5	3	中心線距離のB.C.、E.C等の主要点をいう。		
				04	中心点 (中心点)		中心点の座標を取得 (属性区分8、属性データの重み45%) 挿入位置	属性	E8	有	中心点の主要をいう。路線番号区分 (必須)、路線番号 (属性)、測点名 (必須)、主要距離 (必須)、追加距離 (必須) で構成され、属性は省略可能である。 形式は、"A2.15.4K.A24.13.117"とする。 属性値は、計測点からの距離をmm単位で記述する。 注記距離は、路線の開始点からの追加距離をmm単位で記述する。		
				05	中心線		中心点の座標を取得 (属性区分8、属性データの重み45%) 挿入位置	属性	E8	有	中心点の主要をいう。路線番号区分 (必須)、路線番号 (属性)、測点名 (必須)、主要距離 (必須)、追加距離 (必須) で構成され、属性は省略可能である。 形式は、"A2.15.4K.A24.13.117"とする。 属性値は、計測点からの距離をmm単位で記述する。 注記距離は、路線の開始点からの追加距離をmm単位で記述する。		
交差	25	形状	記号	中心線	01	直線		直線区間を形式から形式方向に取得 M1 ----- M2	線	E2	有	3	中心線の直線区間をいう。
					02	円弧		円弧区間を形式から形式方向に取得 M1 --- M2	線	E4	有	3	中心線の円弧区間をいう。
					03	クロソイド		クロソイド区間を形式から形式方向に取得 M1 --- M2	線	E2	有	3	中心線のクロソイド区間をいう。
					04	その他の線形曲線		その他の線形曲線を形式から形式方向に取得 M1 --- M2	線	E2	有	3	中心線のその他の線形曲線をいう。

図形記号

大分類	分コード	項目	目次	名称	図式	取得方法	データタイプ			備考			
							図形区分	データ	レコード		属性数値		
交差	25	形状	記号	01	IP (IP点)		記号表示位置の点を取得 挿入位置	点	E5	3	中心線距離のIP点をいう。		
				02	IP方向線		IP点間の方向線を取得	線	E2	3	IP点間に引いた方向線をいう。		
				03	主要点 (役点)		記号表示位置の点を取得 挿入位置	点	E5	3	中心線距離のB.C.、E.C等の主要点をいう。		
				04	中心点 (中心点)		中心点の座標を取得 (属性区分8、属性データの重み45%) 挿入位置	属性	E8	有	中心点の主要をいう。路線番号区分 (必須)、路線番号 (属性)、測点名 (必須)、主要距離 (必須)、追加距離 (必須) で構成され、属性は省略可能である。 形式は、"A2.15.4K.A24.13.117"とする。 属性値は、計測点からの距離をmm単位で記述する。 注記距離は、路線の開始点からの追加距離をmm単位で記述する。		
				05	中心線		中心点の座標を取得 (属性区分8、属性データの重み45%) 挿入位置	属性	E8	有	中心点の主要をいう。路線番号区分 (必須)、路線番号 (属性)、測点名 (必須)、主要距離 (必須)、追加距離 (必須) で構成され、属性は省略可能である。 形式は、"A2.15.4K.A24.13.117"とする。 属性値は、計測点からの距離をmm単位で記述する。 注記距離は、路線の開始点からの追加距離をmm単位で記述する。		
交差	25	形状	記号	中心線	01	直線		直線区間を形式から形式方向に取得 M1 ----- M2	線	E2	有	3	中心線の直線区間をいう。
					02	円弧		円弧区間を形式から形式方向に取得 M1 --- M2	線	E4	有	3	中心線の円弧区間をいう。
					03	クロソイド		クロソイド区間を形式から形式方向に取得 M1 --- M2	線	E2	有	3	中心線のクロソイド区間をいう。
					04	その他の線形曲線		その他の線形曲線を形式から形式方向に取得 M1 --- M2	線	E2	有	3	中心線のその他の線形曲線をいう。

表現の適正化

図形記号

大分類	分類コード	名 称	図 式	データタイプ			備 考	
				取得方法	図形区分	属性		
建築	25	05	属性	中心線の基準点を取得（属性区分は、属性データの重複はなし）	属性	線	線	中心線の基準点を取得（属性区分は、属性データの重複はなし） 中心線の基準点を取得（属性区分は、属性データの重複はなし） 中心線の基準点を取得（属性区分は、属性データの重複はなし） 中心線の基準点を取得（属性区分は、属性データの重複はなし） 中心線の基準点を取得（属性区分は、属性データの重複はなし） 中心線の基準点を取得（属性区分は、属性データの重複はなし） 中心線の基準点を取得（属性区分は、属性データの重複はなし） 中心線の基準点を取得（属性区分は、属性データの重複はなし） 中心線の基準点を取得（属性区分は、属性データの重複はなし） 中心線の基準点を取得（属性区分は、属性データの重複はなし） 中心線の基準点を取得（属性区分は、属性データの重複はなし） 中心線の基準点を取得（属性区分は、属性データの重複はなし）
				06	その他の諸線線記	線	線	中心線以外の諸線線記をいう。
				07	図引引出線	線	線	図引引出線
				11	多角点（記号）	点	点	多角点と中心線引出線
				12	引線（線）	線	線	引線（線）
				06	その他の諸線線記	線	線	中心線以外の諸線線記をいう。
				07	図引引出線	線	線	図引引出線
				11	多角点（記号）	点	点	多角点と中心線引出線
				12	引線（線）	線	線	引線（線）
				06	その他の諸線線記	線	線	中心線以外の諸線線記をいう。
				07	図引引出線	線	線	図引引出線
				11	多角点（記号）	点	点	多角点と中心線引出線
12	引線（線）	線	線	引線（線）				

図形記号

大分類	分類コード	名 称	図 式	データタイプ			備 考	
				取得方法	図形区分	属性		
建築	25	05	属性	中心線の基準点を取得（属性区分は、属性データの重複はなし）	属性	線	線	中心線の基準点を取得（属性区分は、属性データの重複はなし） 中心線の基準点を取得（属性区分は、属性データの重複はなし） 中心線の基準点を取得（属性区分は、属性データの重複はなし） 中心線の基準点を取得（属性区分は、属性データの重複はなし） 中心線の基準点を取得（属性区分は、属性データの重複はなし） 中心線の基準点を取得（属性区分は、属性データの重複はなし） 中心線の基準点を取得（属性区分は、属性データの重複はなし） 中心線の基準点を取得（属性区分は、属性データの重複はなし） 中心線の基準点を取得（属性区分は、属性データの重複はなし） 中心線の基準点を取得（属性区分は、属性データの重複はなし） 中心線の基準点を取得（属性区分は、属性データの重複はなし） 中心線の基準点を取得（属性区分は、属性データの重複はなし）
				06	その他の諸線線記	線	線	中心線以外の諸線線記をいう。
				07	図引引出線	線	線	図引引出線
				11	多角点（記号）	点	点	多角点と中心線引出線
				12	引線（線）	線	線	引線（線）
				06	その他の諸線線記	線	線	中心線以外の諸線線記をいう。
				07	図引引出線	線	線	図引引出線
				11	多角点（記号）	点	点	多角点と中心線引出線
				12	引線（線）	線	線	引線（線）
				06	その他の諸線線記	線	線	中心線以外の諸線線記をいう。
				07	図引引出線	線	線	図引引出線
				11	多角点（記号）	点	点	多角点と中心線引出線
12	引線（線）	線	線	引線（線）				

表現の適正化

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント
<p style="text-align: right;"><u>附属資料</u></p> <p style="text-align: center;">公共測量標準図式 数値地形図データ取得分類基準表 測量記録</p>	<p style="text-align: right;"><u>附属資料</u></p> <p style="text-align: center;">公共測量標準図式 数値地形図データ取得分類基準表 測量記録</p>	<p>表現の適正化</p>

大分県 分庁別 分類コード	分類 コード シリアル 番号	名称	図式	データタイプ				備考
				取得方法	測形区分	ポイント	シフト 方向	
78	01	標定点		記号表示位置の点を取得 ● 標定点	点	E5	3	標定点位置
	02	対空標識		記号表示位置の点を取得 △ 対空標識	点	E5	3	対空標識位置
	04	主点		記号表示位置の点を取得 ○ 主点	点	E5	3	空中三角測量基準位置
	05	タイポイント		記号表示位置の点を取得 ● タイポイント	点	E5	3	空中三角測量基準位置
	06	連絡	—	標識点から撮影コースへの連絡を取得 — 連絡	線	E2	3	空中三角測量基準位置
	11	撮影コース	—	撮影コースの順番を取得 (隣接区分、真 北方向の形式ASD) — 撮影コース	属性	E8	3	撮影コースの順番をいう。コース番号、使用カメラ 名、カメラ番号 (シリアル番号)、撮影区分、撮影年月 (YYMM)、始点写真番号、終点写真番号、写真枚数 (YMM)、測点写真番号、測点写真番号、"M" ZAH0.17.14.15.3M"の形式で記述する。
	12	撮影主点		記号表示位置の点を取得 ○ 撮影主点	点	E5	3	撮影主点位置
	13	写真枠		写真の枠を取得 (撮影基準位置) — 写真枠	面	E1	3	○ 空中三角測量基準位置
	14	撮影区域	—	撮影区域を取得 — 撮影区域	線	E2	3	撮影主点位置
	21	作成範囲	—	作成範囲を取得 — 作成範囲	面	E1	4	撮影主点位置

大分県 分庁別 分類コード	分類 コード シリアル 番号	名称	図式	データタイプ				備考
				取得方法	測形区分	ポイント	シフト 方向	
78	01	標定点		記号表示位置の点を取得 ● 標定点	点	E5	3	標定点位置
	02	対空標識		記号表示位置の点を取得 △ 対空標識	点	E5	3	対空標識位置
	04	主点		記号表示位置の点を取得 ○ 主点	点	E5	3	空中三角測量基準位置
	05	タイポイント		記号表示位置の点を取得 ● タイポイント	点	E5	3	空中三角測量基準位置
	06	連絡	—	標識点から撮影コースへの連絡を取得 — 連絡	線	E2	3	空中三角測量基準位置
	11	撮影コース	—	撮影コースの順番を取得 (隣接区分、 真北方向の形式ASD) — 撮影コース	属性	E8	3	撮影コースの順番をいう。コース番号、使用カメラ 名、カメラ番号 (シリアル番号)、撮影区分、撮影年月 (YYMM)、始点写真番号、終点写真番号、写真枚数 (YMM)、測点写真番号、測点写真番号、"M" ZAH0.17.14.15.3M"の形式で記述する。
	12	撮影主点		記号表示位置の点を取得 ○ 撮影主点	点	E5	3	撮影主点位置
	13	写真枠		写真の枠を取得 (撮影基準位置) — 写真枠	面	E1	3	○ 空中三角測量基準位置
	14	撮影区域	—	撮影区域を取得 — 撮影区域	線	E2	3	撮影主点位置
	21	作成範囲	—	作成範囲を取得 — 作成範囲	面	E1	4	撮影主点位置

変更

改正案

現行（令和2年3月31日改正）

コメント

大分類	分類コード	分	表示対象	字 大		字隔	データタイプ	注記法の区分				全角・半角	備 考 (記載例)	
				500	1000			小対象物	地域 (I)	地域 (II)	線状			
														データ
注 記	82	21	測点名称	2.5		1/4	注記	E7	○				全角・半角	
		22	電算番号	2.5		1/4	注記	E7	○				半角	
		23	セッション名	2.5		1/4	注記	E7	○				半角	
	82	31	測点名称	2.5		1/4	注記	E7	○				全角・半角	
		32	観測路線番号	2.5		1/4	注記	E7	○				半角	
	78	01	標定点名称	2.0		1/4	注記	E7	○				全角・半角	
		02	対空標機名称	2.0		1/4	注記	E7	○				全角・半角	
		04	主点名称	2.0		1/4	注記	E7	○				半角	
		05	タイポイント名称	2.0		1/4	注記	E7	○				半角	
		11	コース番号	2.0		1/4	注記	E7	○				半角	
		41	写真番号	2.0		1/4	注記	E7	○				半角	
		42	使用カメラ	2.0		1/4	注記	E7	○				半角	
	82	43	画面距離	2.0		1/4	注記	E7	○				半角	
		44	撮影高度	2.0		1/4	注記	E7	○				半角	

大分類	分類コード	分	表示対象	字 大		字隔	データタイプ	注記法の区分				全角・半角	備 考 (記載例)	
				500	1000			小対象物	地域 (I)	地域 (II)	線状			
														データ
注 記	82	21	測点名称	2.5		1/4	注記	E7	○				全角・半角	
		22	電算番号	2.5		1/4	注記	E7	○				半角	
		23	セッション名	2.5		1/4	注記	E7	○				半角	
	82	31	測点名称	2.5		1/4	注記	E7	○				全角・半角	
		32	観測路線番号	2.5		1/4	注記	E7	○				半角	
	78	01	標定点名称	2.0		1/4	注記	E7	○				全角・半角	
		02	対空標機名称	2.0		1/4	注記	E7	○				全角・半角	
		04	主点名称	2.0		1/4	注記	E7	○				半角	
		05	タイポイント名称	2.0		1/4	注記	E7	○				半角	
		11	コース番号	2.0		1/4	注記	E7	○				半角	
		41	写真番号	2.0		1/4	注記	E7	○				半角	
		42	使用カメラ	2.0		1/4	注記	E7	○				半角	
	82	43	画面距離	2.0		1/4	注記	E7	○				半角	
		44	撮影高度	2.0		1/4	注記	E7	○				半角	

変更

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント
<p style="text-align: right;"><u>附属資料</u></p> <p style="text-align: center;">公共測量標準図式 数値地形図データ取得分類コード表</p>	<p style="text-align: right;"><u>附属資料</u></p> <p style="text-align: center;">公共測量標準図式 数値地形図データ取得分類コード表</p>	<p>表現の適正化</p>

改正案

現行（令和2年3月31日改正）

コメント

取得分類コード表

Table with 6 columns: コード, 項目, コード, 項目, コード, 項目. Lists various classification codes and their corresponding items for the proposed amendment.

取得分類コード表

Table with 6 columns: コード, 項目, コード, 項目, コード, 項目. Lists various classification codes and their corresponding items for the current version.

記号の追加
変更

改正案

現行 (令和2年3月31日改正)

コメント

変更

取得分類コード表

取得分類コード表

Table with 4 columns: コード, 項目, コード, 項目. Lists various land acquisition classification codes and their corresponding items.

Table with 4 columns: コード, 項目, コード, 項目. Lists various land acquisition classification codes and their corresponding items, including updates and deletions.

改正案

取得分類コード表

コード	項目	コード	項目
81 XX	注記	25 11	多角点名称
81 00	未分類	25 12	引取
81 10	市・東京都の区	34 XX	建物の付属物
81 11	町・村・指定都市の区	34 04	ブール
81 12	市町村の飛地		
81 13	大区画	52 XX	水部に関する構造物等
81 14	大字・町・丁目	52 13	護岸杭(消波ブロック)
81 15	小字・丁目	52 14	護岸 捨石
81 16	通り		
81 17	その他の地名(大)	52 22	船橋場
81 18	その他の地名(中)		
81 19	その他の地名(小)	52 35	根固
81 21	道路の路線名	52 36	床固 陸部
81 22	道路施設、坂、峠、インターチェンジ	52 37	床固 水面下
81 23	鉄道の路線名	52 38	ジャカゴ
81 24	鉄道施設、駅、停車場、信号所		
81 25	橋	65 XX	用地測量
81 26	トンネル	65 01	中心杭番号
81 31	建物の名称	65 02	用地杭名称
81 34	建物の付属物	65 21	境界点名称
81 40	マンホール		
81 41	電柱	71 XX	等高線
81 42	その他の小物体	71 01	等高線(計曲線)
81 51	水部	71 02	等高線(主曲線)
81 52	水部施設	71 03	等高線(補助曲線)
81 53	地下水部	71 04	等高線(特殊補助曲線)
81 61	法面、構面	71 05	凹地(計曲線)
81 62	跡地、場地	71 06	凹地(主曲線)
81 63	植生	71 07	凹地(補助曲線)
81 71	山地	71 08	凹地(特殊補助曲線)
81 73	標高注記		
81 81	説明注記	73 XX	基準点
81 99	指示点	73 01	三角点
		73 02	水準点
82 XX	測量記録等	73 03	多角点
82 0X	応用測量資料	73 04	公共基準点(三角点)
82 01	図面タイトル	73 05	公共基準点(水準点)
82 02	図面縮尺	73 06	公共基準点(多角点)
82 03	地区名	73 07	その他基準点
82 04	計画機関名	73 08	電子基準点
82 05	作業機関名	73 09	公共電子基準点
82 06	作成年月日		
82 07	タイトル(文字)	73 11	標石を有しない標高点
82 08	凡例(文字)	73 12	顕化標高点
82 09	作表(文字)		
82 11	方眼座標値		
82 12	方位		
82 2X	基準点網図		
82 21	測点名称		
82 22	電算番号		
82 23	セッション名		
82 3X	簡易水準測量		
82 31	測点名称		
82 32	観測路線番号		
82 4X	空中写真資料		
82 41	写真番号		
82 42	使用カメラ		
82 43	画面距離		
82 44	撮影高度		
82 6X	用地測量		
82 61	点間の距離		
82 62	地番		
82 63	地目		
82 64	所有者等の氏名		
82 65	不動産番号		
82 66	座標系		
22 XX	道路施設		
22 55	距離標(Km)		
22 56	距離標(m)		
25 XX	線形		
25 01	IP(IP杭)		
25 03	主要点(税杭)		
25 04	中心点(中心杭)		
25 07	税杭引出要素		

現行(令和2年3月31日改正)

取得分類コード表

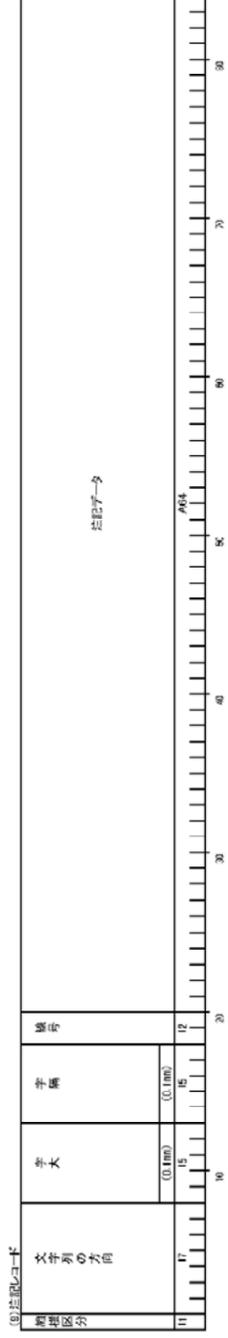
コード	項目	コード	項目
81 XX	注記	25 11	多角点名称
81 00	未分類	25 12	引取
81 10	市・東京都の区	34 XX	建物の付属物
81 11	町・村・指定都市の区	34 04	ブール
81 12	市町村の飛地		
81 13	大区画	52 XX	水部に関する構造物等
81 14	大字・町・丁目	52 13	護岸杭(消波ブロック)
81 15	小字・丁目	52 14	護岸 捨石
81 16	通り		
81 17	その他の地名(大)	52 22	船橋場
81 18	その他の地名(中)		
81 19	その他の地名(小)	52 35	根固
81 21	道路の路線名	52 36	床固 陸部
81 22	道路施設、坂、峠、インターチェンジ	52 37	床固 水面下
81 23	鉄道の路線名	52 38	ジャカゴ
81 24	鉄道施設、駅、停車場、信号所		
81 25	橋	65 XX	用地測量
81 26	トンネル	65 01	中心杭番号
81 31	建物の名称	65 02	用地杭名称
81 34	建物の付属物	65 21	境界点名称
81 40	マンホール		
81 41	電柱	71 XX	等高線
81 42	その他の小物体	71 01	等高線(計曲線)
81 51	水部	71 02	等高線(主曲線)
81 52	水部施設	71 03	等高線(補助曲線)
81 53	地下水部	71 04	等高線(特殊補助曲線)
81 61	法面、構面	71 05	凹地(計曲線)
81 62	跡地、場地	71 06	凹地(主曲線)
81 63	植生	71 07	凹地(補助曲線)
81 71	山地	71 08	凹地(特殊補助曲線)
81 73	標高注記		
81 81	説明注記	73 XX	基準点
81 99	指示点	73 01	三角点
		73 02	水準点
82 XX	測量記録等	73 03	多角点
82 0X	応用測量資料	73 04	公共基準点(三角点)
82 01	図面タイトル	73 05	公共基準点(水準点)
82 02	図面縮尺	73 06	公共基準点(多角点)
82 03	地区名	73 07	その他基準点
82 04	計画機関名	73 08	電子基準点
82 05	作業機関名	73 09	公共電子基準点
82 06	作成年月日		
82 07	タイトル(文字)	73 11	標石を有しない標高点
82 08	凡例(文字)	73 12	顕化標高点
82 09	作表(文字)		
82 11	方眼座標値		
82 12	方位		
82 2X	基準点網図		
82 21	測点名称		
82 22	電算番号		
82 23	セッション名		
82 3X	簡易水準測量		
82 31	測点名称		
82 32	観測路線番号		
82 4X	空中写真資料		
82 41	写真番号		
82 42	使用カメラ		
82 43	画面距離		
82 44	撮影高度		
82 6X	用地測量		
82 61	点間の距離		
82 62	地番		
82 63	地目		
82 64	所有者等の氏名		
82 65	不動産番号		
82 66	座標系		
22 XX	道路施設		
22 55	距離標(Km)		
22 56	距離標(m)		
25 XX	線形		
25 01	IP(IP杭)		
25 03	主要点(税杭)		
25 04	中心点(中心杭)		
25 07	税杭引出要素		

コメント

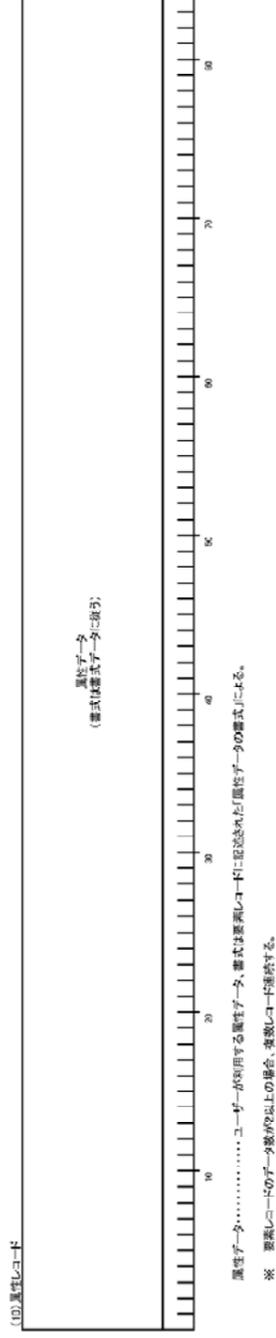
変更

改正案	現行（令和2年3月31日改正）	コメント
<p style="text-align: right;"><u>附属資料</u></p> <p style="text-align: center;">公共測量標準図式 数値地形図データファイル仕様</p>	<p style="text-align: right;"><u>附属資料</u></p> <p style="text-align: center;">公共測量標準図式 数値地形図データファイル仕様</p>	<p>表現の適正化</p>

数値地形図データファイル仕様



詳細区分……………文字列の並びがわかり易い区分
 0：横書き 公表別冊
 1：縦書き 各年別冊
 文字列の方向……………注記の表示方向を示す文字。単位は度。縦書きの場合は「05' ~45'」、横書きの場合は「45' ~45'」とする。
 字大……………字の大きさ。単位は10分のミリメートル。
 字幅……………字の幅。単位は10分のミリメートル。念角、半角が指定される場合には、念角を基準とする。
 線号……………線の太さ。線号の末尾を記述する。
 注記データ……………注記文字データ(JIS第1及び第2水準) 補綴コードにまたがり、レコードの区切りは念角文字がきた場合には、バイトに分割して格納する。
 ※ 距離しコードのデータ数が、該字の場合同上、該数字の場合65以上の場合は、注記レコードが、複数連続する。

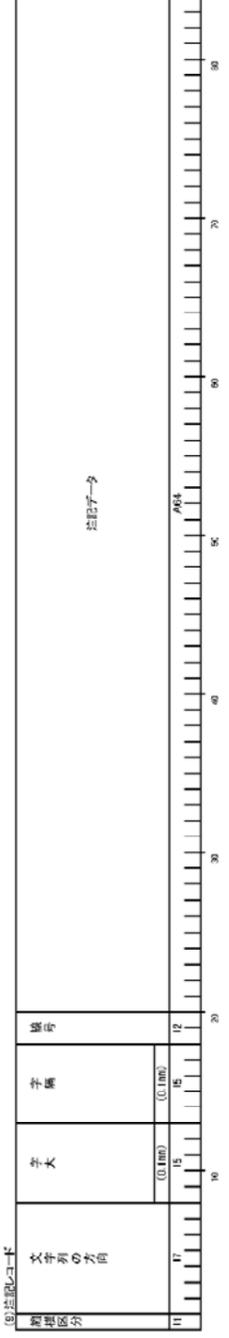


注記データ……………ユーザが使用する属性データ、書式は距離しコードに記述された属性データの書式による。
 ※ 距離しコードのデータ数が以上の場合、複数レコード連続する。

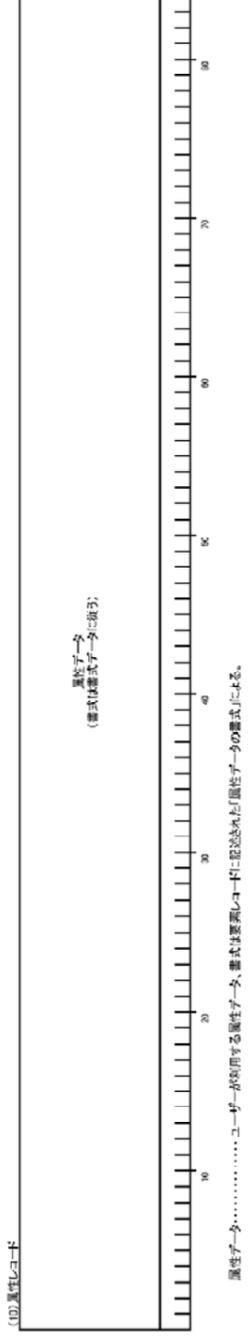
⑩注記コード

現行 (令和2年3月31日改正)

数値地形図データファイル仕様



詳細区分……………文字列の並びがわかり易い区分
 0：横書き 公表別冊
 1：縦書き 各年別冊
 文字列の方向……………注記の表示方向を示す文字。単位は度。縦書きの場合は「05' ~45'」、横書きの場合は「45' ~45'」とする。
 字大……………字の大きさ。単位は10分のミリメートル。
 字幅……………字の幅。単位は10分のミリメートル。念角、半角が指定される場合には、念角を基準とする。
 線号……………線の太さ。線号の末尾を記述する。
 注記データ……………注記文字データ(JIS第1及び第2水準) 補綴コードにまたがり、レコードの区切りは念角文字がきた場合には、バイトに分割して格納する。
 ※ 距離しコードのデータ数が、該字の場合同上、該数字の場合65以上の場合は、注記レコードが、複数連続する。



注記データ……………ユーザが使用する属性データ、書式は距離しコードに記述された属性データの書式による。
 ※ 距離しコードのデータ数が以上の場合、複数レコード連続する。

⑩注記コード

表現の適正化

コメント

数値地形図データファイル仕様

表1-1部分

コード	内容
0	表1-1方式(1)に準ずるものの形式で記述したデータの取得
1	取得元の形式を指定する(1桁)
2	二次元座標レコード(座標形式の形式を指定したものの)
3	座標形式を指定したものの形式
4	注記レコード
5	属性レコード
6	二次元座標レコード(二次元座標形式の形式を指定したものの)

注記区分

コード	内容
0	区分しない
1	漢字
2	英数字

集積区分

コード	上位桁	下位桁
1	基準点測量成果を用いる方法	地測情報レベル区分 1~ 53
2	TS等を用いた数値測量	~ 103
3	傾斜計による他の測量方法(傾斜計データのみ)	~ 253
4	傾斜計による他の測量方法(傾斜計データのみ)	~ 503
5	傾斜計による他の測量方法(傾斜計データのみ)	~ 1003
6	傾斜計による他の測量方法(傾斜計データのみ)	~ 2503
7		~ 5003
8		~ 10003
9	その他	その他

図形区分

コード	内容	対象となる取得分類項目
0	非区分	対象となる取得分類項目
11	形状別の土地	形状別の土地
21	道路	道路
31	河川	河川
41	鉄道	鉄道
51	航空機	航空機
61	トンネル	トンネル
71	橋	橋
81	崖	崖
91	その他	その他

道筋区分

コード	内容
0	指定しない
1~9	指定する(数字は優先順位)

基位区分

コード	内容
0	指定しない
1~9	指定する(数字は優先順位)

データタイプ

データタイプ	レコードタイプ
道	E1
橋	E2
川	E3
トンネル	E4
崖	E5
方向	E6
注記	E7
属性	E8

改正案

現行 (令和2年3月31日改正)

コメント

数値地形図データファイル仕様

表1-1部分

コード	内容
0	表1-1方式(1)に準ずるものの形式で記述したデータの取得
1	取得元の形式を指定する(1桁)
2	二次元座標レコード(座標形式の形式を指定したものの)
3	座標形式を指定したものの形式
4	注記レコード
5	属性レコード
6	二次元座標レコード(二次元座標形式の形式を指定したものの)

注記区分

コード	内容
0	区分しない
1	漢字
2	英数字

集積区分

コード	上位桁	下位桁
1	基準点測量成果を用いる方法	地測情報レベル区分 1~ 53
2	TS等を用いた数値測量	~ 103
3	傾斜計による他の測量方法(傾斜計データのみ)	~ 253
4	傾斜計による他の測量方法(傾斜計データのみ)	~ 503
5	傾斜計による他の測量方法(傾斜計データのみ)	~ 1003
6	傾斜計による他の測量方法(傾斜計データのみ)	~ 2503
7		~ 5003
8		~ 10003
9	その他	その他

図形区分

コード	内容	対象となる取得分類項目
0	非区分	対象となる取得分類項目
11	形状別の土地	形状別の土地
21	道路	道路
31	河川	河川
41	鉄道	鉄道
51	航空機	航空機
61	トンネル	トンネル
71	橋	橋
81	崖	崖
91	その他	その他

道筋区分

コード	内容
0	指定しない
1~9	指定する(数字は優先順位)

基位区分

コード	内容
0	指定しない
1~9	指定する(数字は優先順位)

データタイプ

データタイプ	レコードタイプ
道	E1
橋	E2
川	E3
トンネル	E4
崖	E5
方向	E6
注記	E7
属性	E8

道筋区分

コード	内容
0	指定しない
1~9	指定する(数字は優先順位)

基位区分

コード	内容
0	指定しない
1~9	指定する(数字は優先順位)

データタイプ

データタイプ	レコードタイプ
道	E1
橋	E2
川	E3
トンネル	E4
崖	E5
方向	E6
注記	E7
属性	E8

表現の適正化